令 和 ８ 年 度

土 木 部 事 業 概 要

かごしま未来応援隊！

（愛称：KMO『Kagoshima Mirai Ouentai』）



鹿児島県土木部

目　　次

第１章　社会基盤整備の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　第１次国土強靱化実施中期計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第３章　施策の体系（令和８年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第４章　令和８年度当初予算の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第５章　令和８年度の重点施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

第６章　令和８年度の主要施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第７章　土木行政の推進
１　電子入札について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

２　公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）への対応について・　１６

３　建設業における働き方改革の推進について・・・・・・・・・・・・・・・　１７

４　公共土木施設の老朽化対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

５　第１次国土強靱化実施中期計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

６　防災・減災対策のためのソフト施策の充実について　・・・・・・・・・　１８
(1) 水防災意識社会再構築協議会
(2) 流域治水協議会
(3) 土砂災害警戒区域等の指定
(4) 盛土規制法に基づく許可業務等及び既存盛土等調査の実施
(5) 宅地防災対策の促進

７　建築物の耐震化の促進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
(1) 県建築物耐震改修促進計画の改定
(2) 大規模建築物の耐震化の促進
(3) 住宅の耐震化の促進
(4) ブロック塀等の安全対策

８　空き家対策の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
(1) 空き家対策啓発等支援事業
(2) かごしま空き家活用促進事業
(3) 空き家活用セーフティネット住宅改修事業（市町村への間接補助）

第８章　令和８年度事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

第９章　資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

第１章　社会基盤整備の基本的な考え方

１　重点事業と地域密着型事業

県においては、「今後の社会基盤整備のあり方」に基づき、事業を「重点事業」と「地域密着型事業」に区分し、メリハリをつけた社会資本の整備に努めている。

(1) 重点事業（土木部関係分）

「人やモノの交流を支える陸海空の交通ネットワークの形成」や「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業を重点事業として位置づけ、集中的な整備に努める。

①　「人やモノの交流を支える陸海空の交通ネットワークの形成」を図る事業

ア　高規格道路、一般広域道路の整備

イ　離島幹線道路の整備

ウ　重要港湾の整備

②　「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア　甚大な被害（浸水災害、土砂災害）が発生した地域や老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

イ　自然災害を未然に防止する河川の寄洲除去

ウ　災害発生時においても主要防災拠点間の道路網を確保する道路施設の防災対策

エ　警戒避難体制を支援する防災情報の提供

オ　社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

(2) 地域密着型事業

関係市町村との意見交換等を踏まえ、優先度による峻別と重点化を進め、地域にとって真に必要な社会基盤の整備を進める。

２　令和８年度当初予算の状況

区　　分	対前年度当初比
公共事業（土木部）	１００％
重点事業	９５％
交通ネットワークの形成	９４％
安心・安全な県土づくり	９６％
地域密着型事業	１１０％

第２章　第１次国土強靱化実施中期計画

令和７年６月に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組について、初年度分の予算が令和７年度補正予算に前倒しで措置されたところであり、引き続き「防災・減災、国土強靱化」に集中的に取り組む。

１　第１次国土強靱化実施中期計画の概要

(1)　国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

・中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実
・関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進
・発災後の残存リスクの管理 など

(2)　経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

・予防保全型メンテナンスへの早期転換
・広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化
・交通結節点等における防災拠点機能の強化
・上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 など

(3)　デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

・国の地方支分部局等の資機材の充実
・フェーズフリーなデジタル体制の構築 など

(4)　災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

・生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化
・立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進、国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 など

(5)　地域における防災力の一層の強化

・スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善、避難地や救援・救護活動等の拠点の整備・機能強化、国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化
・避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化　など

〈事業規模〉令和８年度から令和 12 年度までの５か年で概ね２０兆円程度

２　本県の防災・減災、国土強靱化事業費（土木部関係）

（県配分額、百万円）

	３か年緊急対策			
	H30 補正	R1 当初	R2 当初	合　計
県 事 業	5,460	8,125	6,942	20,527
直轄負担金	407	1,197	1,614	3,217
合　　計	5,867	9,322	8,556	23,745

	５か年加速化対策					
	R2 補正	R3 補正	R4 補正	R5 補正	R6 補正	合　計
県 事 業	26,524	15,485	17,499	17,492	17,162	94,162
直轄負担金	3,213	2,611	3,315	2,899	4,929	16,967
合　　計	29,737	18,096	20,814	20,391	22,091	111,129

	第１次国土強靱化実施中期計画					
	R7 補正					合　計
県 事 業	17,644					17,644
直轄負担金	4,327					4,327
合　　計	21,970					21,970

第３章　施策の体系（令和８年度）

《かごしま未来創造ビジョンから土木部関連分を抜粋》



第４章　令和８年度当初予算の概要

１　当初予算額

単位：千円、％

区　分	８年度当初予算額	前年度比
一般会計	９６，６０９，８７１	９９．３
特別会計	６，９７３，８５３	９９．８
総　　計	１０３，５８３，７２４	９９．４

＜主な内訳＞

（一般会計）　公　共　事　業　　５８，０４２，７６７千円　（１００．０％）

県単公共事業　　１５，３８４，３３０千円　（１００．１％）

災害復旧事業　　８，８０３，７２５千円　（７９．４％）

その他の事業　１４，３７９，０４９千円　（１１２．７％）

（特別会計）　港湾整備事業　　６，９７３，８５３千円　（９９．８％）

２　債務負担行為

一　般　会　計　　９，０５３，２２９千円

特　別　会　計　　６５０，０００千円

第５章　令和８年度の重点施策

【観光の「稼ぐ力」の向上】

〈魅力ある癒やしの観光地の形成〉

１　鹿児島港本港区エリアまちづくり事業　　29,557 千円

（　鹿児島港本港区エリアコンセプトプランの具体化に向け、県や鹿児島市、関係団体等により構成する懇談会において情報共有や意見交換を行うほか、民間活力の導入に向けた取組を進める。）

【防災対策の更なる充実・強化】

〈能登半島地震を踏まえた防災対策の取り組み〉

２　木造住宅耐震改修加速化事業　　17,000 千円

（　木造住宅の耐震化を加速させるため、市町村が国の補助制度を活用して耐震改修工事費の一部を助成する場合、県が上乗せ補助を実施する。）

【デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上】

〈行政のデジタル化〉

３　デジタル技術を活用した道路パトロール機能強化事業　　4,950 千円

（　道路パトロールの機能強化を図るため、道路維持管理支援システム上のデジタル地図に、道路不具合が発生しやすい箇所を登録し、重点巡視ポイントとして通知する機能を追加搭載する。）

【多様で魅力ある奄美・離島の振興】

〈離島の交通ネットワークの形成〉

４　離島港湾の整備　　4,131,560 千円

（地域産業の振興や離島・奄美地域における定期船等の安全かつ安定的な接岸の確保や、大規模自然災害発生時における緊急物資等の海上からの輸送ルートの確保のため、港湾の整備を行う。）

【安心・安全な県民生活の実現】

〈強靱な県土づくりと危機管理体制の強化〉

５　道路施設の老朽化対策　　2,538,187 千円

橋梁やトンネル、舗装等の道路施設の老朽化対策の推進を図るため、計画的な点検及び補修を行う。

・　実施箇所　国道 267 号　斧渕橋（薩摩川内市）
　　国道 58 号　小和瀬トンネル（奄美市）　など

６　河川改修事業（浸水対策）　　4,090,283 千円

沿川に資産が集積している都市河川やこれまでに大きな浸水被害を受けた河川の抜本対策を行う。

・　対象河川　新川、稲荷川、万之瀬川、雄川、神之川、別府川、
　　羽月川、甲女川、大美川など

【快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造】

〈人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成〉

７　主要幹線道路の整備　　5,938,440 千円

地域間の交流・連携の強化、産業や観光の振興のほか、地域の安心・安全を確保するため高規格道路の整備を行う。

・　実施箇所 国道 504 号　阿久根高尾野道路
　　国道 504 号　宮之城道路
　　国道 504 号　溝辺道路
　　県道鹿屋吾平佐多線　吾平大根占田代道路　　など

８　重要港湾の整備　　3,852,630 千円

国内外の海上輸送ネットワークの拠点としての機能を強化するため志布志港など重要港湾の整備を行う。

９　道路維持補修事業　　3,524,899 千円

県管理道路における安全で快適な交通の確保を図るため、パトロールや草刈り、路面補修のほか、道路補修資材の調達、道路照明や道路情報板の保守点検を行う。

第６章　令和８年度の主要施策

１　誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

(2) 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成

①　生活困窮者等の自立を包括的に支援する体制の構築

事　業　名	８年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
県営住宅建設事業（公共）	698,008 千円	住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を供給するため、県営住宅を整備する。 【佐大熊団地（奄美市）など】
既設県営住宅改善事業（公共）	1,202,416 千円	既設県営住宅の安全性の確保や居住性の向上を図るため、外壁改修や老朽化した設備の改善、バリアフリー化などの住戸改善を行う。 【ラメール中名団地（鹿児島市）など】
住生活基本計画策定事業	5,544 千円	住生活基本法に基づく県住生活基本計画について、社会情勢の変化や全国計画の改定を踏まえ、必要な見直しを行う。

２　脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

(1) 自然と共生する地域社会づくり

①　多様な自然環境の保全・再生

事　業　名	８年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
合併処理浄化槽整備促進事業（県単公共）	180,800 千円	浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業を実施する市町村に対して助成する。 【鹿児島市など 41 市町村】
公共下水道施設整備促進事業（県単公共）	9,000 千円	公共下水道の整備を行う市町村に対して助成する。 【南さつま市１市】
農業集落排水事業（公共）	501,665 千円	農業集落排水施設の整備を行う市町村に対して国補助金により補助を行う（間接補助）。 【大和村など 13 市町村】
農業・漁業集落排水整備促進事業（県単公共）	141,000 千円	農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備を行う市町村に対して助成を行う。 【大和村など 11 市町村】
流域別下水道整備総合計画事業（公共）	20,000 千円	志布志湾において、下水道整備に関する基本計画である流域別下水道整備総合計画を策定するため、水環境の調査等を行う。 【志布志湾流域一円】

3　安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

①　防災・減災対策、国土強靱化の充実強化

主な事業名	８年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
緊急輸送道路等の整備	6,270,883 千円	災害発生時における道路交通の機能を確保するため、緊急輸送道路等の整備を行う。 【国道 447 号　青木バイパス 県道指宿鹿児島インター線　池田工区 県道串木野樋脇線　市比野工区　　など】
橋梁の耐震補強	800,000 千円	緊急車両等の通行を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。 【県道北永野田小浜線　野口橋(霧島市)など】
道路災害防除事業	553,593 千円	道路への落石や斜面崩壊等の被害を未然に防ぐため、防災対策を行う。 【県道出水菱刈線　伊佐市大口田代など】
電線共同溝整備事業	146,590 千円	安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性向上等を図るため、電線の地中化行う。 【県道知名沖永良部空港線　和泊町和泊など】
県単河川等防災事業（寄洲除去）	1,800,000 千円	河川の氾濫を未然に防止するため、着実に寄洲の除去を行う。 【実施箇所　万之瀬川　など】
総合流域防災事業（砂防事業等調査）	410,850 千円	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うため、土砂災害の被害を受けるおそれがある箇所の調査を行う。 【実施箇所　鹿児島市　など】
火山砂防事業	1,069,950 千円	火山地域の荒廃渓流において、土砂流出による災害から人家、耕地等を守るため、砂防堰堤や護岸工等の整備を行う。 【実施箇所　金ヶ迫１（屋久島町）　など】
直轄港湾海岸改修事業	158,400 千円	防災機能の強化とともに、地域活性化の核となる魅力ある海浜空間創造として、国が行う指宿港海岸の海岸事業に負担金を支出する。
港湾海岸高潮対策事業（老朽化対策）	498,435 千円	海岸保全施設について、予防保全型の維持管理を行うため、長寿命化計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。 【実施箇所　鹿児島港海岸、里港海岸など】
港湾施設改良費統合補助事業	1,697,463 千円	港湾施設について、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの抑制を図るため、長寿命化計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。 【実施箇所　宮之浦港(屋久島)、川内港　など】

事　業　名	８年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
建築物耐震化促進事業	55,387 千円	大規模な地震に備えて県民の生命等の安全性を確保するため、法律で耐震診断を義務づけられた大規模建築物の耐震改修等費用の一部を助成する。 【対象建築物　昭和 56 年以前に建築された、３階以上かつ延べ面積 5,000 ㎡以上のホテル・旅館、百貨店、店舗など】

(2) どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくり

①　交通事故の少ないまちづくりの推進

事　業　名	８年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
通学路等の整備（公共、県単公共）	2,865,559 千円	事故発生の危険性が高い通学路における道路などの整備を行う。 【県道小山田谷山線　山田工区 県道布計山野線　山野工区 県道鹿屋環状線　野里工区　　など】
交通安全施設等整備事業(公共、県単公共)	2,383,382 千円	安全で円滑な交通の確保と歩行者の安全な歩行空間を確保するため、路面標示の補修や通学路の合同点検箇所の歩道整備等を行う。 【国道２６９号　肝属郡錦江町城元など】

4　快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造

(1) 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成

①　主要幹線道路等の整備

主な事業名	8年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
直轄道路事業	7,177,641 千円	広域的な交通ネットワークを形成する高規格道路である東九州自動車道や南九州西回り自動車道の整備をはじめ、国が行う道路改築事業等に負担金を支出する。 【東九州自動車道　油津･夏井道路 日南･志布志道路 南九州西回り自動車道　芦北出水道路 阿久根川内道路 鹿児島東西幹線道路　など】

②　港湾施設の整備

主な事業名	8年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
直轄港湾改修事業	2,270,548 千円	国内外の海上輸送ネットワークの拠点としての機能を強化するため、国が行う鹿児島港などの港湾事業に負担金を支出する。
地方港湾の整備	3,492,860 千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するため、垂水港、長浜港、亀徳港等の整備を行う。

③　空港の機能向上

主な事業名	8年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
離島空港の整備	2,355,150 千円	ジェット機就航のため、屋久島空港において滑走路延長を行うとともに、空港施設の機能保持・向上のため、奄美空港等において滑走路端安全区域の整備や航空灯火のＬＥＤ化等を行う。

(2) 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり

主な事業名	8年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
公園の整備	657,035 千円	県民のレクリエーション活動や自然とのふれあいなど、多様なニーズに対応するため、都市公園の整備を行うほか、安全確保のため老朽化した施設の改修等を行う。
街路の整備	807,191 千円	都市交通の円滑化と良好な都市環境の形成を図るための街路及び歩道等の整備を行う。

5　個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

(1) 移住・交流の促進と関係人口の創出・拡大

①　移住・交流の促進

事　業　名	8年度当初予算額	事　　業　　内　　容
水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション事業	20,000 千円	河川という資源を活用し「個性ある地域づくり」や「観光の稼ぐ力の向上」を地域や民間事業者等と連携しながら推進するため、本県が抱える「河川空間利活用に対する認知度の向上」、「治水に対する安全性確保」、「熱意あるキーパーソンの発掘」といった課題解決が図られるよう検討を行う。
かごしま空き家活用促進事業	3,806 千円	地域活性化に資する空き家活用を促進するため、学生及び NPO 法人等と住民とのワークショップを実施し、地域のニーズに合わせた空き家活用策の情報発信と空き家活用に取組む人材を育成する。

(2) つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現

事　業　名	8年度当初予算額	事　　業　　内　　容
ふるさとの道サポート推進事業	12,374 千円	地域住民等による自主的な道路の清掃美化活動を推進するため、ボランティア（ふるさとの道サポーター）の活動を支援・奨励する。

6　多様で魅力ある奄美・離島の振興

(1) 島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

①　島々の暮らしを支える環境の整備

事　業　名	８年度当初予算額	事　　業　　内　　容
奄美・離島地域の道路の整備（公共、県単公共）	4,689,668 千円	奄美、離島地域の生活の基盤となる道路の整備を行う。 【県道手打蘭牟田港線　芦浜工区 県道西之表南種子線　野木工区 国道 58 号　おがみ山バイパス 県道国頭知名線　田皆工区　　など】

(2) 離島の交通ネットワークの形成

①　離島の交通基盤の整備

主な事業名	８年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
離島空港の整備（再掲）	2,355,150 千円	ジェット機就航のため、屋久島空港において滑走路延長を行うとともに、空港施設の機能保持・向上のため、奄美空港等において滑走路端安全区域の整備や航空灯火のＬＥＤ化等を行う。

7　観光の「稼ぐ力」の向上

(1) 魅力ある癒やしの観光地の形成

主な事業名	８年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
鹿児島港本港区エリア景観・デザイン協議会運営事業	1,712 千円	「鹿児島港本港区景観ガイドライン」の反映状況を確認・調整するため、「景観・デザイン協議会」を開催する。

8　企業の「稼ぐ力」の向上

(1) 県産品の国内外マーケットへの戦略的な展開

事　業　名	8年度当初予算額	事　　業　　内　　容
志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業	4,500千円	志布志港・川内港の更なる利用促進を図るため、荷主企業が行うコストやリードタイムの検証などの運送実験に係る経費の一部を支援する。

9　多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出

(1) 地域産業の振興を支える人材の確保・育成

主な事業名	8年度当初予算額	事　業　内　容　・　箇　所　等
建設産業担い手確保・育成・定着促進事業	24,509千円	建設産業が持続的に「地域の守り手」としての役割を果たせるよう、多様な担い手の確保・育成・定着を図る。

（参考）道路建設事業の内容・箇所等

○ 高規格幹線道路の整備

路線名	区間	距離	整備状況等
九州縦貫自動車道	福岡県北九州市～鹿児島市(宮崎市)	約428㎞（県域 約67km）	全線４車線以上供用済
東九州自動車道	福岡県北九州市～鹿児島市	約436㎞（県域 約91km）	油津･夏井道路(県境～夏井間：4.4km) ：事業中 日南･志布志道路(夏井～志布志 IC 間：3.7km) ：事業中 志布志 IC～鹿屋串良 JCT～末吉財部 IC 間(48.0km) ：供用済 末吉財部 IC～隼人東 IC 間(27.3km)：供用済（暫定２車線） ※末吉財部 IC～国分 IC 間(22.5㎞のうち7.1㎞)の４車線化 ：事業中 隼人東 IC ～加治木 JCT 間(7.3km) ：供用済(４車線)
南九州西回り自動車道	熊本県八代市～鹿児島市	約142㎞（県域 約91km）	芦北出水道路(県境～出水 IC 間：7.8km) ：事業中（令和10年度全線供用予定） 出水 IC～阿久根 IC 間(14.9km) ：供用済 阿久根川内道路(阿久根 IC～薩摩川内水引 IC 間：22.4km) ：事業中 薩摩川内水引 IC～鹿児島 IC 間(46.2km) ：供用済（暫定2車線） ※美山 IC～伊集院 IC 間(6.1㎞のうち2.3㎞)の４車線化 ：事業中

○ 高規格道路の整備（高規格幹線道路除く）

路線名	区間	距離	整備状況等
都城志布志道路	宮崎県都城市～志布志市	約44km（県域 約22km）	県境～志布志港間（22.3km） ：供用済
北薩横断道路	霧島市～阿久根市	約64km	溝辺道路(約14㎞) ：事業中 野坂 IC～佐志 IC 間(16.4km) ：供用済 宮之城道路(約10㎞) ：事業中 さつま泊野 IC～高尾野 IC 間(14.5km) ：供用済 阿久根高尾野道路(約９㎞) ：事業中
鹿児島東西幹線道路	鹿児島市～鹿児島市	約6km	鹿児島東西道路(3.4㎞) ：事業中 ※鹿児島 IC～建部 IC 間(2.2㎞)：供用済 甲南 IC(仮称)以東(約３㎞)は未事業化
鹿児島南北幹線道路	鹿児島市～鹿児島市	約10km	未事業化
南薩縦貫道	鹿児島市～枕崎市	約47km	鹿児島 IC～谷山 IC 間(7.6km) ：供用済(指宿有料道路) 南九州川辺ダム IC～南九州知覧 IC 間(10.4km) ：供用済(自動車専用道路) 南九州知覧 IC～塗木交差点間(5.2km) ：供用済(一般道路) 上記以外の区間は現道活用
大隅縦貫道	鹿屋市～錦江町	約33km	鹿屋串良 JCT～笠之原 IC 間(6.1km) ：供用済 吾平道路(4.2km) ：供用済 吾平大根占田代道路(約16km) ：事業中 串良鹿屋道路から吾平道路までの区間は現道活用
	錦江町～南大隅町	約20km	大竹野工区(5.0km) ：供用済(現道活用) 大中尾工区(4.1km) ：事業中 ※交付金事業により整備中

第７章　土木行政の推進

１　電子入札について

公共事業における入札等の効率化や透明性の向上を図るため、市町村と共同で構築した電子入札システムを運用しており、令和８年４月１日現在、全市町村で利用されている。

【経緯及び取組状況等】

- 平成 19 年９月から試行開始し、段階的に適用範囲を拡大
- 平成 22 年１月から全面的な電子入札を開始
- 県内全ての市町村とシステムの共同運用の体制が整っており、電子入札の円滑な運用に向け、県として、各自治体への支援を実施
- 令和８年４月１日現在、全市町村で電子入札システムを利用

２　公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）への対応について

インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正された。

公共工事の発注者においては、工事や測量設計などの業務について発注関係事務の更なる適切な実施が求められることとなった（令和６年６月 19 日施行）

また、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針として「発注関係事務の運用に関する指針」が改正された。（令和７年２月３日運用開始）

県では、最新の単価を用いた予定価格の設定、債務負担行為の活用や余裕期間の設定等による施工時期の平準化のほか、緊急性に応じた適切な入札・契約方法の選択など、改正品確法の趣旨に沿った取組を進めてきている。

【改正のポイント】

◇担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 休日の確保の促進（関係部局が連携した平準化の促進）
- 処遇改善の促進（能力に応じた適切な処遇の確保、適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止　等）
- 担い手の確保のための環境整備（担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置）

◇地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 適切な入札条件等での発注の推進（地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注　等）
- 災害対応力の強化（技術力のある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、災害工事での労災保険契約の締結促進及び予定価格への反映　等）

◇新技術の活用等による生産性向上

- 新技術の活用、脱炭素化の促進（調査等や発注から維持管理までのＩＣＴ活用、脱炭素の促進、新技術活用の適切な評価及び予定価格への反映）

◇公共工事の発注体制の強化

- 発注者への支援充実（発注職員の育成支援及び発注事務の実態把握助言、維持管理を広域的に行うための連絡体制構築）

３　建設業における働き方改革の推進について

建設業界では、長時間労働の是正など労働環境の改善が重要な課題となっており、建設業における働き方改革を推進するため、県では、

・　施工時期の平準化
　→　債務負担行為の活用[ゼロ県債]：約 50.4 億円計上【令和７年度】
　→　余裕期間制度の活用：期間延伸 120 日間（R8.4 月から一部の一般競争入札にも適用）
　→　速やかな繰越手続き：９月、12月、３月県議会の繰越承認
　→　積算の前倒し：発注の前年度に設計・積算を完了
　→　早期執行のための目標設定：公共工事発注見通しを年４回公表
・　建設現場での生産性向上
　→　ＩＣＴ活用工事：平成29年２月から試行開始（R8.4月時点で13工種が対象）
　　発注者指定型のＩＣＴ土工については、R7.10月から土工量を１万m3から５千m3に緩和し、対象工事の拡大を図った。
・　処遇改善の取組
　→　設計労務単価の引き上げ：全職種対前年平均7.3％上昇(全国4.5％上昇)【R8.3月】
　→　週休２日工事：現場閉所（４週８休）の達成状況に応じ、成績評定で加点
　　※週単位などにおける労務費等の補正係数はR8.7月まで計上
　→　適正な工期設定：休日や猛暑日等の天候などを考慮した工期設定指針の策定

など、取り組んできたところである。

今後も、引き続き、建設業における働き方改革を推進することとしている。

４　公共土木施設の老朽化対策について

県が管理する公共土木施設は、高度経済成長期以降に集中整備され、今後急速に高齢化し、修繕費用等が急増することが予想されることから、平成 27 年３月に策定された「鹿児島県公共施設等総合管理計画」（令和５年３月改定）や各々の個別施設計画に基づき、予防保全などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図ることとしている。

個別施設計画については、橋梁やトンネルなど予防保全型の維持管理を推進するため、順次個別施設毎の策定や見直しを行い、定期的に点検を行うとともに、計画的に補修などの対策を実施している。

また、技術講習会の実施や研修制度の充実による人材育成、点検業務の発注等の市町村支援を実施することとしている。

５　第１次国土強靱化実施中期計画について

激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、インフラの老朽化の加速度的な進行から、国民の生命・財産、国家・社会の重要な機能を守るため、国において、「３か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に引き続き、「第１次国土強靱化実施中期計画」が令和７年６月に閣議決定され、令和８年度から令和 12 年度までの５か年でおおむね 20 兆円強程度を目途とする事業規模をもって、防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進を図ることとしている。

本県においては、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組として、河道掘削や土砂災害対策などの流域治水対策、高規格道路の未整備区間の解消や道路法面対策、道路や港湾施設における老朽化対策などに取り組むこととしており、これらの対策に必要な公共事業予算を令和７年度の補正予算に計上したところであり、引き続き重点的かつ集中的に防災・減災、国土強靱化に取り組むこととしている。

６　防災・減災対策のためのソフト施策の充実について

(1) 水防災意識社会再構築協議会

平成27年９月の関東・東北豪雨による水害など、近年、全国で頻発する甚大な洪水被害を踏まえ、県管理河川流域の水防災意識社会を再構築するため、平成29年度、市町村、県、気象庁、国土交通省（オブザーバー）からなる「水防災意識社会再構築協議会」を県内９地域において設置し、一体的かつ計画的なハード対策とソフト対策に関する方針を決定した。

その後、毎年、協議会を出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直している。

○　鹿児島県河川砂防情報システムの運用

市町村の防災活動や円滑な住民避難に資するよう「河川砂防情報システム」により、雨量や水位、河川監視カメラや土砂災害危険度情報等の防災情報について、適切な情報提供を行う。

○　ホットラインの運用

市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、県管理の洪水予報河川や水位周知河川などにおいて、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を県から関係市町村長（防災担当幹部職員）へ電話等で伝えるホットラインを運用している。

○　洪水ハザードマップの整備促進

洪水ハザードマップは、国や県が作成した洪水浸水想定区域図を基に、市町村が避難経路や避難場所等の情報を記載したハザードマップ等を作成し公表するものである。

洪水ハザードマップの整備を促進するため、県が管理する全ての河川（459 河川）について、令和７年度までに、想定最大規模の降雨に対応する洪水浸水想定区域を指定した。

(2) 流域治水協議会

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、流域治水協議会を県内９地域等において設置した。

本県においては、令和４年度までに、一級水系全３水系と二級水系全 160 水系の流域治水プロジェクトを策定、公表したところである。引き続き、流域治水協議会を定期的に開催し、流域治水プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった対策を推進することとしている。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

平成 13 年４月に施行された土砂災害防止法に基づき、がけ崩れ、土石流、地すべりの土砂災害が発生するおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、土砂災害警戒区域として指定する。また、警戒区域の中で、建築物が損壊するなど、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和５年度から、高精度な地形情報を用いて抽出した基礎調査予定箇所について区域指定を進めており、引き続き、警戒避難体制の整備に関する支援などのソフト対策を推進している。

○　基礎調査の実施結果及び公表

県では、平成 27 年１月に施行された改正土砂災害防止法の趣旨を踏まえ、基礎調査の結果については、調査の完了後、遅滞なく関係市町村長に通知するとともに、住民等に公表することとしている。

○　土砂災害警戒区域等の指定状況

令和８年４月１日時点で、全 43 市町村において、23,857 箇所の土砂災害警戒区域と 20,476 箇所の土砂災害特別警戒区域の指定をしたところである。

○　「土砂災害警戒区域」指定後の実施項目

- 警戒避難体制の整備及び住民等への周知（市町村）
- 警戒避難体制整備における市町村への支援・協力（県）
 - ＊　「鹿児島県河川砂防情報システム」による雨量や土砂災害危険度等の情報提供
 - ＊　気象台と共同で発表する「土砂災害警戒情報（レベル４土砂災害危険警報）」の提供
 - ＊　ハザードマップの作成に資する「地図データ」等の提供

○　「土砂災害特別警戒区域」指定後の実施項目

- 宅地分譲などの特定開発行為に対する許可制（県）
- 居室を有する建築物の構造規制（県、市町村）
- 既存住宅の移転促進（県）

(4) 盛土規制法に基づく許可業務及び既存盛土等調査の実施

令和３年７月、静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、国において、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に「宅地造成及び特定盛土等規制法」、いわゆる「盛土規制法」が令和５年５月 26 日に施行された。

県では、盛土等による災害の防止を図るため、令和７年５月１日に鹿児島市を除く県内全域を盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）に指定し、許可業務等を実施している。

また、規制区域指定前に行われた既存盛土等について、その分布や災害発生の危険性に関する調査を併せて実施している。

(5) 宅地防災対策の促進

県では、令和元年度から令和２年度までの２か年にわたり、大規模盛土造成地を有する 25 市町のうち、鹿児島市と当時造成宅地防災区域の指定等の権限を有していた３市（鹿屋市、薩摩川内市、霧島市）を除く 21 市町の大規模盛土造成地の調査を実施し、令和３年４月に、この調査により作成した宅地カルテを当該市町へ提供している。

また、大規模盛土造成地を有する市町が地質調査等の安全性把握調査に取り組めるよう技術的な支援を行うとともに、県民向けの宅地防災に関する意識啓発を市町村と連携して取り組んでいるところである。

○　大規模盛土造成地を有する市町

（鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、
薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、
志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、
湧水町、大崎町、屋久島町、徳之島町、伊仙町　　計　25 市町）

7　建築物の耐震化の促進について

(1) 県建築物耐震改修促進計画の改定

令和７年７月の耐震改修促進法に基づく国の基本方針の改正を踏まえ、平成 19 年度に策定した県建築物耐震改修促進計画を令和８年３月に改定し、耐震化率の目標を改め、本計画に基づきより一層、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでいるところである。

○　耐震化率の目標

・　多数の者が利用する建築物：令和 17 年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消

　うち、防災拠点施設及びホテル・店舗等の大規模建築物については、令和 12 年までに概ね解消

・　住宅：令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

また、平成 31 年１月の改正耐震改修促進法施行令施行により、地方公共団体が耐震改修促進計画に当該避難路を位置付けることにより、避難路沿いにある一定規模のブロック塀等について、耐震診断の実施を義務付けることができることとなった。

市町村に対し、改定された県計画に基づき市町村耐震改修促進計画を策定又は改定し、所有する建築物や住宅の耐震化について目標を設定し、耐震化に努めるとともに、避難路沿道のブロック塀等の耐震化を促進するため、耐震改修促進計画への避難路の位置付けについて検討を依頼している。

（市町村の庁舎や避難所等を市町村計画に位置付けることで、国交省の交付金（補助率１／３）の対象となる。）

(2) 大規模建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正により耐震診断を義務付けられたホテル・店舗等の大規模建築物の耐震改修を促進するため、県では国、関係市と連携して補強設計及び耐震改修に要する費用の一部を補助している。

・　補強設計の補助率

　国１/２、県１/６、市町村１/６（合計　５/６≒83.3%）

・　耐震改修の補助率

　国１/３、県 5.75%、市町村 5.75%（合計　44.8%）

(3) 住宅の耐震化の促進

本県の住宅の耐震化率は約 86%(R5)と推計されており、全国平均約 90%に比べて４ポイント下回っている。

令和６年元旦の能登半島地震や平成 28 年熊本地震でも多くの住宅被害がみられており、市町村に対し住民の意識啓発や助成の実施など住宅耐震化の積極的な取組を依頼している。

令和７年度より、国の個別支援制度を活用する市町村に対し、上乗せ補助（上限 85 万円）を行う木造住宅耐震改修加速化事業を創設した。

また、令和８年度より、一部拡充され、総合支援制度を活用する市町村に対する財政支援（上限 28.75 万円）が可能となった。

○　県内自治体の取組状況（戸建住宅）《R8.4.1 現在》

・　耐震診断に係る助成制度　29 市町

・　耐震改修に係る助成制度　30 市町

※13 市町は熊本地震後に創設

(4) ブロック塀等の安全対策

県においては、毎年実施する建築技術者講習会において、ブロック塀等の施工方法に係る講習を行うとともに、毎年２回実施している建築物防災週間の機会を活用して、通学路などを優先して点検を行い、所有者等に安全対策の指導・助言を行っている。

さらに、平成 30 年６月の大阪府北部の地震を受けて、所有者等に注意を促すため、県のホームページや広報誌において、ブロック塀等の安全点検と安全対策について周知を図っているところである。

国は、ブロック塀等の耐震診断・除去・改修への補助制度を平成 30 年度に創設し、耐震改修促進計画等に位置付けられた避難路沿いのブロック塀等については、補助率が嵩上げ（耐震診断：１/３→１/２、除却・改修：１/３→２/５）される。

市町村に対し、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊、転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全性を確保するため、補助制度の創設を依頼している。

８　空き家対策の推進について

令和５年住宅・土地統計調査によると、本県の「空き家」総数は約 184,200 戸、そのうち賃貸や売却が予定されているものや別荘等を除いた「その他の空き家」は約 122,200 戸と推計されている。

総住宅数に占める空き家の割合 20.5%は全国３位、「その他の空き家」の割合 13.6%は全国１位であり、市町村による地域の状況に応じた空き家対策が必要である。

県では、平成 28 年に国、県、市町村及び空き家対策に関連する専門家団体で構成する「かごしま空き家対策連携協議会」を設立し、総合的な空き家対策を推進している。

(1) 空き家対策啓発等支援事業

市町村の要請に応じた専門家の派遣や、市町村担当者向け研修会の開催など、市町村が行う空き家対策を支援する。

(2) かごしま空き家活用促進事業

地域活性化に資する空き家活用を促進するため、学生及び NPO 法人等と住民とのワークショップを実施し、地域のニーズに合わせた空き家活用策の情報発信と空き家活用に取組む人材を育成する。

(3) 空き家活用セーフティネット住宅改修事業（市町村への間接補助）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「セーフティネット住宅」又は「居住サポート住宅」を供給するために空き家を賃貸住宅として利用するための改修工事を行う者に補助する市町村に対して費用の一部を補助する。

なお、市町村の補助は、リフォーム補助や空き家改修補助の既存制度活用も可能。

第８章　令和８年度事業計画

１　盛土対策室　・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

２　道路建設課　・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

３　道路維持課　・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

４　河　川　課　・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

５　砂　防　課　・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

６　港湾空港課　・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

７　都市計画課　・・・・・・・・・・・・・・・・　４３

８　建築課・営繕室　・・・・・・・・・・・・・・　４６

９　住宅政策室　・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

1　盛土対策室

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
盛土等許可指導事業	8,099	11,890	68.1		100	
事　業　内　容						
盛土等による災害の防止を図るため、盛土規制法に基づく規制対象工事の審査・許可等を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
盛土規制法基礎調査事業	41,000	44,000	93.2	1/2	1/2	
事　業　内　容						
盛土等による災害の防止を図るため、盛土規制法に基づく既存盛土等の調査を行う。						

2　道路建設課

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
道路改築事業	16,675,276	17,203,544	96.9			
（個別補助事業）	8,336,340	8,367,580		55	45	
（内地交付金：重点配分）	1,834,770	1,517,200		62.7	37.3	
（内地交付金：非重点配分）	1,937,166	2,752,394		57.0	43.0	
（離島交付金）	1,265,000	1,264,870		68.4	31.6	
（奄美交付金：国道）	2,372,760	2,362,300		80	20	
（奄美交付金：地方道）	929,240	939,200		70	30	
事　業　内　容						
現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の建設を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備（改良）事業	3,089,274	3,210,337	96.2		90	10
事　業　内　容						
小規模な道路改良（現道拡幅、ボトルネック解消、1.5車線的道路整備など）を行う。						

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	路線等名	実施箇所		事業概要
道路改築事業（高規格）	国道 504 号	霧島市	溝辺道路	測量設計、用地補償、改良、埋文調査、水文調査
	国道 504 号	さつま町	宮之城道路	測量設計、用地補償、改良、埋文調査、水文調査
	国道 504 号	出水市、阿久根市	阿久根高尾野道路	測量設計、用地補償、橋梁、改良、水文調査
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市、錦江町	吾平大根占田代道路	測量設計、用地補償、改良、橋梁
		4 箇所		
道路改築事業（その他）	指宿鹿児島ｲﾝﾀｰ線	指宿市	池田	橋梁、改良
	国道 504 号	霧島市	西光寺拡幅	橋梁、改良
	鹿屋吾平佐多線	南大隅町	大中尾	改良、用地補償
	小山田谷山線	鹿児島市	山田	用地補償、舗装
	手打薗牟田港線	薩摩川内市	芦浜	改良、測量設計、用地補償
	西之表南種子線	中種子町	増田２	測量設計
	屋久島公園安房線	屋久島町	荒川中	改良、環境調査
	国道 58 号	奄美市	おがみ山バイパス	用地補償、トンネル本体工、改良、調査設計
	名瀬瀬戸内線	瀬戸内町	伊目	橋梁
	喜界島循環線	喜界町	喜界蒲生	用地補償、改良
	伊仙亀津徳之島空港線	伊仙町	東伊仙	用地補償、改良
	与論空港茶花線	与論町	立長２	測量設計
		外６４箇所		
県単道路整備事業（改良）	養母長里線	日置市	野山坂	改良、用地補償
	石垣加世田線	南九州市	松山２	用地補償、改良、舗装
	平尾川床線	長島町	窪	改良、補償
	浦蒲生線	姶良市	米丸上	用地補償、改良
	神之川内之浦線	錦江町	高尾	舗装
	野間島間港線	中種子町	屋久津	改良
		外４８箇所		

3　道路維持課

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
道路維持補修事業	3,524,899	3,238,204	108.9		100	

事　業　内　容

側溝清掃、小規模な路面・構造物補修、草刈、遮断装置等の保守点検及び電話回線使用料、照明料等の支弁、降灰対策業務を行う。

道路維持管理協働事業（かごしま道のともしびパートナー）を行う。

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
ふれあいとゆとりの道づくり事業	406,374	405,024	100.3		100	

事　業　内　容

路傍樹育成保全事業　路線の性格を考慮した適切な剪定等を行う。

ふるさとの道サポート推進事業　地域住民等による自主的な道路の美化活動を推進するため、ボランティア（ふるさとの道サポーター）の活動を支援・奨励する。

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備事業	5,445,548	5,352,640	101.7			
（改　　良）					100	
（舗装補修）					100	
（災害防除）					100	
（電源交付金）				100		

事　業　内　容

公共事業と併行し、これを補完しながら道路整備を推進する。

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
道路災害防除事業	553,593	553,593	100.0			
（内地）				57	43	
（離島）				68.4	31.6	
（奄美）				70	30	

事　業　内　容

道路への落石や斜面崩壊等の被害を未然に防ぐため、防災対策を行う。

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
道路施設の老朽化対策	2,538,187	2,537,085	100.0			
（内地）				62.7 ～ 55	37.3 ～ 45	
（離島）				68.4	31.6	
（奄美）				70	30	
事　業　内　容						
橋梁やトンネル、舗装等の道路施設の老朽化対策の推進を図るため、計画的な点検及び補修を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
橋梁の耐震補強	800,000	800,000	100.0			
（内地）				57	43	
（離島）				68.4	31.6	
（奄美）				70	30	
事　業　内　容						
緊急車両等の通行を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
特定交通安全施設等整備事業	1,376,832	1,418,732	97.0			
（内地）				62.7 ～ 55	37.3 ～ 45	
（離島）				68.4 ～ 60	31.6 ～ 40	
（奄美）				70	30	
事　業　内　容						
歩道、自転車歩行者道の整備、交差点改良や歩道のバリアフリー化等を行う。 道路標識、道路照明、道路情報提供装置等の設置を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
県単交通安全施設整備事業	1,284,000	1,263,000	101.7		100	
事　業　内　容						
歩道、自転車歩行者道、防護柵、区画線、誘導ブロック、案内標識、道路照明等の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
人にやさしい道づくり事業	110,000	110,000	100.0		100	
事　業　内　容						
すべての人々が安全かつ快適に通行できるよう歩道の段差解消や勾配の改善等を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
電線共同溝整備事業	146,590	146,580	100.0			
（内地）				55	45	
（奄美）				70	30	
事　業　内　容						
安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性向上等を図るため、電線の地中化を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
県単橋りょう整備事業	100,000	100,000	100.0		100	
事　業　内　容						
橋梁の老朽化に対して、計画的な補修を行う。						

(2) 主な事業実施予定箇所

事　業　名	路線等名	実　施　箇　所	事　業　概　要
道路災害防除事業	出水菱刈線	伊佐市大口田代地内	落石対策工　Ｌ＝１０ｍ
	外３０箇所		
道路補修事業	国道２６７号	薩摩川内市東郷町 斧渕橋	橋梁補修工　Ｎ＝１橋
	伊集院蒲生溝辺線	鹿児島市西佐多町	舗装補修工　Ｌ＝２００ｍ
	国道５８号	奄美市住用町 小和瀬トンネル	トンネル補修工　Ｎ＝１箇所
	外１０７箇所		
特定交通安全施設等整備事業	国道５０４号	鹿屋市輝北町市成地内	歩道整備　Ｌ＝６００ｍ
	末吉財部線	曽於市末吉町深川地内	交差点改良　Ｌ＝２８０ｍ
	国道４４８号	東串良町柏原地内	歩道整備　Ｌ＝４３０ｍ
	国道５８号	西之表市西之表地内	歩道整備　Ｌ＝８８０ｍ
	下平川内城線	知名町久志検地内	歩道整備　Ｌ＝８００ｍ
	外１７箇所		
橋梁の耐震補強	北永野田小浜線	霧島市国分野口地内 野口橋	耐震補強　Ｎ＝１橋
	外７箇所		

4　河川課

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
基幹河川改修事業	676,000	788,000	85.8	50	50	
事　業　内　容						
洪水等による災害の発生を防止するため、一級河川の指定区間又は二級河川において、総事業費が概ね１２億円を超える改良工事を施工する。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
総合流域防災事業	2,466,283	2,385,596	103.4			
（内地）				50	50	
（離島）				50	50	
（奄美）				60	40	
事　業　内　容						
洪水等による災害の発生を防止するため、流域面積が１００ｋ㎡未満の一級河川の指定区間又は二級河川において、１箇所の総事業費が１００億円未満の河川工事を施工する。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
都市河川改修事業	718,000	695,000	103.3	50	50	
事　業　内　容						
洪水等による災害の発生を防止するため、人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川の指定区間又は二級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事で、総事業費が概ね２４億円以上の河川工事を施工する。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
統合河川環境整備事業	125,000	63,000	198.4	1/3	2/3	
事　業　内　容						
人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となる水辺空間の創出を図る。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
海岸高潮対策事業	233,000	201,000	115.9			
（内地）	63,000	31,000		1/2	0.83/2	0.17/2
（離島）	63,000	63,000		11/20	7.3/20	1.7/20
（奄美）	107,000	107,000		2/3	0.775/3	0.225/3
事　業　内　容						
海岸保全区域の波浪・高潮等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
海岸侵食対策事業	41,000	41,000	100.0			
（内地）	10,000	10,000		1/2	0.83/2	0.17/2
（奄美）	31,000	31,000		2/3	0.775/3	0.225/3
事　業　内　容						
海岸保全区域の波浪・高潮等による侵食を防止するため、海岸保全施設の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
海岸堤防等老朽化対策緊急事業（内地）	63,000	52,000	121.2	1/2	0.83/2	0.17/2
事　業　内　容						
海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて対策を講じる。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
海岸環境整備事業（内地）	157,000	126,000	124.6	1/3	1.6/3	0.4/3
事　業　内　容						
国土保全、人命及び財産の防護と併せて、安全で快適な海浜の利用を増進するための海岸施設整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
県単河川等防災事業	2,551,000	2,615,000	97.6		100	
事　業　内　容						
国庫補助の対象とならない小規模工事で、特に緊急を要する小規模改良、寄洲除去、築堤工や護岸工等を施工する。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
リバーフロント整備事業	100,000	100,000	100.0		100	
事　業　内　容						
市町村のまちづくりと併せて、人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となる水辺空間の創出を図る。						

(2) 主な事業実施予定箇所

事　業　名	河川等名	実施箇所	事　業　概　要
基幹河川改修事業	万之瀬川	南さつま市	橋梁、用地補償、測試
	加世田川	南さつま市	掘削、用地補償、測試
	別府川	姶良市	橋梁
	雄川	南大隅町	護岸
	神之川	日置市	堰、護岸、掘削
総合流域防災事業 外２１河川	市山川	伊佐市	樋門、掘削
	大里川	日置市、 いちき串木野市	橋梁、用地補償
	花渡川	枕崎市	護岸、用地補償、測試
	小浜川	長島町	測試
	針持川	伊佐市	橋梁
	甫木川	鹿屋市	掘削、橋梁
	甲女川	西之表市	測試
	住用川	奄美市	護岸、築堤、掘削
	大美川	龍郷町	掘削、築堤、護岸、用地補償
	川内川 水系	薩摩川内市、 伊佐市、 さつま町、 湧水町	樋門・水門等補修
	西之谷ダム	鹿児島市	長寿命化対策
	川辺ダム	南九州市	長寿命化対策
	大和ダム	大和村	長寿命化対策
都市河川改修事業	新川	鹿児島市	橋梁負担金
	稲荷川	鹿児島市	測試
	郡山 甲突川	鹿児島市	護岸
	和田川	鹿児島市	掘削、護岸、用地補償
	木之下川	鹿児島市	掘削、護岸、用地補償
統合河川環境整備事業	樋脇川	薩摩川内市	護岸、散策路等
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	馬場海岸	錦江町	護岸
海岸高潮対策事業 外1海岸	岸良海岸	肝付町	離岸堤
	大金久 海岸	大和村	人工リーフ
海岸侵食対策事業 外1海岸	嘉徳海岸	瀬戸内町	護岸
海岸環境整備事業	長崎鼻 海岸	指宿市	護岸
県単河川等防災事業	甲突川他	県内全域	護岸、寄洲除去等
リバーフロント整備事業	甲突川	鹿児島市	飛び石工等

5　砂防課

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
通常砂防事業	1,207,500	1,189,650	101.5			
（内地・離島）				1/2	1/2	
（奄美）				2/3	1/3	
事　業　内　容						
荒廃渓流において、土砂流出による災害を防止するため、砂防堰堤、護岸工等を築造する。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
火山砂防事業	1,069,950	1,071,000	99.9			
（火山砂防）				5.5/10	4.5/10	
火山噴火緊急減災対策事業	73,500	87,531	84.0	1/2	1/2	
事　業　内　容						
火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受ける地域において、土石流、火山泥流、溶岩流等の防止対策工事を施工する。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
地すべり対策事業	373,800	372,750	100.3			
（内地・離島　渓流関連）				1/2	1/2	
（内地・離島　非渓流関連）				1/2	1/2	
（奄美　渓流関連）				2/3	1/3	
（奄美　非渓流関連）				2/3	1/3	
事　業　内　容						
地すべり地帯において崩壊を防止するため、地下水の排除、地表水の処理、抑止杭工等を実施する。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
急傾斜地崩壊対策事業	2,082,150	2,035,950	102.3			
（公共施設関連）				45-47.5	45-47.5	5～10
（一般）				40～45	40～45	10～20
事　業　内　容						
急傾斜地において斜面の崩壊を防止するため、擁壁工、法面工等を実施する。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
総合流域防災事業	1,833,100	1,968,700	93.1			
通常砂防事業						
（内地・離島）	(599,550)	(652,050)	(91.9)	1/2	1/2	
（奄美）				2/3	1/3	
地すべり対策事業	(116,550)	(77,700)	(150.0)			
（内地・離島　渓流関連）				1/2	1/2	
（内地・離島　非渓流関連）				1/2	1/2	
（奄美　渓流関連）				2/3	1/3	
（奄美　非渓流関連）				2/3	1/3	
急傾斜地崩壊対策事業	(45,150)	(50,400)	(89.6)			
（公共施設関連）				45～47.5	45～47.5	5～10
（一般）				40～45	40～45	10～20
砂防メンテナンス事業	(1,040,550)	(1,067,850)	(97.4)			
（砂防・地すべり（内地・離島））				1/2	1/2	
（砂防・地すべり（奄美））				2/3	1/3	
（急傾斜（公共施設関連））				45	45	10
（急傾斜（一般））				45	45	10
情報基盤整備事業	(31,300)	(120,700)	(25.9)	1/2	1/2	

事　業　内　容

土砂災害対策のハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害に対し流域一帯となった総合的な対策を行う。

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
砂防事業等調査事業 （砂防、急傾斜） （全て総合流域防災事業）	410,850	381,210	107.8	1/3	2/3	

事　業　内　容

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等を指定するため、渓流や急傾斜地など土砂災害が発生するおそれのある土地について、地形、地質、利用状況などの基礎調査を実施する。

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
特定緊急砂防事業	0	0	0.0			
（内地・離島　通常）				1/2	1/2	
（内地・離島　火山）				5.5/10	4.5/10	
（奄美　通常）				2/3	1/3	
（奄美　火山）				2/3	1/3	
事　業　内　容						
災害関連緊急砂防事業と一体的な計画に基づき、概ね3年以内に緊急的に施設整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
特定緊急地すべり対策事業	0	0	0.0			
（内地・離島　渓流関連）				1/2	1/2	
（内地・離島　非渓流関連）				1/2	1/2	
（奄美　渓流関連）				2/3	1/3	
（奄美　非渓流関連）				2/3	1/3	
事　業　内　容						
災害関連緊急地すべり対策事業と一体的な計画に基づき、概ね3年以内に緊急的に施設整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急砂防事業	30,000	30,000	100.0			
（内地・離島）				2/3	1/3	
（奄美）				8.5/10	1.5/10	
事　業　内　容						
当該年発生の風水害、震災等により、土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するため砂防工事を施工する。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急地すべり対策事業	30,000	30,000	100.0			
（内地・離島　渓流関連）				2/3	1/3	
（内地・離島　非渓流関連）				1/2	1/2	
（奄美　渓流関連）				8/10	2/10	
（奄美　非渓流関連）				8/10	2/10	
事　業　内　容						
当該年発生の風水害、震災等により、地すべり災害が発生したものに対して緊急に地すべり工事を施工する。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 （公共関連） （一般）	15,000	15,000	100.0	 45～48.75 40～47.5	 45～48.75 40～47.5	 2.5～10 5～20
事　業　内　容						
当該年発生の風水害、震災等により、急傾斜地に新たな崩壊が生じたもの等に対して緊急に擁壁工、法面工及び排水工を施工する。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	14,000	14,000	100.0	50	20	30
事　業　内　容						
激甚災害に伴い、がけ地崩壊が発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所において、市町村が行う崩壊防止施設の設置に要する経費に対し国及び県が補助を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
県単砂防事業	277,989	300,518	92.5		90	10
事　業　内　容						
国庫補助の対象とならない荒廃渓流において、床固工、護岸工等の築造や公共事業の事前調査等を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円、%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
県単急傾斜地崩壊対策事業	314,345	330,322	95.2		50	50
事　業　内　容						
国庫補助事業の対象とならない小規模な急傾斜地のうち、市町村が行う斜面の崩壊工事に対する補助等を行う。						

(2) 主な事業実施予定箇所

事　業　名	渓流等名	実施箇所	事　業　概　要
通常砂防事業（総合流域防災事業含む。）	辺田川	垂水市	堰堤工 H＝6.8m　L＝40.5m
	下山田２	龍郷町	堰堤工　H＝10.0m　L＝42.0m
	岳之田７	西之表市	堰堤工　H＝6.5m　L＝44.5m
	垂水の小川	肝付町	埋戻護岸工
	塩田１	瀬戸内町	管理用道路
	松原川	天城町	堰堤工　H＝5.0m　L＝30m
	県内全域	鹿児島市他	土砂災害警戒区域等の指定に向けた調査
	外７８箇所		
火山砂防事業	鶴ノ子２	薩摩川内市	堰堤工　H＝8.5m　L＝36.5m
	本珠院第２谷	南さつま市	堰堤工 H＝11.8m　L＝44m
	金ヶ迫１	屋久島町	堰堤工　H＝11.5m　L＝56.0m
	向湯田谷川	日置市	垂直壁・側壁・水叩工 L=8.0m
	栗山追川（２）	いちき串木野市	用地補償一式
	外３４箇所		
急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業含む。）	中福良４	鹿児島市	法面工 A＝500 ㎡、擁壁工　L＝50m
	大峯３	鹿児島市	法面工 A＝750 ㎡
	平之馬場	南さつま市	法面工 A＝670 ㎡、擁壁工　L＝35m
	宮ヶ原	錦江町	法面工 A＝130 ㎡
	脇元１	霧島市	法面工 A＝500 ㎡
	浦田	西之表市	法面工 A＝400 ㎡
	鳩浜２	奄美市	擁壁工 L＝30m
	西古見	瀬戸内町	擁壁工 L＝20m
	外８８箇所		
地すべり対策事業（総合流域防災事業を含む。）	平崎	南さつま市	調査観測一式、アンカー工
	吉野山	薩摩川内市	調査観測一式
	日木山	姶良市	調査観測一式
	小浜	奄美市	調査観測一式、アンカー工
	浦	龍郷町	調査観測一式、横ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工
	瀬久井	瀬戸内町	調査観測一式
	外８箇所		

6　港湾空港課

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
重要港湾改修事業	1,472,630	1,573,560	93.6			
〔内地小規模なものを除く〕				50	32.8	17.2
〔内地小規模なもの〕				40	38.24	21.76
〔離島外かく水域〕				80	20	
〔離島係留・臨港交通〕				60	40	
〔奄美外かく水域〕				90	10	
〔奄美係留・臨港交通〕				75	25	
〔奄美港湾施設用地〕				60	40	
〔共通緑地（上もの）〕				50	32.8	17.2
〔共通緑地（下もの）〕				33.33	41.87	24.8
事　業　内　容						
重要港湾5港（鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港、名瀬港）における物流ネットワークの形成及び海上交通の安定性向上を図るため、港湾施設の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
地方港湾改修事業	2,620,640	2,852,480	91.9			
〔内地〕				40	38.24	21.76
〔離島外かく水域〕				80	20	
〔離島係留・臨港交通〕				60	40	
〔奄美外かく水域〕				90	10	
〔奄美係留・臨港交通〕				75	25	
〔奄美港湾施設用地〕				60	40	
〔共通緑地（上もの）〕				50	32.8	17.2
〔共通緑地（下もの）〕				33.33	41.87	24.8
事　業　内　容						
各地域における物資流通の円滑化、生活航路の確立、各種の地場産業の振興等を図るため地方港湾の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
港湾施設改良費統合補助事業	1,697,463	1,538,790	110.3			
（改良）						
〔内地・奄美（利便性向上のための改良）〕				33.33	40	26.67
〔離島（　〃　）〕				50	30	20
（延命化）						
〔内地・奄美（既存施設延命化のための改良）〕				33.33	53.34	13.33
〔離島（　〃　）〕				50	40	10
事　業　内　容						
既存施設を有効活用しつつ、施設の老朽化等により利用効率の低下した施設に適切な改良等を加え、港湾の高度利用や利便性の向上、施設の機能復旧・向上を図る。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
整備事業	2,380,000	2,018,000	117.9		100	
（起　債）						
事　業　内　容						
補助対象とならないふ頭用地、荷役機械、上屋等の整備や改良を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
港整備交付金事業	872,220	596,660	146.2			
〔内地〕				45.6	32.64	21.76
〔離島　外かく・水域〕				90	10	
〔離島　係留・臨港道路〕				68.4	31.6	
事　業　内　容						
隣接・近隣する地方港湾と漁港（第一種漁港、第二種漁港）を連携して一体的に整備することにより、地域再生を図る。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
県単港湾整備事業	819,270	645,989	126.8		80	20
事　業　内　容						
国庫補助事業として採択されない施設整備や、国庫補助事業の採択に向けた事前調査等を実施し港湾機能の充実を図る。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
港湾海岸高潮対策事業	498,435	491,400	101.4			
（内　地）				50.0	41.4	8.6
（離　島）				55.0	36.4	8.6
（奄　美）				66.7	25.8	7.5

事　業　内　容

高潮、波浪等による被害が発生する恐れのある地域について、老朽化等により機能が低下した海岸保全施設の改良等を行い機能強化を図る。

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
空港整備事業	2,355,150	1,953,000	120.6			
（離　島）				80	20	
（奄　美）				80	20	
（脱炭素）				50	50	

事　業　内　容

航空機の安全かつ安定的な運航を確保するため、空港土木施設や照明施設等の整備や改良・更新を行う。

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
県単空港整備事業	321,700	221,700	145.1		100	

事　業　内　容

国庫補助対象とならない空港施設の改良又は機能維持に必要な整備を行う。

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
鹿児島港本港区エリアまちづくり事業	29,557	30,605	96.6		100	

事　業　内　容

鹿児島港本港区エリアコンセプトプランの具体化に向け、県や鹿児島市、関係団体等により構成する懇談会において情報共有や意見交換を行うほか、民間活力の導入に向けた取組を進める。

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	港名	実施箇所	事業概要
重要港湾改修事業	鹿児島港	鹿児島市	岸壁(整備)、浮桟橋(改良)
	川内港	薩摩川内市	導流堤、保安対策施設
	志布志港	志布志市	冷蔵施設、津波避難施設、臨港道路
	西之表港	西之表市	防波堤(改良)
	名瀬港	奄美市	岸壁(改良)
地方港湾改修事業	長浜港	薩摩川内市	防波堤(改良)
	垂水港	垂水市	防波堤
	波見港	東串良町	防砂堤
	宮之浦港	屋久島町	防波堤
	湾港	喜界町	防波堤
	亀徳港	徳之島町	防波堤
	和泊港	和泊町	防波堤
港湾施設統合補助事業	鹿児島港	鹿児島市	岸壁(改修)、道路(補修)、橋梁(補修)
	川内港	薩摩川内市	物揚場(改良)、道路(改良)
	志布志港	志布志市	岸壁(改良)、道路(改良)
	名瀬港	奄美市	岸壁(改良)
	米ノ津港	出水市	物揚場(改良)
	串木野新港	いちき串木野市	可動橋(改良)
	黒之浜港	阿久根市	物揚場(改良)
	加治木港	姶良市	岸壁(改良)
	垂水港	垂水市	物揚場(改良)
	波見港	東串良町	航路
	田之脇港	西之表市	防砂堤
	島間港	南種子町	防砂堤(改良)
	宮之浦港	屋久島町	浮桟橋(改良)、臨港道路(改良)、泊地(改良)
	安房港	屋久島町	泊地(改良)、浮桟橋(改良)
	古仁屋港	瀬戸内町	浮桟橋(改良)
	湾港	喜界町	物揚場(改良)
	亀徳港	徳之島町	岸壁(改良)
	平土野港	天城町	泊地(改良)
	和泊港	和泊町	岸壁(改良)、道路(改良)
	与論港	与論町	岸壁(改良)、道路(改良)

事　業　名	港　　名	実　施　箇　所	事　　業　　概　　要
整　備　事　業 （　起　債　）	鹿児島港	鹿児島市	ふ頭再編、旧木材港区埋立、護岸・ふ頭延命化、上屋補修
	川内港	薩摩川内市	ふ頭用地、荷役機械
	志布志港	志布志市	ふ頭用地、荷役機械延命化
	西之表港	西之表市	ふ頭用地
	名瀬港	奄美市	旅客上屋、ふ頭用地
港整備交付金事業	硫黄島港	三島村	浮桟橋(改良)
	里港	薩摩川内市	照明施設(改良)
	長浜港	薩摩川内市	可動橋(改良)、照明施設(改良)
	串木野新港	いちき串木野市	可動橋(改良)、岸壁(改良)
	鹿屋港	鹿屋市	泊地(改良)
	指江港	長島町	護岸(防波)(改良)
	瀬戸港	長島町	浮桟橋
	宮之浦港	長島町	浮桟橋
	指宿港	指宿市	浮桟橋(改良)
	西之表港	西之表市	緑地
	安房港	屋久島町	防波堤
港湾海岸高潮対策事業	鹿児島港海岸	鹿児島市	排水機場(改良)
	西方港海岸	薩摩川内市	護岸(改良)
	中之島港海岸	十島村	堤防(改良)
	里港海岸	薩摩川内市	堤防(改良)
	栗生港海岸	屋久島町	護岸(改良)
	古仁屋港海岸	瀬戸内町	堤防(改良)
	亀徳港海岸	徳之島町	護岸(改良)、陸閘(改良)、胸壁(改良)
	平土野港海岸	天城町	護岸(改良)
県単港湾整備事業	鹿児島港外	県内全域	計画調査等
空港整備事業	種子島空港	中種子町	ＲＥＳＡ整備
	屋久島空港	屋久島町	滑走路延長
	奄美空港	奄美市	ＲＥＳＡ整備、航空灯火 LED 化、誘導路改良
	喜界空港	喜界町	ＲＥＳＡ整備
	徳之島空港	天城町	ＲＥＳＡ整備、航空灯火 LED 化
	沖永良部空港	和泊町	ＲＥＳＡ整備
	与論空港	与論町	ＲＥＳＡ整備、場周柵更新

7　都市計画課

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
街路事業	661,700	779,645	84.9			
（内　　地）	661,700	779,645		55	35	10
（奄　　美）				70	30	
事　業　内　容						
都市内の主要幹線街路の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備事業	56,000	50,000	112.0		90	10
事　業　内　容						
補助事業等を補完して，効率的な都市計画道路の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
ふれあいとゆとりの道づくり事業（街路）	54,491	64,190	84.9		90	10
事　業　内　容						
商店街の活性化や個性ある街づくりのため、景観に配慮した歩道等の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
公共団体土地区画整理事業	98,235	66,800	147.1	県管理道路整備費の５％を県費補助として交付(H19.4.1以前の新規採択事業は10%)		
事　業　内　容						
市町村が実施する土地区画整理事業のうち、県管理道路の整備に係る費用の一部を県費補助として交付する。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
県単街路緑化事業	35,000	48,000	72.9		100	
事　業　内　容						
快適で魅力あふれる地域社会、生活環境作りのために、街路の緑化を促進する。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
公園整備事業	593,000	550,000	107.8	50	50	
事　業　内　容						
県民に健全なレクリエーションの場や、自然とのふれあいの場を提供するため、北薩広域公園の整備等を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
県単公園整備事業	64,035	68,342	93.7		100	
事　業　内　容						
県民に健全なレクリエーションの場を提供するため、既存公園の施設改修等を行う。						

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	路線等名	実施箇所	事業概要
街路事業	寿大通線	鹿屋市札元	W＝１６ｍ　道路整備（道路改良）
	催馬楽坂線	鹿児島市上竜尾町	W＝１２ｍ　道路整備（道路改良，用地買収）
	帖佐駅三拾町線	姶良市東餅田	W＝１６ｍ　道路整備（道路改良，用地買収）
県単 道路整備事業	寿大通線 外２箇所	鹿屋市　外２市	補助事業の補完
県単 街路緑化事業	国道２６７号外 ７箇所	伊佐市　外７市町	道路植栽工等
ふれあいとゆとりの道づくり事業	海岸通り線 外３箇所	徳之島町　外２市１町	景観に配慮した歩道等の整備
公園整備事業	北薩広域公園外	さつま町外	施設整備等
県単 公園整備事業	吉野公園	鹿児島市	施設補修等
	石橋記念公園	鹿児島市	施設補修等
	谷山緑地	鹿児島市	施設補修等
	吹上浜海浜公園	南さつま市	施設補修等
	北薩広域公園	さつま町	施設補修等
	大隅広域公園	鹿屋市 肝付町	施設補修等

8　建築課・営繕室

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合(耐震改修)		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
建築物耐震化促進事業	55,387	30,458	181.8	1/3	5.75%	5.75%

事　業　内　容

大規模な地震に備えて県民の生命等の安全性を確保するため、法で耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
がけ地近接等危険住宅移転事業	4,181	4,181	100.0	1/2	1/4	1/4

事　業　内　容

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
営繕受託事業	18,722,188	11,432,904	163.8	－	－	－

事　業　内　容　※予算額は発注ベースで，住宅政策室を含む。

県有施設管理の主務課からの依頼により、県有建築物の整備を行う。

令和８年度における主な工事は以下のとおりである。

- 曽於地区特別支援学校（仮称）新設工事（管理棟、屋内運動場棟、食堂棟ほか）
- 南薩地域振興局本館新築工事（本館、別館、附属棟ほか）
- 中央児童相談所一時保護所新築工事（一時保護所ほか）
- 中種子特別支援学校校舎改築工事（食堂棟ほか）
- 指宿特別支援学校増築工事（食堂棟ほか）

事　業　名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
かごしま建築ＢＩＭ促進事業	200	200	100	－	100	－

事　業　内　容

働き方改革・建設業の生産性向上を目的に、営繕業務における ICT 活用の一環として BIM 活用の促進を図るため、BIM ソフトを継続的に利用するための環境を整備する。

9　住宅政策室

(1) 事業概要

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
県営住宅建設事業	698,008	1,135,000	61.5	概ね 50/100	50/100	
事　業　内　容						
住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を供給するため、県営住宅の整備を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合		
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	地元
既設県営住宅改善事業	1.202.416	781.704	153.8	概ね 50/100	50/100	
事　業　内　容						
既設県営住宅の安全性確保や居住性向上を図るため、外壁改修や老朽化した設備の改善、バリアフリー化等の住戸改善を行う。						

事　業　名	予算額（単位：千円，%）			負担割合			
	8年度当初	7年度当初	比率	国	県	市町村	地元
木造住宅耐震改修加速化事業	17,000	10,000	170.0	個別 11.5 /100 かつ 15万	57 /100 かつ 85万	11.5 /100 かつ 15万	20 /100 ～ (事業者)
				総合 40 /100 かつ 57.5万	20 /100 かつ 28.75 万	20 /100 かつ 28.75 万	20 /100 ～ (事業者)
事　業　内　容							
木造住宅の耐震化を加速させるため、市町村が国の補助制度を活用して耐震改修工事費の一部を助成する場合、県が上乗せ補助を実施する。							

事　　業　　名	予算額（単位：千円、％）			負担割合		
	８年度当初	７年度当初	比率	国	県	地元
高齢者あんしん住まい整備事業（建設費補助）	32,813	31,110	105.5	10/100	10/100	80/100 (事業者)
事　業　内　容						
高齢者が安心して居住できる住宅の供給を促進するために、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備費に対し補助を行う。						

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	団地名	実施箇所	事業概要
県営住宅建設事業	松陽台第二団地	鹿児島市	公営 木造２棟２階４戸（工事）
	佐大熊団地	奄美市	公営 ＲＣ造１棟６階４２戸（工事）
既設県営住宅改善事業	県下26団地（ラメール中名団地外）	県　　下	長寿命化、居住性向上（外壁改修・ガス管改修、バリアフリー化等）

第９章　資料（細目次）

１　建　設　業　・・・・・・・・・・・・・・　４９

（１）　許可業者（49）

（２）　格付及び入札執行（50）

（３）　土木部発注・県内業者別建設工事施工金額調べ（51）

（４）　建設業者に対する講習会等の開催状況（51）

（５）　県内建設業者の倒産状況（52）

（６）　地域振興局・支庁管内別建設業許可業者数（52）

２　用地・土地収用　・・・・・・・・・・・　５３

（１）　用地取得（53）

（２）　登記（54）

（３）　県主催用地職員研修の実施状況（54）

（４）　用地の業務委託（55）

（５）「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度（56）

（６）　土地収用（56）

３　技術管理・工事検査　・・・・・・・・・　５７

（１）　土木行政事務の電子化（57）

（２）　市町村等の積算システムへの支援（57）

（３）　土木工事設計単価改定状況（57）

（４）　土木技術職員の研修実施状況（58）

（５）　検査及び監査実施状況（58）

（６）　建設副産物対策（59）

（７）　公共事業の再評価について（60）

４　盛土規制　・・・・・・・・・・・・・・・　　６１
（１）　宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定状況（61）
（２）　盛土規制法に基づく許可申請等の状況（62）

５　道　　路　・・・・・・・・・・・・・・・　６３
（１）　高規格道路等網図（63）
（２）　現況総括表（64）
（３）　建設機械の配置状況（65）

６　河　　川　・・・・・・・・・・・・・・・　６６
（１）　河川の管理状況（66）
（２）　県管理河川の整備状況（66）
（３）　所管別海岸延長（66）
（４）　災害復旧事業（67）
（５）　水防（67）

７　砂　　防　・・・・・・・・・・・・・・・　６８
（１）　砂防３法指定区域及び土砂災害警戒区域等指定状況（68）

８　港　　湾　・・・・・・・・・・・・・・・　６９
（１）　県管理港湾一覧（69）
（２）　重要港湾の整備状況（71）

９　空　　港　・・・・・・・・・・・・・・・　７２
（１）　空港の現況（72）

１０　都市計画　・・・・・・・・・・・・・・・　７３
（１）　都市計画法適用市町（74）
（２）　市街化区域及び市街化調整区域（76）
（３）　地域地区（77）

（４） 都市公園（83）
（５） 都市別都市計画道路一覧表（85）
（６） 土地区画整理事業施行中箇所（86）
（７） 鹿児島県公共下水道事業計画一覧表（87）
（８） 都市下水路一覧表（89）
（９） 浄化槽設置整備事業設置基数（90）
(10) 公共浄化槽等整備推進事業設置基数（90）
(11) 農業集落排水施設実施状況（91）
(12) 漁業集落排水施設実施状況（92）
(13) 屋外広告物の規制（93）
(14) 給水人口と水道普及率（94）

１１ 建　築 ・・・・・・・・・・・・・ ９５
（１） 建築物等確認申請県受付件数（95）
（２） 確認事務県取扱件数（96）
（３） 建築物の着工状況（96）
（４） 建築許可・建築審査会及び公聴会開催の状況（97）
（５） 年度別建築士試験の状況（97）
（６） 年度別建築士事務所登録等の状況（97）
（７） 宅地建物取引業法の施行状況（98）
（８） がけ地近接等危険住宅移転事業（99）
（９） 開発許可の状況（99）

１２ 住　宅 ・・・・・・・・・・・・・ １００
（１） 市町村別公営住宅管理戸数（100）
（２） 住宅地区改良事業等実績（101）

１３ そ の 他 ・・・・・・・・・・・・・ １０４
（１） 土木部機構の変遷（104）
（２） 機構図（118）

1　建設業

(1)　許可業者

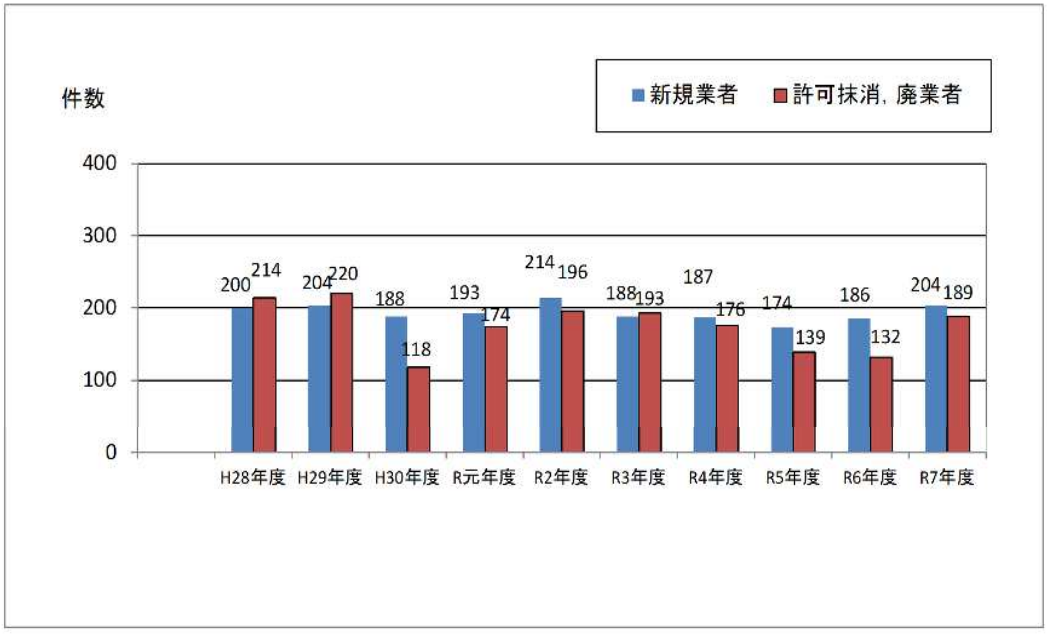
建設業法の規定により１件 500 万円以上の建設工事(建築一式工事にあっては 1,500 万円以上又は延べ面積が 150 ㎡以上の木造住宅工事) を請け負う建設業者のうち、２以上の都道府県に営業所を設けて営業を行う者にあっては国土交通大臣の、その他の者にあってはその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。

許可業者の数は、次のとおりである。

ア　許可業者数の推移(令和８年３月 31 日現在)

区分 / 年度	大臣許可	知事許可	計	内訳	
				法人	個人
２８	５９	５，４８４	５，５４３	４，９０６	６３７
２９	６３	５，４６４	５，５２７	４，９０５	６２２
３０	５９	５，５３８	５，５９７	４，９７７	６２０
元	５９	５，５５７	５，６１６	５，０２１	５９５
２	６３	５，５７１	５，６３４	５，０５６	５７８
３	６４	５，５６５	５，６２９	５，０７７	５５２
４	６５	５，５７５	５，６４０	５，１１１	５２９
５	６８	５，６０７	５，６７５	５，１４８	５２７
６	６９	５，６６０	５，７２９	５，１９８	５３１
７	６８	５，６７６	５，７４４	５，１８５	５５９

イ　新規許可業者と許可抹消及び廃業者数の推移



(2) 格付及び入札執行

県建設工事を発注するに当たり、工種や工事規模に応じた確実な契約履行能力を有する建設業を公正かつ効率的に選定するため、建設業者の経営内容や施工実績等を総合的に評価し、施工能力を区分している。

ア　県建設工事入札参加資格者数の推移(令和８年４月１日現在)

地区＼年度	3	4	5	6	7	8
鹿児島	925	939	905	916	887	901
南薩	208	208	198	198	185	185
北薩	340	347	328	330	317	318
姶良・伊佐	290	295	282	285	276	279
大隅	395	403	389	394	358	366
熊毛	106	108	105	105	95	96
大島	351	353	337	339	321	323
計（注）	2,657	2,697	2,586	2,609	2,481	2,511
許可件数に対する割合	47.2%	48.1%	45.9%	46.0%	43.3%	43.7%
県外業者	484	501	537	559	541	560

（注）県内の大臣許可業者も計上しているため、各地区の合計とは一致しない。

イ　建設業者に対する指名停止及び監督処分の状況（コンサルタント業者も含む）

○　指名停止

年度＼区分	指名停止件数	内訳				備考
		A級	B級	C級	D級	
２５	３５	２２	4	5	3	その他　1
２６	２４	8	3	7	4	その他　1
２７	２９	１４	6	6	0	その他　2
２８	２７	１７	2	5	1	その他　3
２９	１０	3	3	2	1	その他　2
３０	１８	１３	1	2	0	その他　1
元	8	6	1	0	0	その他　2
2	7	4	0	3	0	その他　1
3	6	2	1	1	0	
4	１２	6	1	4	0	その他　2
5	8	3	1	3	0	その他　1
6	8	4	1	2	0	その他　1
7	１３	5	0	1	0	その他　7

○　監督処分

年度＼区分	指示件数	営業停止件数	取消件数	計
２５	2	1	1	4
２６	2	0	1	3
２７	4	3	1	8
２８	1	1	0	2
２９	2	0	0	2
３０	2	0	0	2
元	3	1	1	5
2	3	0	0	3
3	3	0	0	3
4	2	1	1	4
5	2	2	0	4
6	0	1	0	1
7	5	0	0	5

(3) 土木部発注・県内業者別建設工事施工金額調べ（その他工事を除く。）

（単位：百万円）

年度	区分	土木 件数	土木 金額	建築 件数	建築 金額	舗装 件数	舗装 金額	造園 件数	造園 金額	管 件数	管 金額	電気 件数	電気 金額	合計 件数	合計 金額
28	県内業者	1,596	51,376	100	10,364	551	7,119	35	278	81	1,957	111	3,090	2,474	74,184
	県外業者	4	1,469	0	0	0	0	0	0	0	0	1	27	5	1,496
	計	1,600	52,845	100	10,364	551	7,119	35	278	81	1,957	112	3,117	2,479	75,680
29	県内業者	1,261	32,913	80	3,453	456	5,473	23	217	63	1,450	83	2,111	1,966	45,617
	県外業者	2	161	0	0	0	0	0	0	0	0	1	192	3	353
	計	1,263	33,074	80	3,453	456	5,473	23	217	63	1,450	84	2,303	1,969	45,970
30	県内業者	1,542	35,677	66	6,044	471	5,431	74	301	58	1,346	110	2,005	2,321	50,804
	県外業者	4	367	1	516	0	0	0	0	0	0	10	129	15	1,012
	計	1,546	36,044	67	6,560	471	5,431	74	301	58	1,346	120	2,134	2,336	51,816
元	県内業者	1,593	46,062	57	2,227	440	5,773	16	117	42	965	88	2,212	2,236	57,356
	県外業者	2	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	104
	計	1,595	46,166	57	2,227	440	5,773	16	117	42	965	88	2,212	2,238	57,460
2	県内業者	1,998	55,284	51	9,301	424	5,957	13	76	46	1,686	97	3,051	2,629	75,355
	県外業者	19	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	270
	計	2,017	55,554	51	9,301	424	5,957	13	76	46	1,686	97	3,051	2,648	75,625
3	県内業者	1,932	58,663	53	5,134	570	9,427	14	128	59	1,631	77	1,754	2,705	76,737
	県外業者	12	220	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	14	221
	計	1,944	58,883	53	5,134	570	9,427	14	128	59	1,631	79	1,755	2,719	76,958
4	県内業者	1,593	32,218	42	849	635	12,843	26	526	42	849	43	870	2,381	48,155
	県外業者	20	404	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	404
	計	1,613	32,622	42	849	635	12,843	26	526	42	849	43	870	2,401	48,559
5	県内業者	1,341	43,408	134	9,822	586	8,541	25	330	103	3,022	95	2,311	2,284	67,434
	県外業者	5	352	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	6	369
	計	1,346	43,760	134	9,822	587	8,558	25	330	103	3,022	95	2,311	2,290	67,803
6	県内業者	1,668	50,991	50	6,655	439	5,825	20	114	38	1,721	74	2,071	2,289	67,377
	県外業者	15	568	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	568
	計	1,683	51,559	50	6,655	439	5,825	20	114	38	1,721	74	2,071	2,304	67,945
7	県内業者	1,467	46,022	55	2,716	531	7,141	55	213	41	1,077	93	1,893	2,242	59,062
	県外業者	5	3,689	0	0	0	0	0	0	0	0	3	27	8	3,716
	計	1,472	49,711	55	2,716	531	7,141	55	213	41	1,077	96	1,920	2,250	62,778

（注）当初契約の件数及び金額を条件として算出

(4) 建設業者に対する講習会等の開催状況

（建設業経営者研修会）

年度	会場数	出席者数
28	18	2,372
29	18	2,427
30	18	2,368
元	19	2,332
2	0	0
3	19	2,224
4	19	2,095
5	19	2,082
6	19	2,085
7	WEB(3回)	1,688

（建設技術者研修会）

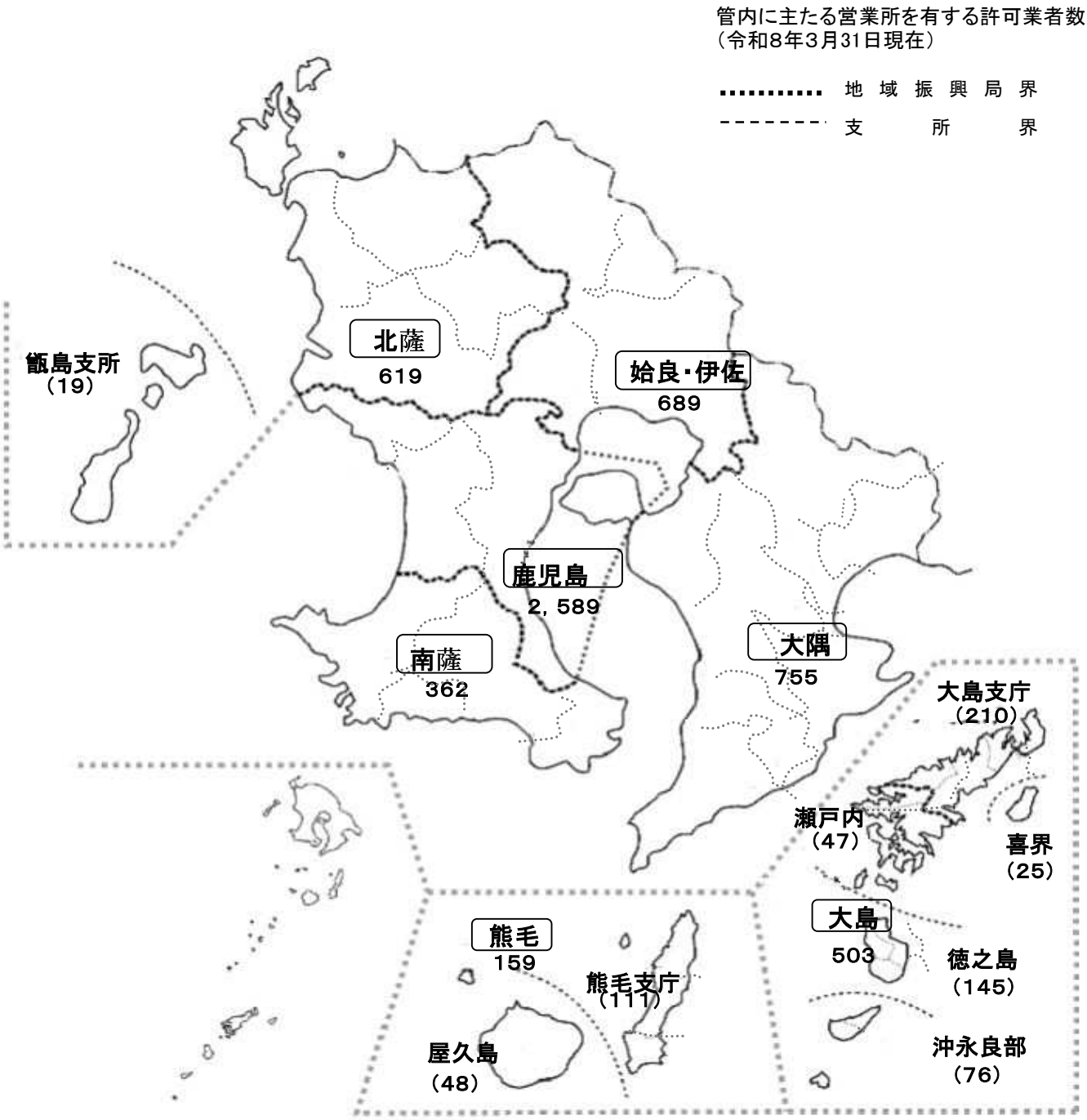
年度	会場数	出席者数
28	17	1,963
29	17	1,931
30	18	19,873
元	18	2,017
2	20	2,118
3	18	2,053
4	18	2,190
5	18	2,208
6	18	2,011
7	18	2,088

(5) 県内建設業者の倒産状況

（負債総額　1,000万円以上）

年度	件数 (a) (件)	うち建設業者 許可業者 (件)	うち建設業者 無許可業者 (件)	うち建設業者 計 (b) (件)	うち建設業者 比率 (b)/(a) (%)	左のうち格付等業者及び内訳 計 (c) (件)	比率 (c)/(b) (%)	A (件)	B (件)	C (件)	D (件)	格付なし (件)	格付等業者倒産理由 計画失敗 (件)	放漫経営及び販売不振 (件)	回収難等 (件)
28	64	18	2	20	31.3	18	90.0	1	0	6	6	5	0	17	1
29	61	5	12	17	27.9	5	29.4	1	0	2	1	1	0	4	1
30	80	14	1	15	18.8	14	93.3	1	1	7	1	4	0	14	0
元	67	8	6	14	20.9	8	57.1	1	1	1	0	5	0	5	3
2	45	7	3	10	22.2	7	70.0	0	0	0	0	7	0	7	0
3	50	4	3	7	14.0	4	57.1	0	0	0	2	2	0	4	0
4	54	8	4	12	22.2	8	66.7	0	0	2	0	6	0	8	0
5	76	10	5	15	19.7	10	66.7	0	1	3	1	5	0	10	0
6	73	12	3	15	20.5	2	13.3	0	1	1	0	0	1	1	0
7	93	8	9	17	18.3	8	47.1	1	2	1	1	3	1	7	0

（6） 地域振興局・支庁管内別建設業許可業者数



※ 各地域振興局・支庁については、管内の全許可業者数であり、（ ）は、支所等管内の許可業者数である。

２　用地・土地収用

(1) 用地取得

ア　取得面積等の推移　　（単位：千円，㎡）

区分／年度	事　業　費	土地購入費 (A)	補　償　費 (B)	計 (A)+(B)	取得面積
3	41,123,801	727,090	2,550,536	3,277,626	383,569
4	32,684,688	770,015	2,626,918	3,396,933	398,593
5	27,586,362	592,015	2,237,130	2,829,145	380,091
6	31,010,249	480,052	1,920,461	2,400,513	462,951
7	34,530,200	692,207	2,505,446	3,197,653	578,581

（注）事業費は用地補償費のある事業費である。

イ　事業別用地補償費　　（単位：千円，％）

区　　分	令和５年度（比率）	令和６年度（比率）	令和７年度（比率）
道　　路	1,246,832（44.0）	1,286,725（53.6）	2,206,545（69.0）
河　　川	442,904（16.0）	380,642（15.9）	399,169（12.5）
砂　　防	91,697（3.0）	100,814（4.2）	111,381（3.5）
そ の 他	651,225（23.0）	494,433（20.6）	410,192（12.8）
県単事業	396,487（14.0）	137,899（5.7）	70,366（2.2）
計	2,829,145(100.0)	2,400,513(100.0)	3,197,653(100.0)

ウ　所属別用地補償費　　（単位：千円）

所　　属	令和５年度	令和６年度	令和７年度
鹿　児　島	736,833	660,260	1,224,375
南　　薩	226,185	225,217	195,473
北　　薩	232,858	193,161	298,414
甑　　島	52,510	119,543	62,969
姶良・伊佐	500,365	410,162	286,717
大　　隅	573,681	512,195	750,221
熊　　毛	146,147	54,226	36,026
屋　久　島	2,739	20,822	43,681
大　　島	237,040	114,800	90,864
瀬　戸　内	5,752	30,763	11,520
喜　　界	0	617	10
徳　之　島	59,867	47,027	189,757
沖永良部	55,168	11,720	7,626
合　　計	2,829,145	2,400,513	3,197,653

エ　公共土木用地取得先行事業

公共事業の円滑な推進を図るため、昭和39年度から「公共土木用地取得先行事業等特別会計」を設置し、工事施工年度前に、あらかじめまとまりのある事業用地の先行取得を行っている。令和３年度から、国直轄事業である事業用地の先行取得の要請はない。

(2) 登記

ア　登記処理状況

区分 年度	要登記筆数（A）	登記済筆数（B）	未登記筆数 (A)－(B)	単年度登記率 (%) (B/A)	左記登記済筆数の処理内訳				総取得筆数（C）	登記済筆数（D）	登記率 (%) (D/C)
					公嘱委託		事務所処理				
					受託者数	登記済	用地調査員数	登記済			
3	1,355	1,355	0	100.0	7 18	1	39	1,354	443,685	443,494	99.9
4	1,335	1,335	0	100.0	16 8	0	39	1,335	445,020	444,829	99.9
5	1,255	1,255	0	100.0	3 11	0	41	1,255	446,275	446,084	99.9
6	1,287	1,286	1	99.9	2 9	0	41	1,286	447,562	447,370	99.9
7	1,558	1,544	14	99.1	0 7	0	43	1,544	449,120	448,914	99.9

（注）上段：公共嘱託登記司法書士協会（令和５年６月に同協会が解散後は司法書士）
　　下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

イ　登記に要した経費に関する調べ

年度	用地調査員数(人)	用地調査員に係る所要経費(千円)	用地調査員の１筆当り登記所要経費(円)	公嘱委託に要した経費(千円)	公嘱委託による１筆当りの所要経費(円)	登記に要した経費(千円)
3	39	90,666	66,568	1,349 9,741	192,714 270,583	101,756
4	39	102,642	78,114	3,433 7,518	163,476 250,600	113,593
5	41	108,767	85,982	1,122 10,167	374,000 290,486	120,056
6	41	121,722	92,918	1,195 7,053	597,500 352,650	129,970
7	43	147,513	94,620	0 6,636	0 737,333	154,149

（注）上段：公共嘱託登記司法書士協会（令和５年６月に同協会が解散後は司法書士）
　　下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(3) 県主催用地職員研修の実施状況（単位：人）

年度	初任者研修	一般研修	調査員初任者研修
5	１９	１２	9
6	１４	２７	9
7	１１	１６	5

（注）農政部と共催で実施しており、土木部の出席者数を計上。

(4) 用地の業務委託

ア　建物等の物件調査委託

委託先　補償コンサルタント等

区分 年度	契約件数 (件)	委　託　料 (千円)
3	146	317,216
4	104	324,801
5	83	284,656
6	78	333,145
7	82	503,378

イ　登記事務の委託

委託先　公共嘱託登記司法書士協会・公共嘱託登記土地家屋調査士協会の合計

区分 年度	処 理 筆 数 (筆)	委 託 筆 数 (筆)	委　託　料 (千円)	受託者数 (人)	委託率 (%)
3	1,357	7 36	1,349 9,741	7 18	0.5 2.7
4	1,314	21 30	3,433 7,518	16 8	1.6 2.3
5	1,264	3 35	1,122 10,167	3 11	0.2 2.8
6	1,310	2 20	1,195 7,053	2 9	0.2 1.5
7	1,559	0 9	0 6,636	0 7	0.0 0.6

(注) 上段：公共嘱託登記司法書士協会（令和５年６月に同協会が解散後は司法書士）
下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

ウ　用地交渉業務の市町村等委託実績

区　　分	５年度	６年度	７年度
筆　　数 (筆)	3	21	26
用地補償費（委託） (百万円)	206	31	42
用地補償費（県全体） (百万円)	2,830	2,401	3,198
委　託　率 (%)	7.3	1.3	1.3
委　託　料 (千円)	5,371	1,015	1,363
委　託　件　数 (件)	2	3	3

(5) 「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度

公有地の拡大の推進に関する法律は、土地所有者が、① 一定規模以上の土地を有償で譲渡する場合は知事又は市長へ届け出ること(法第４条第１項) ② 県、市町村等に買取りを希望する場合は知事又は市長へ申出ができること(法第５条)の２つの制度を設けて地方公共団体等の公共施設の整備に必要な公有地の計画的な拡大推進を図っている。

区　　分	年度	届出・申出の件数	買取り協議の通知件数	買取り協議の成立件数
① 法第４条第１項による届出	3	7	1	0
	4	4	0	0
	5	2	0	0
	6	4	0	0
	7	15	1	0
② 法第５条による申出	3	13	13	11
	4	11	11	10
	5	11	8	8
	6	7	7	6
	7	6	5	5

※ 鹿児島市を除く。

(6) 土地収用

土地収用制度は、特定の公共事業のために必要とされる土地などを任意で取得し得ない場合に、地権者などの意思に反しても、強制的に土地などを取得することを可能にする制度である。

土地などの収用を行うには、まず、起業者が当該事業の公益性について、国土交通大臣又は知事の事業認定を受けることが必要である。その後、収用委員会に収用についての裁決申請を行い、収用裁決を得て、地権者などに正当な補償金を支払い、土地などを取得する。

事業認定件数

年度	起業者別				認定庁別		計
	国	県	市町村	その他	大臣認定	知事認定	
3	0	0	1	0	0	1	1
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	2	0	0	2	2
7	1	0	1	0	1	1	2

3　技術管理・工事検査

⑴　土木行政事務の電子化

ア　土木積算システム

土木積算システムについては、積算の統一性や契約内容の明確化と透明性を確保する「工事工種の体系化」に完全対応するために、平成 14 年４月からターミナルサービス(TS)方式の積算システムに移行し、令和４年２月からは、デジタル推進課の仮想化基盤を利用した新積算システムの運用を行っている。

・ 新積算システム運用状況
　土木技術職員全員に利用権限を付与している。
　仮想サーバ数：５
　同時接続可能数：１００

イ　公共事業支援統合情報システム（CALS/EC：電子入札、電子納品、電子閲覧）

公共事業における事務処理の効率化等を図るため、公共事業支援統合情報システムの整備等を平成 15 年度から進めている。

電子入札については、平成 22 年 1 月から、本格運用を開始した。

電子納品については、平成 20 年 4 月から試行を開始し、平成 24 年 4 月から一部本格運用へと移行した。また、電子閲覧については、平成 22 年 4 月から試行を開始し、平成 29 年 4 月から本格運用に移行した。

⑵　市町村等の積算システムへの支援

全ての市町村において、積算業務は電算化されており、平成８年度から県の積算システム基準データの提供を行うなど、市町村等の土木積算システム支援を行っている。

⑶　土木工事設計単価改定状況

労務単価については、農林水産省及び国土交通省が毎年定期的に実施する「公共事業労務費調査」に基づき決定された単価を用いて設定している。

また、資材単価については市況価格を調査し、設計単価としており、価格に変動が生じた場合は、随時改定を行っている。

区　　分	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
労務単価の制定	３月　１日	３月　１日	３月　１日	３月　１日
資材単価の制定	４月　１日	４月　１日	４月　１日	４月　１日
資材単価等の改定	５月　１日 ６月　１日 ７月１５日 ９月　１日 １０月　１日 １１月　１日 １２月　１日 １月１５日 ３月　１日	５月　１日 ６月　１日 ７月　１日 ８月　１日 ９月　１日 １０月　１日 １１月　１日 １２月　１日 １月　１日 ２月　１日 ３月　１日	５月　１日 ６月　１日 ７月　１日 ８月　１日 ９月　１日 １０月　１日 １１月　１日 １２月　１日 １月　１日 ２月　１日 ３月　１日	５月　１日 ６月　１日 ７月　１日 ８月　１日 ９月　１日 １０月　１日 １１月　１日 １２月　１日 １月　１日 ２月　１日 ３月　１日

※　平成 26～28 年度は労務単価の制定を前倒しして２月に行っており、
　平成 29～令和７年度は３月に制定を行っている。

⑷ 土木技術職員の研修実施状況

建設行政をとりまく情勢の変化に対応し、行政の効率化等を進めるため、土木技術職員等に対する教養・技術の向上に努めている。その実施状況は次のとおりである。

ア　県及び市町村土木技術職員等を対象とした、土木部主催（国土交通大学校等を含む。）の研修

（単位：人）

区　分	年度	県外研修（県職員）			県内研修		県職員計	合　計
		国土交通大学校	（財）全国建設研修センター等	計	県職員	市町村		
土木建築	5	2	3	5	３９３	２４７	３９８	６４０
	6	3	3	6	２７９	２２３	２８５	５０８
	7	6	8	１４	２６０	２５３	２７４	５２７

イ　県及び市町村土木技術職員等を対象とした他機関との共催による研修　令和７年度　775 人

ウ　建設業界の土木技術者を対象とした他機関との共催による研修　令和７年度　2,088 人

⑸ 検査及び監査実施状況

土木、建築、電気設備工事及び機械設備工事の適正な施工を確保するため、工事の中間検査、完成検査及び監査を実施した。その実施結果は次のとおりである。

（単位：件）

区　分	年度	中間検査	完成検査	監　　査	計
土木工事	5	２０	２１	１５５	１９６
	6	２３	２７	１５８	２０８
	7	２４	２７	９１	１４２
建築工事	5	２１	１４	６２	９７
	6	４２	１６	６６	１２４
	7	２４	１３	６３	１００
電気設備工事	5		３７		３７
	6		３５		３５
	7		３４		３４
機械設備工事	5		３９		３９
	6		３４		３４
	7		３８		３８
計	5	４１	１１１	２１７	３６９
	6	６５	１１２	２２４	４０１
	7	４８	１１２	１５４	３１４

※ この他に、執行権限に応じて、振興局・支庁建設部において完成検査等を実施している。

⑹ 建設副産物対策

ア 建設副産物対策の現状

建設工事において副次的に発生する建設副産物については、平成５年３月に「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を制定し、①発生の抑制②再利用の促進③適正処理の徹底を三本柱とした対策を行っている。

平成14年５月30日の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の全面施行に伴い、以下の方法で建設副産物の再資源化等を推進している。

また、県内12地区に国、県、市町村等で組織する「各地区建設副産物対策連絡会議」を設置し、建設副産物に関する情報交換等を行い、リサイクルの徹底を図っている。

(ｱ) 建設副産物対策推進のための組織

九州地方建設副産物対策連絡協議会(H3.5.15設立)

鹿児島県建設副産物対策推進部会(H5.2.24設立)

各地区建設副産物対策連絡会議(平成5年度に設立)　※県内１２地区に設立

(各地域振興局建設部、関係市町村、建設業協会各支部、(H9.2に国を追加))

(平成11年度から環境林務部・商工労働水産部・農政部と合同開催)

(ｲ) 主な建設副産物の搬出と再生資材の利用の概要

副産物名	工事現場からの搬出	再生資材	再生資材の利用
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	・現場内盛土として利用する。 ・再資源化施設に搬出する。	再生砕石	・工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合、新材に優先して路盤材、基礎材、裏込め材に利用する。
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	・路上再生路盤工法にて路盤材として利用する。 ・再資源化施設に搬出する。	再生ｱｽﾌｧﾙﾄ	・工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合、新材に優先して表層、基層に利用する。
建設発生土	・現場内利用を検討する。 ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場に搬出する。	盛土材等	・工事現場から50kmの範囲内に発生土を搬出する建設工事がある場合、新土に優先して盛土材等に利用する。
建設発生木材	・現場内利用を検討する。 ・工事現場から50kmの範囲内の再資源化施設に搬出する。		

(ｳ) 建設副産物の再資源化率等及び目標値

種類	推進計画2014(九州) H30目標値	鹿児島県実績 H7年度	鹿児島県実績 H24年度	鹿児島県実績 H30年度	平成30年度 九州実績	平成30年度 全国実績	推進計画2020(九州) R6達成基準値
建設廃棄物全体	96%以上	15%	96.4%	98.0%	96.2%	97.2%	96%以上
ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	99%以上	26%	97.9%	99.4%	99.1%	99.5%	99%以上
コンクリート塊	99%以上	12%	97.9%	98.9%	99.1%	99.3%	99%以上
建設汚泥	90%以上	1%	94.9%	92.9%	78.8%	94.6%	90%以上
建設混合廃棄物	50%以下	－	64.1%	68.2%	54.4%	63.2%	－
建設発生木材	95%以上	0%	96.9%	96.7%	90.1%	96.2%	95%以上
建設発生土	78%以上	34%	68.0%	70.1%	72.2%	79.8%	80%以上

注）・平成７、24、30年度データは九州地方建設副産物対策連絡協議会が実施した建設副産物実態調査による。
・建設副産物実態調査は国、地方公共団体及び民間が行う建設工事を対象としている。
・平成30年度の目標値:「九州地方における建設ﾘｻｲｸﾙ推進計画2014」による。
・令和６年度の目標値:「建設ﾘｻｲｸﾙ推進計画2020」による。
・平成30年度調査の実績値が95%を超える品目については再資源化率等の維持を目指すため、「目標値」を「達成基準値」にかえ、今後は再資源化率等が維持された場合、「概ね達成」と評価する。
・建設混合廃棄物の再資源化率・縮減率はモニタリングするものの参考値であるため、「－」としている。
・算定式　ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊:再資源化率＝(再使用量+再生利用量)/(排出量)*100
建設汚泥:再資源化･縮減率＝(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量)/(排出量)*100
建設発生木材:再資源化･縮減率＝(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量)/(排出量)*100
建設発生土:有効利用率＝(現場内利用量＋工事間利用等＋有効利用量) /(建設発生土量)×100

イ 建設副産物対策の今後の課題

・新たな目標値に向けた更なる建設副産物のリサイクル率の向上
・民間工事等を含めた建設発生土利用の推進

⑺ 公共事業の再評価について

ア　目的・経緯

公共事業の再評価システムは、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や、既に長期間が経過しても継続中の事業等について、事業実施主体自ら再評価を行い、必要に応じて事業の見直しや、休止又は中止するなど対応方針を決定するものである。

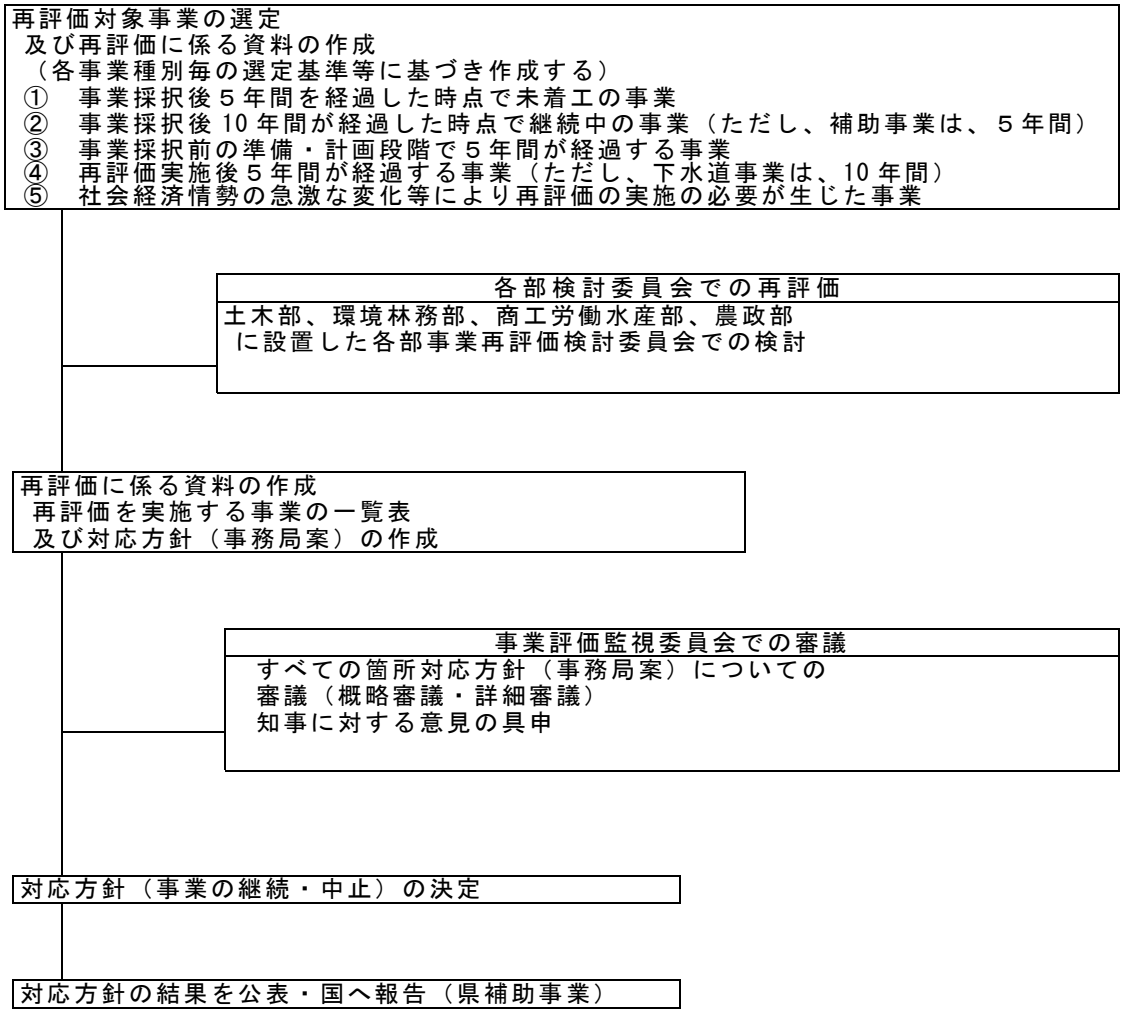
本県においては、この再評価を実施するに当たって、その客観性・透明性を確保する方策として学識経験者など第三者で構成する「事業評価監視委員会」を、平成 10 年 11 月 16 日に設置した。

令和７年度までに土木部、環境林務部、商工労働水産部及び農政部が所管する事業（市町村事業を含む。）1,016 箇所を付議し、事業の進捗状況やその必要性等について審議した。令和７年度土木部所管事業については、26 箇所(外、環境林務部２箇所)の事業箇所の対応方針案について委員会に付議し、全ての箇所の対応方針案が妥当との報告を受け、審議結果に基づき対応方針を決定した。

イ　今後の対応

対象事業については、「事業評価監視委員会」に付議するとともに、同委員会の審議結果を参考にしながら、効率的な公共事業の執行に努める。

〈事業再評価の実施フロー〉



4 盛土規制

本県では、盛土等による災害の防止を図るため、令和７年５月１日に鹿児島市を除く県内全域を宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域，特定盛土等規制区域）に指定し、許可業務等を実施している。

※鹿児島市は自ら令和７年４月１日に規制区域を指定。

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定状況

市町村名	宅地造成等工事規制区域 指定面積（ha）	特定盛土等規制区域 指定面積（ha）	合計 指定面積（ha）
鹿児島市	34,639	20,122	54,761
鹿屋市	15,434	29,381	44,815
枕崎市	3,008	4,470	7,478
阿久根市	4,639	8,789	13,428
出水市	8,236	24,762	32,998
指宿市	5,483	9,399	14,882
西之表市	4,566	15,991	20,557
垂水市	2,409	13,801	16,210
薩摩川内市	18,951	49,341	68,292
日置市	8,916	16,385	25,301
曽於市	8,560	30,454	39,014
霧島市	19,030	41,287	60,317
いちき串木野市	3,211	8,019	11,230
南さつま市	7,671	20,688	28,359
志布志市	6,377	22,644	29,021
奄美市	3,321	27,512	30,833
南九州市	8,930	26,861	35,791
伊佐市	6,458	32,798	39,256
姶良市	6,327	16,798	23,125
三島村	62	3,077	3,139
十島村	69	10,046	10,115
さつま町	5,042	25,348	30,390
長島町	2,367	9,252	11,619
湧水町	3,174	11,255	14,429
大崎町	4,203	5,861	10,064
東串良町	1,492	1,293	2,785
錦江町	2,216	14,103	16,319
南大隅町	3,710	17,649	21,359
肝付町	4,304	26,500	30,804
中種子町	2,670	11,024	13,694
南種子町	1,711	9,283	10,994
屋久島町	2,870	51,175	54,045
大和村	229	8,597	8,826
宇検村	320	9,987	10,307
瀬戸内町	1,138	22,827	23,965
龍郷町	1,616	6,566	8,182
喜界町	1,739	3,943	5,682
徳之島町	1,686	8,806	10,492
天城町	1,544	6,496	8,040
伊仙町	1,958	4,313	6,271
和泊町	1,337	2,702	4,039
知名町	1,631	3,699	5,330
与論町	451	1,607	2,058
合計	223,703	694,913	918,616
合計（鹿児島市除く）	189,065	674,790	863,855

※面積は公表する単位毎に四捨五入しているため、各市町村の面積の合計が合計面積と一致しない。

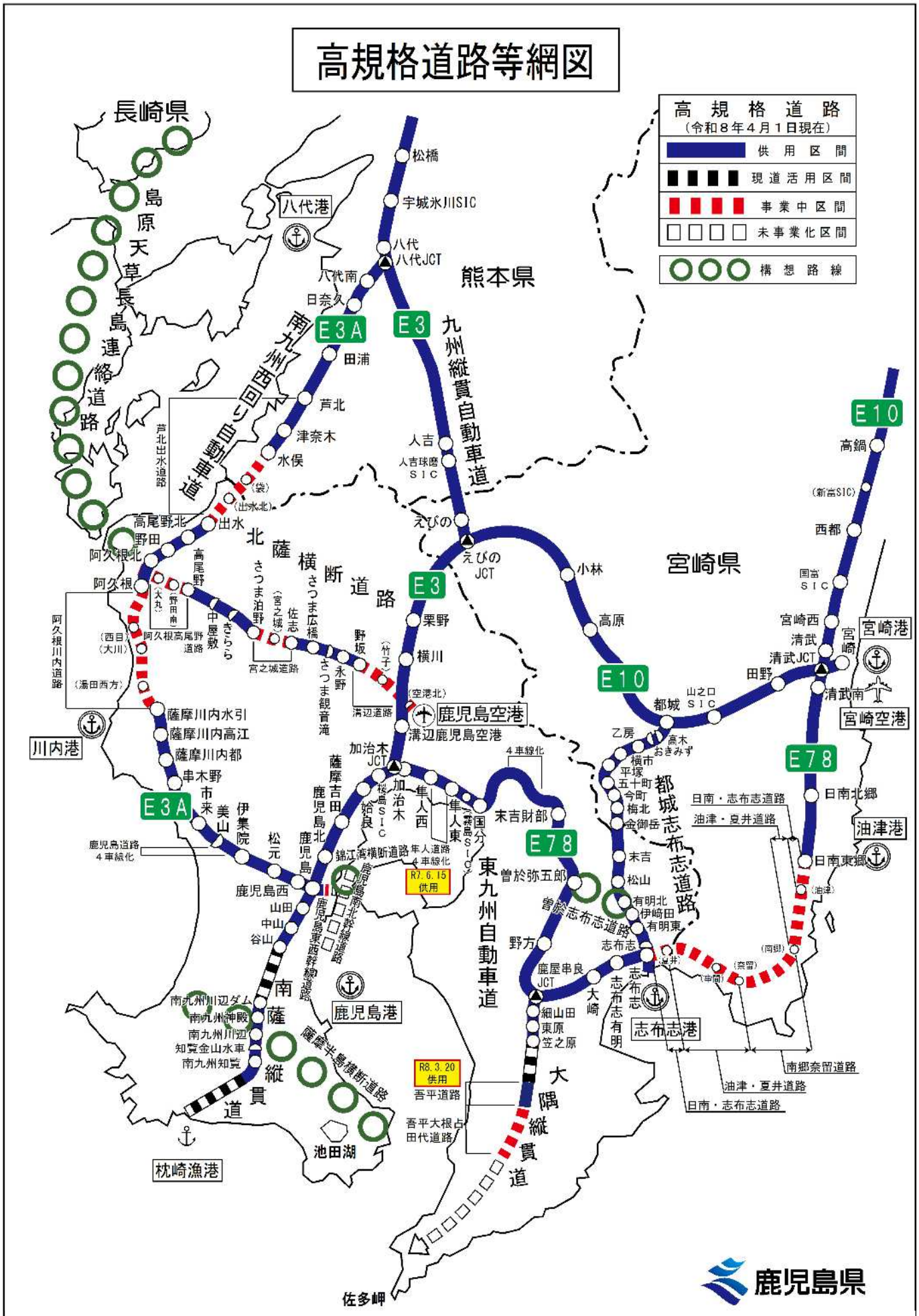
(2) 盛土規制法に基づく許可申請等の状況

（単位：件）

年度	許可申請			特定盛土等規制区域における届出		
	土地の形質変更	土石の堆積	合計	土地の形質変更	土石の堆積	合計
令和７年度	50	0	50	10	1	11

5　道路

（１）高規格道路等網図



(2) 現況総括表

（令和７年４月１日現在）

区分 / 道路種別		路線数	実延長 m	改良済延長 m	改良率 %	幅5.5m以上改良済延長 m	幅5.5m以上改良率 %	舗装済延長 m	舗装率 %	簡易を除く舗装済延長 m	簡易を除く舗装率 %	歩道設置延長（ｾﾝﾀｰ延長） m	歩道設置率 %	道路部面積 ㎡
高速自動車道		2	141,887	141,887	100.0	141,887	100.0	141,887	100.0	141,887	100.0	0	0.0	2,588,981
一般国道	指定区間	7 (3)	415,118 443,822	415,118 443,822	100.0 100.0	415,118 443,822	100.0 100.0	415,118 443,822	100.0 100.0	415,118 443,822	100.0 100.0	324,252 324,252	78.1 73.0	5,791,329 6,333,048
	指定区間外	15 (3)	860,182	843,014	98.0	823,702	95.7	860,182	100.0	812,723	94.4	531,099	61.7	9,852,445
	計	19 (3)	1,275,300 1,304,004	1,258,132 1,286,836	98.6 98.6	1,238,820 1,267,524	97.1 97.2	1,275,300 1,304,004	100.0 100.0	1,227,841 1,256,545	96.2 96.3	855,351 855,351	67.0 65.5	15,643,774 16,185,493
県道	主要地方道	61	1,582,049 1,614,595	1,453,913 1,486,459	91.9 92.0	1,364,027 1,396,573	86.2 86.4	1,582,049 1,614,595	100.0 100.0	1,286,446 1,318,992	81.3 81.6	824,869 824,869	52.1 51.0	16,578,658 16,871,008
	一般県道	217	1,977,071	1,505,542	76.1	1,268,465	64.1	1,977,071	100.0	1,150,291	58.1	662,156	33.4	17,367,499
	計	278	3,559,120 3,591,666	2,959,455 2,992,001	83.1 83.3	2,632,492 2,665,038	73.9 74.2	3,559,120 3,591,666	100.0 100.0	2,436,737 2,469,283	68.4 68.7	1,487,025 1,487,025	41.7 41.4	33,946,157 34,238,507
国・県道計		297	4,834,420 4,895,670	4,217,587 4,278,837	87.2 87.4	3,871,312 3,932,562	80.0 80.3	4,834,420 4,895,670	100.0 100.0	3,664,578 3,725,828	75.8 76.1	2,342,376 2,342,376	48.4 47.8	49,589,931 50,424,000
うち県管理計		293	4,419,302	3,802,469	86.0	3,456,194	78.2	4,419,302	100.0	3,249,460	73.5	2,018,124	45.6	43,798,602
市町村道	1級	1,220	2,993,761	2,699,289	90.1	1,760,936	58.8	2,937,788	98.1	444,428	14.8	667,009	22.2	23,533,062
	2級	1,428	2,701,935	2,125,246	78.6	838,403	31.0	2,626,331	97.2	280,005	10.3	176,392	6.5	16,724,227
	その他	36,042	16,868,331	11,187,475	66.3	2,544,545	15.0	15,182,744	90.0	1,913,177	11.3	726,839	4.3	89,026,027
	計	38,690	22,564,027	16,012,010	70.9	5,143,884	22.7	20,746,863	91.9	2,637,610	11.6	1,570,240	6.9	129,283,316
国・県・市町村道計		38,987	27,398,447 27,459,697	20,229,597 20,290,847	73.8 73.8	9,015,196 9,076,446	32.9 33.0	25,581,283 25,642,533	93.3 93.3	6,302,188 6,363,438	23.0 23.1	3,912,616 3,912,616	14.2 14.2	178,873,247 179,707,316
国・県・市町村道高速自動車道計（有料道路含む）		38,989	27,601,584	20,432,734	74.0	9,218,333	33.3	25,784,420	93.4	6,505,325	23.5	3,912,616	14.1	182,296,297

（注）１　路線数の（　）内は、同一路線で指定区間、指定区間外双方に重複している路線数である。
２　同一道路種別で２段書きになっている部分は、上段が有料道路を除いた道路、下段が有料道路を含む道路の現況である。
３　上記２の有料道路は、一般国道（指定区間）３号[南九州西回り自動車道]、10号[隼人道路]（西日本高速道路㈱管理）、主要地方道指宿鹿児島インター線の一部（道路公社管理）である。
４　「自動車交通不能区間」とは、車道幅員3.5m未満の未改良道路のうち、幅員、曲線半径、勾配その他道路の状況により、最大積載量４トン貨物自動車が通行できない区間をいう。
５　指定区間外の路線のうち、１路線は海上区間のみの路線である。（指定区間に実延長がある。）

(3) 建設機械の配置状況

（令和8年4月1日現在　単位：台）

種別 / 所属	パトロールカー	作業車				散水車	清掃車	合計
		1.75t ダンプ	2.75t クレーン付ダンプ	3.5t ダンプ	計			
鹿児島地域振興局		1			1	4	6	11
日置市駐在								
南薩地域振興局			1		1			1
指宿市駐在								
北薩地域振興局		1			1			1
出水市駐在	1		1		1			2
姶良・伊佐地域振興局	2		1		1			3
伊佐市駐在								
大隅地域振興局			1		1		1	2
曽於市駐在			1		1			1
熊毛支庁			1		1			1
屋久島事務所								
大島支庁	1	1			1			2
瀬戸内事務所								
喜界事務所								
徳之島事務所			1		1			1
沖永良部事務所								
道路維持課								
計	4	3	7		10	4	7	25

６　河　川

(1) 河川の管理状況

（令和７年４月 30 日現在）

河川種別			全体		知事管理		大臣管理	
級種	水系		河川数	延長（ｋｍ）	河川数	延長（ｋｍ）	河川数	延長（ｋｍ）
一級河川	川内川		109	622.1	106	508.2	11	113.9
	肝属川		36	181.6	35	130.5	6	51.1
	大淀川		8	74.4	8	74.4	0	0.0
	（計）３水系		153	878.1	149	713.1	17	165.0
二級河川	１６０水系		310	1,780.4	310	1,780.4	－	－
	（計）		310	1,780.4	310	1,780.4	－	－
準用河川	（一級）	３水系	285	349.0	－	－	－	－
	（二級）	105 水系	562	862.1	－	－	－	－
	（単独）	400 水系	444	480.8	－	－	－	－
	（計）	508 水系	1,291	1,691.9	－	－	－	－
合計			1,754	4,350.4	459	2,493.5	17	165.0

（注）国管理と県管理の重複河川は 13 河川

(2) 県管理河川の整備状況

（令和８年３月 31 日現在）

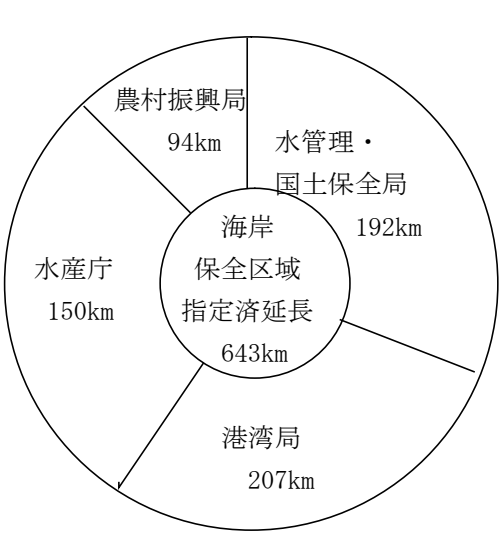
種別	河川数	河川延長 ｋｍ	要改修延長 ｋｍ	改修済延長 ｋｍ	改修率 %
一級河川	１４９	713.1	576.7	271.4	47.1
二級河川	３１０	1,780.4	1,336.7	626.6	46.9
合計	４５９	2,493.5	1,913.4	898.0	46.9

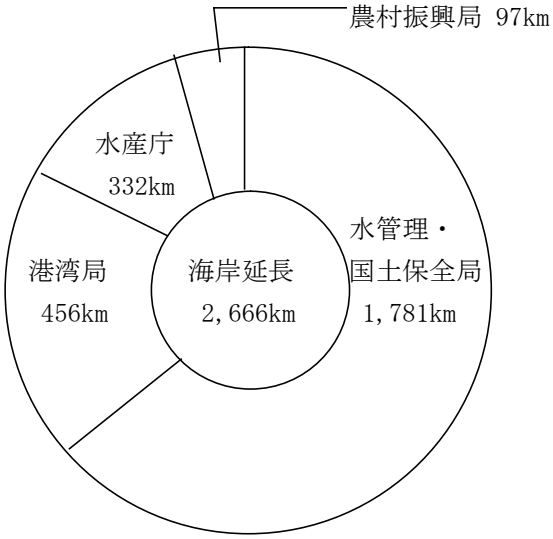
(注)県管理河川の改修済は、雨量 60㎜/h に対応

(3) 所管別海岸延長

（令和６年３月 31 日現在）

本県の海岸線は、大隅沿岸、鹿児島湾沿、薩摩沿岸、八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり、その延長は約 2,666ｋｍで、北海道、長崎県に次いで長い海岸線を有している。そのうち、海岸保全区域に指定されているのは約 24.1%の 643ｋｍある。





(4) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業の進捗状況

年災別	事業主体	決定金又は再調査額		６年度までの施行済額		７年度施行済額		初年度からの累計進捗率	令和８年度以降施行予定額	
		箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	(%)	箇所	千円
5	県	170	4,289,633	162	4,141,246	7	89,500	99.4	1	58,887
	市町村	169	3,474,109	153	2,348,745	13	284,696	98.2	3	840,668
	計	339	7,763,742	315	6,489,991	20	374,196	98.8	4	899,555
6	県	197	11,449,686	12	179,720	178	4,822,771	96.4	7	6,447,195
	市町村	258	3,810,463	59	350,752	194	2,680,006	98.1	5	779,705
	計	455	15,260,149	71	530,472	372	7,502,777	97.4	12	7,226,900
7	県	471	20,921,807	0	0	13	281,070	2.8	458	20,640,737
	市町村	286	10,517,853	0	0	18	103,076	6.3	268	10,414,777
	計	757	31,439,660	0	0	31	384,146	4.1	726	31,055,514

※水管理・国土保全局所管の公共土木施設災害復旧事業で工雑を除く。

(5) 水防

毎年各地で大雨による被害が発生し、住民の生命を脅かしている。県土の保全と住民の生命・財産を水害から守るために、水防計画に基づいて、水防資材の整備、連絡通信の確保、重要水防区域の点検等を行うとともに、水防活動を迅速かつ的確に行うため、河川砂防情報システムを整備し、県内各地の雨量及び河川の水位等の情報提供に努めている。

7　砂防

（1）砂防３法指定区域及び土砂災害警戒区域等指定状況

（令和８年４月１日現在）

市町村等	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域	土砂災害警戒区域等	うち 特別
鹿児島市	214	330	1	3,330	3,104
三島村	4			62	57
十島村	1		2	42	38
日置市	41	27	1	773	471
いちき串木野市	43	20		497	465
鹿児島地域振興局	**303**	**377**	**4**	**4,704**	**4,135**
枕崎市	8	9		252	233
南さつま市	97	71	9	919	723
南九州市	84	35		596	522
指宿市	81	17	2	386	350
南　薩地域振興局	**270**	**132**	**11**	**2,153**	**1,828**
薩摩川内市	204	46	1	2,846	2,178
さつま町	96	31	1	1,428	1,312
阿久根市	16	26	2	783	647
出水市	46	14	1	642	510
長島町	45	39	1	478	337
北　薩地域振興局	**407**	**156**	**6**	**6,177**	**4,984**
霧島市	242	82	7	2,212	1,694
姶良市	48	18	4	623	402
湧水町	33	13		376	360
伊佐市	35	9		717	687
姶良・伊佐地域振興局	**358**	**122**	**11**	**3,928**	**3,143**

市町村等	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域	土砂災害警戒区域等	うち 特別
鹿屋市	146	71		719	666
垂水市	113	28		357	285
東串良町		3		29	27
錦江町	35	17		317	306
南大隅町	56	40		482	428
肝付町	50	10		681	635
曽於市	237	46	1	637	587
志布志市	102	35		606	580
大崎町	20	12		133	125
大　隅地域振興局	**759**	**262**	**1**	**3,961**	**3,639**
西之表市	23	21		202	189
中種子町	17	3		78	71
南種子町	36	7	2	191	173
屋久島町	48	8		322	298
熊毛支庁	**124**	**39**	**2**	**793**	**731**
奄美市	75	72	2	750	675
大和村	16	11		77	73
龍郷町	21	4	2	291	262
宇検村	29	14	1	178	137
瀬戸内町	58	25	2	616	541
喜界町				26	23
徳之島町	27	16	3	135	120
天城町	13	6		93	89
伊仙町	7			66	65
和泊町				37	37
知名町				48	47
与論町				56	56
大島支庁	**246**	**148**	**10**	**2,373**	**2,125**
合　計	**2,467**	**1,236**	**45**	**23,857**	**20,476**

※「仕明谷川４」が鹿児島市と日置市にまたがっているが、指定地としては１つなので日置市にのみカウント。

※「土砂災害警戒区域等」については「市町村」数字は「またぎ箇所（隣県含む。）」を含んだ数字。

※「土砂災害警戒区域等」については「合計」数字は「県告示箇所数」。よって「市町村箇所数」の計とは一致しない。

8 港 湾

本県の重要港湾は、鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港及び名瀬港の５港である。地方港湾は、県管理港湾 41 港、市町村管理港湾 85 港である。（合計地方港湾数 126 港（避難港２港を含む。））

避難港は、古仁屋港及び大泊港の２港である。

(1) 県管理港湾一覧　　**（令和８年４月１日現在）**

種別	港湾名	所在地	最大接岸能力	利用実績（令和６年）		
				海上出入貨物量(千ﾄﾝ)	船舶乗降人員(千人)	入港船舶数(隻)
重要港湾	鹿児島港	鹿児島市	220,000 G／T	23,400	5,093	40,012
〃	川内港	薩摩川内市	30,000 D／W	1,390	29	1,672
〃	志布志港	志布志市	65,000 D／W（専用）	10,582	154	2,779
〃	西之表港	西之表市	30,000 G／T	1,755	482	6,020
〃	名瀬港	奄美市	30,000 G／T	1,097	127	2,581
避難港	大泊港	南大隅町	500 G／T			
〃	古仁屋港	瀬戸内町	2,000 D／W	145	52	1,094
地方港湾	米之津港	出水市	5,000 D／W	169		117
〃	黒之浜港	阿久根市	40 G／T	1未満		801
〃	瀬戸港	長島町	10 G／T			
〃	宮之浦港	〃	40 G／T	3		2,400
〃	片側港	〃	700 D／W	431	62	3,939
〃	指江港	〃	150 G／T			
〃	西方港	薩摩川内市	10 G／T			
〃	里港	〃	2,000 D／W	232	95	2,722
〃	長浜港	〃	2,000 D／W	185	44	2,605
〃	串木野新港	いちき串木野市	15,000 D／W	763	110	1,322
〃	新川港	南さつま市	－			
〃	指宿港	指宿市	170 G／T	1未満	14	6,974
〃	魚見港	〃	1 G／T 未満			
〃	宮ヶ浜港	〃	10 G／T			
〃	桜島港	鹿児島市	1,000 G／T	9,336	2,738	19,305
〃	喜入港	〃	500,000 D／W（専用）	42,992		328
〃	加治木港	姶良市	5,000 D／W	767		541
〃	隼人港	霧島市	10 G／T	2		1,203

種別	港湾名	所在地	最大接岸能力	利用実績（令和６年）		
				海上出入貨物量(千ﾄﾝ)	船舶乗降人員(千人)	入港船舶数(隻)
地方港湾	福山港	霧島市	100 G／T	1未満		1
〃	垂水港	垂水市	2,000 D／W	5,732	1,054	9,220
〃	鹿屋港	鹿屋市	2,000 D／W	74	1未満	15,463
〃	高須港	〃	10 G／T			
〃	大根占港	錦江町	40 G／T	20		781
〃	根占港	南大隅町	700 D／W	194	53	10,092
〃	波見港	肝付町，東串良町	260,000 D／W（専用）	169		1,305
〃	田之脇港	西之表市	2,000 D／W	6		45
〃	浜津脇港	中種子町	2,000 D／W	33		142
〃	島間港	南種子町	15,000 G／T	138	2	1,578
〃	宮之浦港	屋久島町	30,000 G／T	557	199	2,089
〃	安房港	屋久島町	5,000 D／W	35	74	1,048
〃	栗生港	屋久島町	700 D／W			
〃	上屋久元浦港	屋久島町	－			
〃	硫黄島港	三島村	2,000 G／T	14	6	229
〃	中之島港	十島村	2,000 D／W	10	4	155
〃	湾港	喜界町	5,000 G／T	79	32	660
〃	亀徳港	徳之島町	10,000 G／T	345	68	1,213
〃	平土野港	天城町	10,000 G／T	122	3	338
〃	和泊港	和泊町	6,000 G／T	170	49	1,183
〃	与論港	与論町	6,000 G／T	154	56	747

・総トン（ＧＴまたはG／T）
・重量トン（DWまたはD／W）
・利用実績は令和６年港湾統計（年報）

(2) 重要港湾の整備状況（令和８年４月１日現在）

①鹿児島港

区分	本港区	新港区	鴨池港区	中央港区	谷山一区	谷山二区
現況	2,000D／ W 4 バース 700D／ W 3 バース 250G／ T 5 バース 10,000D／W 2 バース 5,000D／W 4 バース 1,000G／T 1 バース 4,000D／W 1 バース	10,000G／T 1 バース 5,000D／ W 1 バース 700D／ W 1 バース（専用） 8,000G／T 1 バース 3,000G／T 2 バース 1,000D／W 1 バース	700D／W 2 バース 990G／T 2 バース	15,000D／ W 1 バース 3,000D／ W 1 バース（専用） 2,000D／ W 2 バース 2,000D／ W 1 バース（専用） 1,000D／ W 1 バース（専用） 700D／ W 10 バース 70,000G／T 1 バース 220,000G／T 1 バース	30,000D／ W 2 バース 30,000D／ W 1 バース（専用） 5,000D／ W 4 バース 3,000D／ W 1 バース（専用） 2,000D／ W 9 バース 2,000D／ W 1 バース（専用）	15,000D／ W 2 バース（専用） 10,000D／ W 1 バース（専用） 8,000D／ W 1 バース（専用） 5,000D／ W 8 バース 5,000D／ W 20 バース（専用） 2,000D／ W 14 バース 2,000D／ W 2 バース（専用） 120,000G／T 1 バース（専用） 10,000D／W 2 バース 5,000G／T 1 バース（専用）

②川内港

現　況	700D／W	10 バース
	2,000D／W	3 バース
	5,000D／W	3 バース
	30,000D／W	2 バース(※)
	10,000D／W	1 バース（専用）
	4,000D／W	1 バース（専用）
	198G／T	1 バース

※　1 バースについては水深 9m にて暫定供用

③志布志港

現　況	50,000D／W	1 バース
	30,000D／W	1 バース
	15,000D／W	1 バース
	14,000D／W	1 バース
	10,000D／W	1 バース
	5,000D／W	7 バース
	2,000D／W	7 バース
	1,000D／W	2 バース
	65,000D／W	2 バース（専用）
	15,000G／T	1 バース
	450D／W	2 バース

④西之表港

現　況	30,000G／T	1 バース
	5,000D／W	1 バース
	2,000D／W	2 バース
	2,000G／T	3 バース
	281G／T	1 バース

⑤名瀬港

現　況	30,000G／T	1 バース
	10,000D／W	2 バース
	5,000D／W	2 バース
	2,000D／W	3 バース
	700D／W	1 バース(専用)

９　空　港

(1) 空港の現況

（令和8年4月1日現在）

空港名称 (供用開始)	施設概要									利用客数 人／年度	
	空港面積 (告示面積) (㎡)	着陸帯		滑走路		エプロン		駐車場			
		延長 (m)	幅 (m)	延長 (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	バース	面積 (㎡)	台数		
鹿児島 (S47.4.1)	1,824,869	3,120	300	3,000	45	256,068	大型Ｊ⑩ 中小 Ｊ③ プロペラ機⑭ その他⑥	－	1,590	4 5 6 7	4,678,821 5,549,839 5,730,841 5,926,530
種子島 (H18.3.16)	1,110,963	2,120	300	2,000	45	16,650	小型Ｊ① プロペラ機② 小型機①	8,640	239	4 5 6 7	90,141 110,023 108,639 115,658
屋久島 (S38.7.23)	388,406	1,620	150	1,500	45	7,700	プロペラ機②	5,512	167	4 5 6 7	186,763 197,804 207,026 203,632
奄美 (S63.7.10)	1,096,081	2,120	300	2,000	45	62,985	中型Ｊ① 小型Ｊ② プロペラ機③ 小型機①	14,629	241	4 5 6 7	805,650 869,068 862,368 886,293
喜界 (S43.5.1)	209,406	1,320	100	1,200	30	3,900	プロペラ機①	2,585	81	4 5 6 7	73,916 83,613 86,610 83,903
徳之島 (S55.6.1)	526,375	2,120	150	2,000	45	17,900	小型Ｊ② プロペラ機②	11,271	214	4 5 6 7	186,238 204,078 203,456 198,629
沖永良部 (S44.5.1)	398,351	1,470	150	1,350	45	11,550	プロペラ機③	2,249	120	4 5 6 7	101,757 113,187 113,435 110,755
与論 (S51.5.1)	221,327	1,320	120	1,200	30	7,700	プロペラ機②	2,583	91	4 5 6 7	75,924 88,106 92,701 92,850

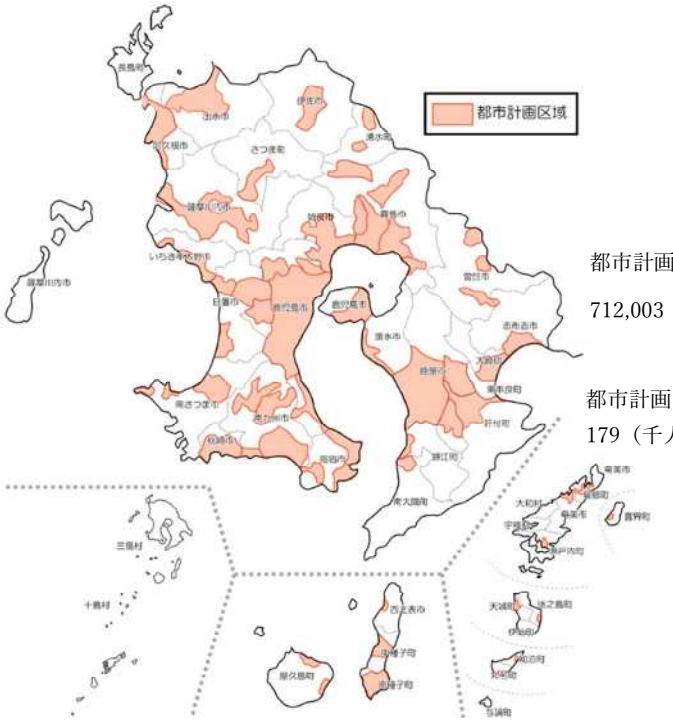
(利用客数については「令和４年～令和７年分 空港管理状況調書」より抜粋)

１０　都市計画

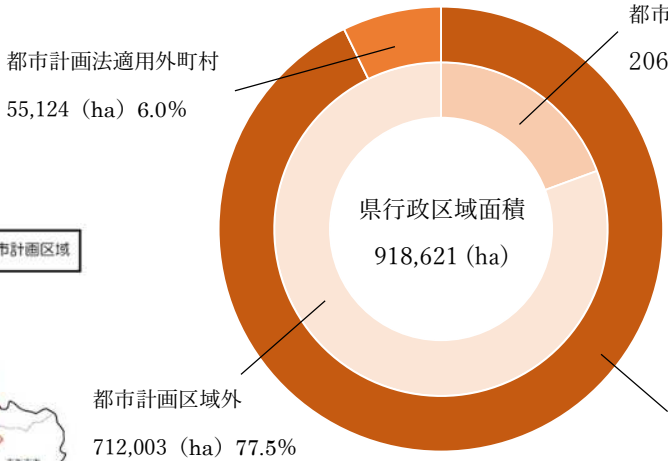
本県の都市計画区域は、大正 12 年７月１日に鹿児島市が旧都市計画法の適用をうけ、大正 14 年 10 月６日に都市計画区域を指定したのが最初であり、昭和９年以降川内市、出水市、鹿屋市等において順次指定している。

令和７年３月 31 日現在で、県下 43 市町村のうち、19 市 16 町において 56 の都市計画区域を指定しており、その面積(※)は 206,618ha で県面積の約 23%に当たり、区域人口は約 1,341 千人で、県人口の約 88%を占めている。

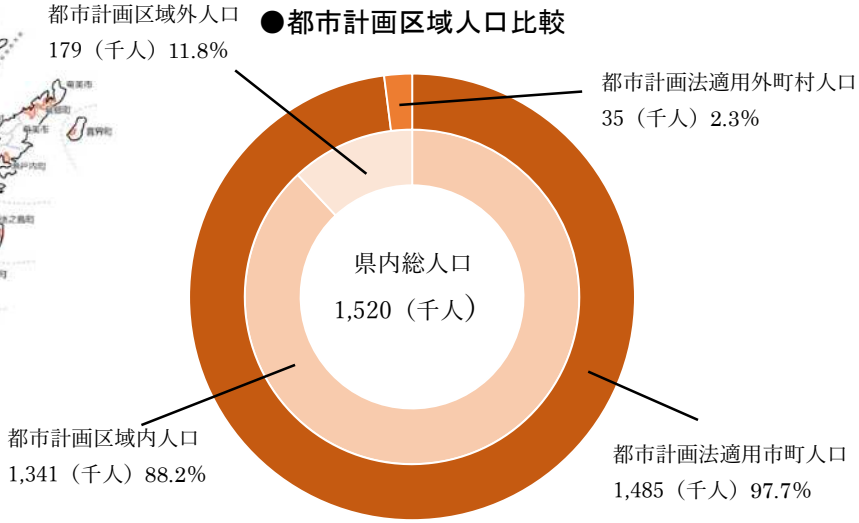
都市計画区域指定状況
（令和７年３月３１日現在）



●都市計画区域面積比較



●都市計画区域人口比較



※県行政区域面積は、国土地理院面積調べより（令和７年４月１日現在）
県内総人口は、県推計人口及び人口動態（市町村別）より（令和７年４月１日現在）
都市計画区域の面積、人口は、都市計画現況調査より（令和７年３月 31 日現在）

(1) 都市計画法適用市町

都市計画区域※1							人口集中地区※1		行政区域※2	
区域名	市町名	旧市町名	法指定年月日 最終指定年月日	範囲	面積 (ha)	現在人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
鹿児島県合計３５市町(１９市１６町)・56都市計画区域					206,618	1,341.3	12,499	660.8	(918,621) 863,497	(1,519.5) 1,485.4
鹿児島	鹿児島市	旧鹿児島市	T14.10. 6 T14.10. 6	行政区域の一部 地先公有水面を含む	29,021	541.0	7,571	478.5	54,761	580.0
吉田		旧吉田町	S50. 9.22 S50.9.22	行政区域の一部	650	6.6				
喜入		旧喜入町	S62. 4. 1 H21. 8.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,905	10.5				
松元		旧松元町	H4.11.2 H4.11.2	行政区域の一部	3,171	18.1				
郡山		旧郡山町	S62. 4. 1 S62. 4. 1	行政区域の一部	2,740	5.8				
鹿屋	鹿屋市	旧鹿屋市	S 9. 9.10 H18.12.8	行政区域の一部 地先公有水面を含む	16,991	76.6	938	25.7	44,815	96.3
串良		旧串良町	S62. 4. 1 S62. 4. 1	行政区域の一部	5,304	11.0				
吾平		旧吾平町	S62. 4. 1 S62. 4. 1	行政区域の一部	2,581	5.5				
枕崎	枕崎市		S 9. 9.10 H 6. 3.30	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,429	17.5	321	8.1	7,478	18.1
阿久根	阿久根市		S 9. 5.28 R 2. 3. 6	行政区域の一部 地先公有水面を含む	4,929	16.7			13,428	17.4
出水	出水市	旧出水市	S 9. 5.28 H28. 4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	7,511	47.3			32,998	49.8
大口	伊佐市	旧大口市	S24. 1.25 S43.12.23	行政区域の一部	2,328	9.3			39,256	21.7
指宿	指宿市	旧指宿市	S 9. 5.28 H17.12.9	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,328	23.8	162	5.5	14,882	36.0
山川		旧山川町	S21. 9.25 S61.10.29	行政区域の一部	1,971	6.8				
開聞		旧開聞町	H 4. 3.30 H 4. 3.30	行政区域の一部	1,438	4.5				
西之表	西之表市		S21. 9.26 S50. 7. 7	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,000	8.5			20,557	13.5
垂水	垂水市		S21. 3.30 H11. 3.23	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,598	11.2			16,210	12.3
薩摩川内	薩摩川内市	旧川内市 旧樋脇町 旧入来町	S 9. 5.22 H26.10.10	行政区域の一部 地先公有水面を含む	15,189	78.5	627	21.2	68,292	88.4
東市来	日置市	旧東市来町	S 9. 5.28 S50. 7. 7	行政区域の一部	1,465	7.8			25,301	45.0
伊集院		旧伊集院町	S27. 6. 5 S60. 5.15	行政区域の一部	3,470	23.5	135	5.2		
吹上		旧吹上町	S12. 2.25 S43.12.23	行政区域の一部	2,927	5.5				
国分	霧島市	旧国分市	S31.10. 8 S59. 4.13	行政区域の一部	4,428	56.3	884	38.7	60,317	120.6
溝辺		旧溝辺町	S50. 9.22 S59. 4.13	行政区域の一部	1,328	4.5				
横川		旧横川町	S26. 3.20 S43. 7.26	行政区域の一部	1,763	3.3				
牧園		旧牧園町	S23. 3.11 S60. 5.15	行政区域の一部	4,150	5.3				
隼人		旧隼人町	S12.11. 4 H17. 3.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	5,386	37.5	268	10.8		
福山		旧福山町	H 2. 3.31 H18. 7. 4	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,449	4.2				
串木野	いちき串木野市	旧串木野市 旧市来町	S12. 2.25 S60.1.21	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,270	24.0	341	11.4	11,230	25.7
加世田	南さつま市	旧加世田市	S12.11. 4 S43.12.25	行政区域の一部	3,581	19.6			28,359	30.0
笠沙		旧笠沙町	S26.12.22 S43. 1.13	行政区域の一部	956	1.7				

※1 令和7年度都市計画現況調査より(令和7年3月31日現在)
※2 合計欄()内の数値は、都市計画区域を有さない市町村を含めた県内全ての行政区域面積(国土地理院面積調べより(令和7年4月1日現在))・県内総人口(県推計人口及び人口動態(市町村別)より(令和7年4月1日現在))

都市計画区域※1							人口集中地区※1		行政区域※2	
区域名	市町名	旧市町名	法指定年月日 最終指定年月日	範囲	面積 (ha)	現在人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
名瀬	奄美市	旧名瀬市	S11. 1.24 S63. 8.24	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,245	31.6	196	12.7	30,834	38.1
	龍郷町		S63. 8.24 S63. 8.24	行政区域の一部	1,922	4.7			8,182	5.7
財部	曽於市	旧財部町	S13. 8.23 S43.12.23	行政区域の一部	1,534	5.5			39,014	30.1
末吉		旧末吉町	S26. 3.20 S44. 5.20	行政区域の一部	713	7.8				
大隅		旧大隅町 旧末吉町	S32. 7.20 H10.10. 2	行政区域の一部	1,249	5.7				
	志布志市	旧松山町		行政区域の一部	185	0.8			29,021	27.0
志布志		旧志布志町	S 9. 5.28 R 3. 3.30	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,866	13.3				
頴娃	南九州市	旧頴娃町	S 9. 5.28 S60. 5.15	行政区域の一部	6,959	9.2			35,791	29.9
知覧		旧知覧町	S15. 5. 4 H18. 4.28	行政区域の一部 地先公有水面を含む	4,561	7.7				
川辺		旧川辺町	S26. 3.20 S50. 9.22	行政区域の一部	3,400	10.4				
姶良	姶良市	旧加治木町 旧姶良町 旧蒲生町	S 9. 9.10 H28.11. 1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	8,167	75.2	1,056	43.0	23,125	76.8
さつま	さつま町	旧宮之城町	S 9. 5.28 H26.3.18	行政区域の一部	3,608	10.6			30,390	18.0
栗野	湧水町	旧栗野町	S26. 6. 1 S44. 5.20	行政区域の一部	340	1.8			14,429	8.3
吉松		旧吉松町	S29.10. 2 S43.12.25	行政区域の一部	1,263	2.1				
大崎	大崎町		S29.10. 2 H10. 7.10	行政区域の一部	3,253	8.3			10,064	11.5
肝付	肝付町	旧高山町	S32.12.28 H26.10.10	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,857	10.5			30,804.0	12.7
大根占	錦江町	旧大根占町	S11. 1.24 S43. 8. 3	行政区域の一部	885	3.3			16,319	5.8
根占	南大隅町	旧根占町	H16. 3.30 H16. 3.30	行政区域の一部	979	2.8			21,359	5.4
中種子	中種子町		S37. 3. 3 S37. 8.22	行政区域の一部	4,220	4.7			13,694	6.7
南種子	南種子町		S42. 3.16 S42. 3.31	行政区域の一部	7,253	4.1			10,994	4.9
上屋久	屋久島町	旧上屋久町	S36. 7.19 H28.4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,151	3.1			54,045	10.8
屋久		旧屋久町	S29.10. 2 H28.4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,126	2.5				
瀬戸内	瀬戸内町		S34. 1.14 S57. 7. 5	行政区域の一部 地先公有水面を含む	439	4.6			23,965	7.7
喜界	喜界町		S51. 1.28 H 30. 1.19	行政区域の一部 地先公有水面を含む	398	3.0			5,682	6.0
徳之島	徳之島町		S39. 9.30 S59. 4.13	行政区域の一部 地先公有水面を含む	459	6.4			10,492	9.2
天城	天城町		S39. 9.30 S60. 1.21	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,651	4.3			8,040	5.1
和泊	和泊町		S51. 1.28 H17. 3.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	358	2.6			4,039	5.7
知名	知名町		S50. 9.22 S50. 9.22	行政区域の一部 地先公有水面を含む	320	2.3			5,330	5.2

※1 令和7年度都市計画現況調査より(令和7年3月31日現在)
※2 合計欄()内の数値は、都市計画区域を有さない市町村を含めた県内全ての行政区域面積(国土地理院面積調べ(令和7年4月1日現在))・県内総人口(県推計人口及び人口動態(市町村別)より(令和7年4月1日現在))

（２） 市街化区域及び市街化調整区域

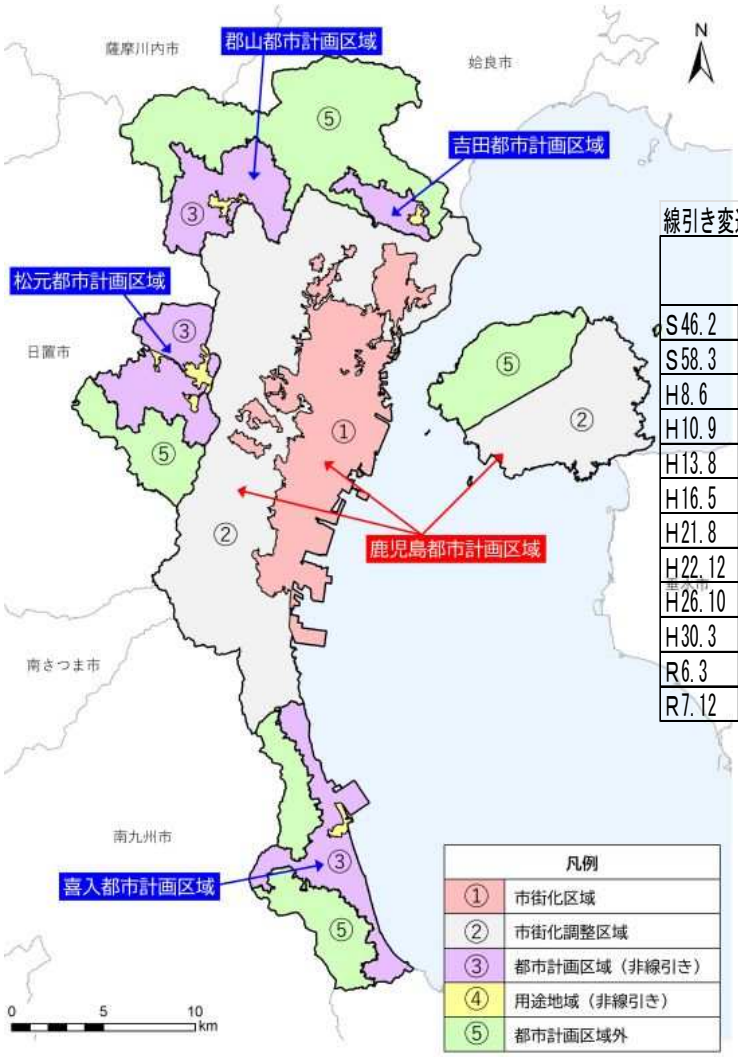
（令和８年３月末現在）

都市計画では、スプロールといわれる無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と、市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的な市街化を図ることを目的とする、いわゆる「線引き」を定めることができる。

都　市　名	市　街　化 区 域 面 積	市街化調整 区 域 面 積	都 市 計 画 区 域 面 積	決 定 年 月 日
鹿 児 島 市	8,358ha	20,663ha	29,021ha	R 7 . 12. 26 （県告示第 753 号）

（注）鹿児島市では、鹿児島都市計画区域（旧鹿児島市）においてのみ線引きを行っている。

鹿児島市の都市計画の現状



線引き変遷

決定年月		市街化区域 面積（ha）	市街調整区域 面積（ha）	都市計画区域 面積（ha）
S46. 2	当初線引き	6,930	20,985	27,915
S58. 3	第１回定期見直し	7,862	20,967	28,829
H8. 6	第２回定期見直し	8,275	20,685	28,960
H10. 9	随時見直し	8,292	20,683	28,975
H13. 8	随時見直し	8,428	20,551	28,979
H16. 5	第３回定期見直し	8,453	20,526	28,979
H21. 8	随時見直し	8,467	20,535	29,002
H22. 12	随時見直し	8,442	20,560	29,002
H26. 10	第４回定期見直し	8,405	20,612	29,017
H30. 3	随時見直し	8,412	20,609	29,021
R6. 3	第５回定期見直し	8,378	20,643	29,021
R7. 12	随時見直し	8,358	20,663	29,021

(3) 地域地区

ア 用途地域

用途地域は、都市計画で定める土地利用の誘導、規則に関する地域地区の根幹をなすものであり、都市の健全な発展と秩序ある市街地の形成を図るため、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画と一体的かつ総合的に判断し、それぞれの地域に見合って土地を区分し、建築物の用途、形態等について最低限のルールを定めるものである。用途地域は13種類からなり、既成市街地と将来確実に市街地になると見込まれる区域について定めることになっている。

令和7年3月31日現在　　単位:ha

市町村名	旧市町村名	区域名	最終決定	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
鹿児島市	鹿児島市	鹿児島	R6. 3.29	3,888.0	158.0	209.0	816.0	862.0
	松元町	松元	H16. 4. 1	29.0		139.0	8.7	54.0
	郡山町	郡山	H16. 9. 1	10.0		59.0		18.0
	吉田町	吉田	H21. 8.11	44.0		1.5	9.5	
	喜入町	喜入	R6. 3.29				71.0	
鹿屋市	鹿屋市	鹿屋	R3. 4. 1	189.0		372.0		352.0
	吾平町	吾平	H 8. 4. 2			34.0		48.0
枕崎市		枕崎	H11.10. 4	93.5		123.4		119.7
いちき串木野市	串木野市	串木野	H 15. 4. 7	143.0		198.0	10.0	222.0
串木野市	市来町							
阿久根市		阿久根	H15. 1. 7	82.6		46.6		50.9
奄美市	名瀬市	名瀬	R 1. 8. 6			240.0	37.0	112.0
出水市	出水市	出水	R 2. 8. 1	8.8	8.0	95.6		443.8
伊佐市	大口市	大口	H 8. 1. 5	34.7		59.3	2.2	60.4
指宿市	指宿市	指宿	H 8. 4. 1	14.0	0.3	216.0	13.6	214.3
	山川町	山川	H 8. 3.18			17.0		26.0
南さつま市	加世田市	加世田	R3.10.21			238.1	64.9	27.1
霧島市	国分市	国分	R 6. 3.29	110.0		470.0	59.0	162.0
	溝辺町	溝辺	H 8. 4. 1			28.0		112.0
	隼人町	隼人	H28.12.15	86.4	9.8	174.6	16.5	237.9
西之表市		西之表	H17. 8.29	23.0		130.0		93.0
垂水市		垂水	H 15. 2.6	86.0	11.0		12.0	59.0
薩摩川内市	川内市	薩摩川内	R5.3.31	57.0		191.0	338.0	300.0
	入来町							
日置市	東市来町	東市来	R 3. 3.30			51.8		64.3
	伊集院町	伊集院	R 3. 3.30	117.3		217.2	19.5	99.9
曽於市	大隅町	大隅	H 8. 3.14	24.0	7.0	47.0		39.0
	末吉町	末吉	H 15.2. 7	54.0	1.8	40.8	0.5	60.8
志布志市	志布志町	志布志	H29. 3.27	65.9		69.8		59.6
南九州市	頴娃町	頴娃	H 9. 6. 3	15.8		40.0		29.2
	知覧町	知覧	H 8. 4. 2	31.0		20.3		17.1
	川辺町	川辺	H 8. 4. 1			51.0		148.0
姶良市	加治木町	姶良	H29. 8. 1	190.7		374.8	19.7	520.2
	姶良町							
さつま町	宮之城町	さつま	H26. 3.18			87.9	19.6	96.5
湧水町	栗野町	栗野	H16.12.21				15.0	33.0
肝付町	高山町	肝付	H26.10.10	13.0		66.0		45.0
錦江町	大根占町	大根占	H 8. 5.20			27.0	9.0	32.0
中種子町		中種子	H 8. 3.19			22.0		37.0
瀬戸内町		瀬戸内	R 2. 7.22			21.2	10.5	26.2
和泊町		和泊	H 8. 3. 4			8.2		20.0
知名町		知名	H 8. 4. 1			30.0		30.0
27市町		39区域		5,410.7	195.9	4,217.1	1,552.2	4,931.9
19市8町								

令和7年3月31日現在　単位:ha

区域名	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
鹿児島	93.0	204.0		289.0	515.0	525.0	237.0	582.0	8,378.0
松元		15.0		11.0		14.0			270.7
郡山		7.6		3.2		5.3			103.1
吉田									55.0
喜入		23.0							94.0
鹿屋		19.0		58.0	38.0	66.0	48.0		1,142.0
吾平				5.6	3.3	9.2			100.1
枕崎	19.6	6.9		12.0	19.8	37.4	46.9		479.2
串木野	21.6	25.0		19.5	21.0	47.9	13.0		721.0
阿久根	43.8	15.2		4.7	13.0	34.3	9.9		301.0
名瀬				13.0	23.0	69.6	11.0		505.6
出水	90.9	13.0		34.9	26.0	22.0	43.0		786.0
大口	20.5	18.5		12.9	8.7	11.2			228.4
指宿	52.1			22.0	35.0	6.7			574.0
山川				3.4	3.0	8.6	13.0		71.0
加世田	87.9	11.4		33.3	26.9	12.4			502.0
国分	78.0	81.0		20.0	70.0	150.0	97.0		1,297.0
溝辺	14.0	13.0			5.4	34.0			206.4
隼人	39.0	41.5		43.3	57.1	3.0	36.9		746.0
西之表		9.7		9.5	19.0	42.0	21.0		347.2
垂水	31.0	45.0		14.0	16.0	31.0			305.0
薩摩川内	74.0	87.0		55.0	59.0	84.0	170.0		1,415.0
東市来	7.0	18.1		6.0	12.0	3.7			162.9
伊集院	3.0	13.3		28.8	19.0	15.1	13.0		546.1
大隅		8.0		3.3	5.4	7.7			141.4
末吉	28.4	18.0		5.0	9.4	20.0	12.0		250.7
志布志	78.6			18.7	33.7	96.2	146.5		569.0
頴娃	33.3	8.8		12.7		5.0			144.8
知覧	15.0			8.7		8.2			100.3
川辺		10.0		8.3	8.6	28.0			253.9
姶良	192.1	82.3		56.2	44.1	297.9	53.0		1,831.0
さつま		23.1		13.0	8.4	2.6			251.1
栗野	28.0	5.2		5.3	2.1	8.5			97.1
肝付	11.0	6.3			8.3	13.0			162.6
大根占	24.0			3.9	4.6	9.8			110.3
中種子	11.0	7.0		4.4	4.9	15.0			101.3
瀬戸内	11.1	5.6		5.9	2.8	14.3			97.6
和泊		2.0		2.8	5.1	6.9			45.0
知名		7.5		2.4	3.5		9.9		83.3
39区域	1,107.9	851.0	0.0	849.7	1,131.1	1,765.5	981.1	582.0	23,576.1

（令和７年３月 31 日現在）

イ　特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき建築物等の用途の概要を定める地域である。

なお、具体的な制限の内容については、建築基準法の規定により地方公共団体の条例に定められる。

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
吉　田	鹿児島市	地域中心地区	88 ha	H21.10. 6
		田園居住環境保全地区	210 ha	
喜　入	鹿児島市	田園居住環境保全地区	9 ha	R 6. 3.29
松　元	鹿児島市	田園居住環境保全地区	182 ha	H21.10. 6
薩摩川内	薩摩川内市	集落環境保全地区	93 ha	H26.10.10
		IC 周辺地区	134 ha	
出水	出水市	田園居住地区	5,968 ha	R 2. 8. 1
		幹線沿道地区	566 ha	
		ロードサイド商業地区	92 ha	
		IC 周辺地区	12 ha	
		産業集積地区	83 ha	
志布志	志布志市	田園居住環境保全地区	116 ha	R 3. 3.30
鹿屋	鹿屋市	郊外市街地型	758 ha	R 3. 4. 1
		郊外市街地沿道型	33 ha	
		沿道商業・業務地型	92 ha	
		工業・流通業務地型	70 ha	

ウ　特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区である。

なお、具体的な制限の内容については、地方公共団体の条例にて定めることになっており、国土交通大臣の承認を得て用途制限を緩和することができる。

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
川　辺	南九州市	特別工業地区	158.0 ha	H 3.12.20
鹿児島	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	525.0ha	R 6. 3.29
		第二種特定建築物制限地区	49.0 ha	H26. 6.30
		第三種特定建築物制限地区	188.0 ha	
松　元	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	14.0 ha	H26. 6.30
郡　山	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	5.3 ha	H26. 6.30
薩摩川内	薩摩川内市	特定建築物制限地区	84.0 ha	H26.10.10
		複合系市街地形成促進地区	31.0 ha	R 5. 3.31
名　瀬	奄美市	第１種集客施設制限地区	64.0 ha	R 1. 8. 6
		第２種集客施設制限地区	11.0 ha	
志布志	志布志市	特定建築物制限地区	96.2 ha	H29. 3.27
指宿	指宿市	スポーツ・レクリエーション地区	15.0 ha	H30. 3.28
姶良	姶良市	大規模集客施設制限地区	251.0 ha	R 3. 2. 1
出水	出水市	大規模集客施設制限地区	22.0 ha	R 2. 8. 1

エ　高度地区

高度地区は、用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区である。

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	城山周辺地区	25 ha	H22. 3.25
鹿児島	鹿児島市	磯地区	6ha	R 6. 3.29

オ　高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに必要に応じて壁面の位置を定める地区である。都市計画に市街地再開発事業、又は市街地再開発促進地区を定める場合は、当該地区が高度利用地区であることが必要条件であり、この場合、高度利用地区について定められた内容に従った建築行為が行われる。

※西鹿児島駅は鹿児島中央駅の旧称

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	西鹿児島駅※東口10番街区地区	0.9 ha	S63. 9.27
鹿児島	鹿児島市	小川町21番街区地区	0.3 ha	H 4. 4. 7
鹿児島	鹿児島市	西鹿児島駅※東口６番街区地区	0.3 ha	H 9.12. 2
鹿児島	鹿児島市	西千石町13番街区地区	0.5 ha	H12. 3.10
鹿児島	鹿児島市	中央町22番街区地区	0.2 ha	H19. 6.12
鹿児島	鹿児島市	中央町23番街区地区	0.3 ha	H18. 1.26
鹿児島	鹿児島市	中央町19・20番街区	0.7 ha	H27.11.10
鹿児島	鹿児島市	千日町１・４番街区	1.0 ha	H28. 8.29
鹿児島	鹿児島市	加治屋町1番街区地区	1.0 ha	R 6. 9. 5
鹿　屋	鹿 屋 市	北田大手町地区	1.9 ha	H16. 1.15

カ　居住環境向上用途誘導地区

居住誘導区域内において、居住環境向上施設に限定して用途規制や容積率の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用することにより、居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導する。

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	低層住居地区	158 ha	R 6. 3.29

キ　防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定めるもので、具体的にはこれらの地域の一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物等にするなど防災上の観点から建築規制が行われる。

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	防火地域	123.0 ha	H16. 5.14
		準防火地域	766.0 ha	R 6. 3.29
名　瀬	奄 美 市	準防火地域	2.1 ha	R 2.11. 2

ク　風致地区

風致地区は、良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し都市環境を保全するため定める地区で、本県では、鹿児島市及び伊佐市の各条例に基づき地区内における建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採、その他の行為が規制される。

※　鹿児島市は、平成25年４月１日より鹿児島市条例にて規制
※　伊佐市は、平成27年４月１日より条例にて規制

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	寺山風致地区	946.0 ha	H27. 8.26
鹿児島	鹿児島市	慈眼寺風致地区	93.0 ha	H27. 8.26
大口	伊佐市	曽木の滝風致地区	99.4 ha	S31. 2.16

※　寺　　山：錦江湾、桜島を望む景勝地
　　慈 眼 寺：慈眼寺一帯の景勝地
　　曽木の滝：奇怪岩、瀑布の景勝地

ケ　駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域又はその周辺の自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため駐車場整備の必要があると認められる区域について指定される。

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	鹿児島市 駐車場整備地区	580.0 ha	H14. 2.25

コ　臨港地区

臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区で、船舶の出入、停泊、係留、荷物の積み下ろし、貯蔵保管、各種手続き、検査等、港湾周辺の効率的な土地利用を図るために位置付けるものである。

※臨港地区については、都市計画法で定めたものを記載している。

区域名	市町村名	臨港地区の名称	決定年月日	最終変更年月日	決定面積(ha)
鹿児島	鹿児島市	鹿児島港　臨港地区	S40. 2.17	H21. 8.11	253.4
喜入	〃	喜入港　〃	H21. 8.11		2.8
鹿屋	鹿屋市	鹿屋港　〃	S40. 2.17	H20. 6. 4	14.3
〃	〃	高須港　〃	S40. 2.17	H20. 6. 4	1.4
阿久根	阿久根市	高之口港　〃	R 5. 5.29		1.7
指宿	指宿市	指宿港　〃	H19. 5.10	R 5. 3. 8	9.2
〃	〃	魚見港　〃	H19. 5.10		0.6
〃	〃	宮ヶ浜港　〃	H19. 5.10		1.1
薩摩川内	薩摩川内市	川内港　〃	S40. 2.17	H26.10.10	12.3
出水	出水市	米ノ津港　〃	S40. 2.17	R 2. 8. 1	14.6
隼人	霧島市	隼人港　〃	H19. 3.26		1.8
福山	〃	福山港　〃	H19. 3.26		2.0
串木野	いちき串木野市	串木野新港　〃	H19. 3.26		16.0
名瀬	奄美市	名瀬港　〃	S40. 2.17	R 2. 2.14	33.5
垂水	垂水市	垂水港　〃	H23. 3.22		13.7
西之表	西之表市	西之表港　〃	S40. 2.17	H22. 2.12	19.8
志布志	志布志市	志布志港　〃	S40. 2.17	H25.11.29	111.6
知覧	南九州市	松ヶ浦港　〃	H19. 1.10		0.9
〃	〃	東塩屋港　〃	H19. 1.10		0.5
姶良	姶良市	加治木港　〃	H20. 2.22	H28.11. 1	6.0
肝付	肝付町	波見港　〃	H19. 2.19	H26.10.10	1.0
大根占	錦江町	大根占港　〃	S40. 2.17		5.0
根占	南大隅町	根占港　〃	H24.10.18		7.0
屋久	屋久島町	安房港　〃	S40. 2.17	H30. 7.31	15.3
上屋久	〃	宮之浦港　〃	S40. 2.17	H30. 7.31	14.1
天城	天城町	平土野港　〃	S40. 2.17	H19. 3.20	5.7
徳之島	徳之島町	亀徳港　〃	S62. 7. 3	H21.10.14	9.9
和泊	和泊町	和泊港　〃	H18.12.11		5.4
喜界	喜界町	湾　港　〃	H30. 1.19		7.0
計		14市8町29地区			587.6

サ　流通業務地区

　流通業務地区は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、その指定都市において都心地区に無秩序に集中立地しているトラックターミナル、問屋、倉庫、市場等の流通業務施設を既成市街地の外周の地域で、かつ、交通等立地条件の良好な位置に集約を図るとともに、既存の流通機能を誘導して計画的に再編成を行い、併せて大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために指定するものである。

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	鹿児島流通業務地区	61.0 ha	H 1.11.13

シ　伝統的建造物群保存地区

　伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために設定される地区である。地区の保存を図るため必要な形状変更の規制、その保存のため必要な措置は市町村の条例で定めることとなっており、また、必要に応じて、条例で建築基準法の規定による制限を緩和することができる。

区域名	市町村名	名　称	面　積	最終決定
知　覧	南九州市	知覧伝統的建造物群保存地区	18.6 ha	S56. 1.22
出　水	出 水 市	出水市出水麓伝統的建造物群保存地区	43.8 ha	H 7. 5. 1
薩摩川内	薩摩川内市	入来麓伝統的建造物群保存地区	19.2 ha	H26.10.10
加世田	南さつま市	加世田麓伝統的建造物群保存地区	20.0 ha	R 1. 6.14

(4) 都市公園

ア　都市公園等整備状況

令和７年３月31日現在

| 市町村名 | 市町村総人口 | 都市計画区域人口 | 都市区域なくカントリーパークのみ市町村人口 | 都市区域＋カントリーパーク市町村人口 | 都市計画区域面積 | 1人当り公園面積 | 住区基幹公園 | | | | | | 都市基幹公園 | | | | 大規模公園 | | 特殊公園 | | | | | | | | 緩衝緑地 | | 都市緑地 | | 広場公園 | | 緑道 | | カントリーパーク | | 都市公園等合計 | |
|---|
| | | | | | | | 街区公園 | | 近隣公園 | | 地区公園 | | 総合公園 | | 運動公園 | | 広域公園 | | 風致公園 | | 動植物公園 | | 歴史公園 | | 墓園 | | | | | | | | | | | | | |
| | （千人） | （千人） | （千人） | （千人） | （ha） | （m2/人） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） | 箇所数 | 面積（ha） |
| 鹿児島市 | 582 | 582 | | 582 | 38,487 | 8.1 | 623 | 97.54 | 36 | 61.23 | 7 | 33.73 | 5 | 130.24 | 2 | 43.15 | | | 3 | 38.1 | 1 | 29.34 | 2 | 1.84 | 2 | 10.9 | 3 | 16.24 | 11 | 8.24 | | | 2 | 0.9 | | | 697 | 471.45 |
| 鹿屋市 | 97 | 93 | | 93 | 24,876 | 15.3 | 50 | 11.66 | 13 | 21.02 | 1 | 7.96 | 2 | 40.05 | 1 | 15.65 | 1 | 33.8 | 1 | 8.36 | | | | | 3 | 3.43 | | | | | | | | | | 72 | 141.93 |
| 枕崎市 | 19 | 18 | | 18 | 3,429 | 16.2 | 18 | 3.6 | 4 | 9.6 | 2 | 13.9 | | | | | | | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 25 | 29.10 |
| 阿久根市 | 18 | 18 | | 18 | 4,929 | 43.0 | 25 | 5.22 | 1 | 2.87 | | | 2 | 51.97 | 1 | 15.25 | | | 2 | 0.87 | | | | | 1 | 0.92 | | | 2 | 0.3 | | | | | | | 34 | 77.40 |
| 出水市 | 51 | 48 | | 48 | 7,511 | 9.3 | 23 | 7.85 | 2 | 5.68 | 3 | 6.47 | | | 1 | 17.67 | | | 1 | 4.34 | | | | | 1 | 2.8 | | | | | | | | | | | 31 | 44.81 |
| 指宿市 | 38 | 35 | | 35 | 6,737 | 4.5 | 21 | 4.19 | 3 | 3.45 | 1 | 3.21 | | | | | | | 1 | 1.21 | | | 1 | 2.52 | 1 | 1.2 | | | | | | | | | | | 28 | 15.78 |
| 西之表市 | 14 | 9 | | 9 | 1,000 | 22.8 | 4 | 0.55 | 2 | 5.51 | | | 1 | 11.9 | | | | | | | | | | | 1 | 2.6 | | | | | | | | | | | 8 | 20.56 |
| 垂水市 | 13 | 11 | | 11 | 1,598 | 12.5 | 12 | 2.05 | | | | | | | 1 | 11.71 | 13 | 13.76 |
| 薩摩川内市 | 91 | 79 | | 79 | 15,189 | 11.9 | 31 | 9.32 | 6 | 21.49 | 1 | 4.84 | 1 | 11.09 | 1 | 47.63 | 40 | 94.37 |
| 日置市 | 46 | 37 | | 37 | 7,862 | 21.4 | 60 | 8.37 | 1 | 0.75 | 2 | 10.97 | 2 | 40.79 | 1 | 18.17 | 66 | 79.05 |
| 曽於市 | 33 | 19 | | 19 | 3,681 | 29.8 | 11 | 2.61 | 2 | 3.3 | 3 | 10.6 | 2 | 27.78 | 1 | 10.6 | | | | | | | | | 1 | 1.7 | | | | | | | | | | | 20 | 56.59 |
| 霧島市 | 122 | 111 | | 111 | 18,504 | 10.6 | 51 | 22.63 | 7 | 12.57 | 3 | 24.83 | 2 | 43.06 | 1 | 14.7 | 64 | 117.79 |
| いちき串木野市 | 26 | 24 | | 24 | 2,982 | 21.9 | 36 | 9.11 | | | 1 | 4.34 | | | 1 | 25.08 | | | 1 | 9.15 | | | | | 1 | 4.8 | | | | | | | | | | | 40 | 52.48 |
| 南さつま市 | 31 | 20 | | 20 | 4,537 | 58.8 | 38 | 13.01 | 2 | 3.17 | | | | | 1 | 25.7 | 1 | 75.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 42 | 117.58 |
| 志布志市 | 28 | 15 | 14 | 29 | 3,051 | 28.7 | 2 | 0.21 | 4 | 4.09 | | | 2 | 27.76 | 1 | 11.99 | | | | | | | 1 | 11.49 | 4 | 5.59 | | | 1 | 14.45 | | | | | 1 | 4.70 | 16 | 80.28 |
| 奄美市 | 40 | 32 | | 32 | 3,218 | 17.1 | 32 | 8.11 | 4 | 6.14 | | | 2 | 18.61 | 1 | 18.9 | | | | | | | | | | | | | 6 | 2.94 | | | | | | | 45 | 54.70 |
| 南九州市 | 31 | 27 | | 27 | 14,920 | 47.0 | 6 | 1.22 | 1 | 1 | 1 | 4.85 | 3 | 52.25 | 2 | 34.2 | | | 4 | 33.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | 17 | 127.02 |
| 伊佐市 | 23 | 10 | | 10 | 2,328 | 37.1 | 4 | 0.87 | | | 2 | 9.31 | 1 | 17.6 | 1 | 9.3 | 8 | 37.08 |
| 姶良市 | 78 | 75 | | 75 | 8,167 | 7.9 | 59 | 19.63 | 2 | 4.5 | 2 | 11.14 | 1 | 24.1 | 64 | 59.37 |
| 鹿児島郡三島村 |
| 鹿児島郡十島村 |
| 薩摩郡さつま町 | 18 | 11 | | 11 | 3,608 | 69.9 | 6 | 2.15 | | | 1 | 2.76 | | | 1 | 14.2 | 2 | 53.1 | | | | | | | 2 | 4.72 | | | | | | | | | | | 12 | 76.93 |
| 出水郡長島町 | 10 | | 10 | 10 | 1 | 2.00 | 1 | 2.00 |
| 姶良郡湧水町 | 8 | 4 | | 4 | 1,603 | 9.3 | | | 1 | 2.7 | 1 | 1.02 | 2 | 3.72 |
| 曽於郡大崎町 | 12 | 9 | | 9 | 3,253 | 12.9 | | | 1 | 1.5 | 1 | 10.11 | 2 | 11.61 |
| 肝属郡東串良町 |
| 肝属郡錦江町 | 6 | 3 | | 3 | 885 | 5.2 | 3 | 0.66 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 0.9 | | | | | | | | | | | 4 | 1.56 |
| 肝属郡南大隅町 | 6 | 3 | | 3 | 979 |
| 肝属郡肝付町 | 13 | 10 | 3 | 13 | 3,857 | 19.3 | 1 | 0.21 | 1 | 1.3 | | | | | | | | 13.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 10.13 | 3 | 25.04 |
| 熊毛郡中種子町 | 7 | 6 | | 6 | 4,220 | 33.8 | 3 | 1.44 | | | | | | | 1 | 18.84 | 4 | 20.28 |
| 熊毛郡南種子町 | 5 | 4 | | 4 | 7,200 | 49.8 | | | | | 3 | 19.9 | 3 | 19.90 |
| 熊毛郡屋久島町 | 11 | 6 | | 6 | 2,277 | 35.7 | 2 | 0.7 | | | | | 1 | 16.9 | | | | | 1 | 3 | | | | | 1 | 0.8 | | | | | | | | | | | 5 | 21.40 |
| 大島郡大和村 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 3.79 | 1 | 3.79 |
| 大島郡宇検村 |
| 大島郡瀬戸内町 | 8 | 5 | | 5 | 439 | 25.5 | 6 | 0.87 | | | | | 1 | 11.86 | 7 | 12.73 |
| 大島郡龍郷町 | 6 | 4 | | 4 | 1,922 |
| 大島郡喜界町 | 7 | 3 | | 3 | 398 |
| 大島郡徳之島町 | 10 | 7 | | 7 | 459 | 49.0 | | | 1 | 2.44 | | | 1 | 31.89 | 2 | 34.33 |
| 大島郡天城町 | 5 | 4 | | 4 | 1,651 | 32.6 | 2 | 0.49 | 2 | 2.48 | | | | | 1 | 10.08 | 5 | 13.05 |
| 大島郡伊仙町 | 6 | | 6 | 6 | 1 | 7.00 | 1 | 7.00 |
| 大島郡和泊町 | 6 | 3 | | 3 | 358 | 20.3 | 1 | 0.1 | 1 | 0.97 | 1 | 5.02 | 3 | 6.09 |
| 大島郡知名町 | 6 | 2 | | 2 | 320 |
| 大島郡与論町 | 5 |
| 合　計 | 1,537.0 | 1,347.0 | 34.0 | 1,381.0 | 206,435 | 14.1 | 1,130 | 234.37 | 97 | 177.76 | 36 | 184.96 | 29 | 557.85 | 20 | 362.82 | 4 | 176.00 | 15 | 100.53 | 1 | 29.34 | 4 | 15.85 | 19 | 40.36 | 3 | 16.24 | 20 | 25.93 | | | 2 | 0.90 | 5 | 27.62 | 1,385 | 1,950.53 |
| 本　土 | 1,400.0 | 1,262.0 | 27.0 | 1,289.0 | 182,973 | 13.5 | 1080 | 222.11 | 87 | 160.22 | 32 | 160.04 | 23 | 466.69 | 17 | 315.00 | 4 | 176.00 | 14 | 97.53 | 1 | 29.34 | 4 | 15.85 | 17 | 36.96 | 3 | 16.24 | 14 | 22.99 | | | 2 | 0.90 | 3 | 16.83 | 1,301 | 1736.70 |
| 離　島 | 37.0 | 25.0 | | 25.0 | 14,697 | 32.9 | 9 | 2.69 | 2 | 5.51 | 3 | 19.90 | 2 | 28.80 | 1 | 18.84 | | | 1 | 3.00 | | | | | 2 | 3.40 | | | | | | | | | | | 20 | 82.14 |
| 奄　美 | 100.0 | 60.0 | 7.0 | 67.0 | 8,765 | 19.7 | 41 | 9.57 | 8 | 12.03 | 1 | 5.02 | 4 | 62.36 | 2 | 28.98 | | | | | | | | | | | | | 6 | 2.94 | | | | | 2 | 10.79 | 64 | 131.69 |

イ　県立都市公園の概要

（令和８年３月31日現在）

公　園　名	公園種別	計画面積 開設面積 開設年月	所在地	特　　徴	主要施設
吉野公園	総合公園	30.9ha 30.9ha S45．５	鹿児島市 吉野町七社	吉野公園は、錦江湾を隔て桜島を眼前に望み、遠く霧島連山や開聞岳を眺望できる絶好の場に位置し、自然の景観を最大限に生かした県民の休養、レクリエーションの場として整備された。	ソテツ園、児童広場、チビッコプール、さくら群植園、桜苑、展望台、なごみの庭、おごじょの庭、暮らしの庭
谷山緑地	緩衝緑地	14.8ha 14.8ha S46．４	鹿児島市 東開町他	谷山緑地は、県道郡元鹿児島港線と住宅地を遮断し、騒音・振動等を軽減する緩衝緑地帯として、近隣住民の散策・休憩等を目的として整備された。	児童遊園、休憩所、ゲートボール場
鴨池公園	運動公園	19.4ha 19.4ha S47．４	鹿児島市 与次郎二丁目	鴨池公園は、県民のスポーツ・レクリエーション場として整備され昭和47年の第27回国民体育大会の主会場となり、その後も高校総体、県民体育大会等の会場として利用されている。	陸上競技場、野球場、補助競技場、庭球場
鴨池緑地公園	地区公園	6.0ha 6.0ha S49．４	鹿児島市 鴨池新町	鴨池緑地公園は、背後住宅地を潮害から守るための防風・防潮緑地帯として、また、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として整備された。	球技場、庭球場
吹上浜海浜公園	広域公園	109.9ha 75.7ha S61．４	南さつま市加世田及び金峰町高橋	吹上浜海浜公園は、薩摩半島の西海岸に広がる白砂青松の雄大な自然をベースに、県民が自然と一体となった公園の中で、スポーツやレクリエーションを楽しめる場として整備された。	（加世田側） ｵｰﾄｷｬﾝﾌﾟ場、ｻｯｶｰ広場、児童遊園、プール、 ﾛｰﾗｰｽｹｰﾄ場 （金峰町側） サンセットブリッジ、南薩少年自然の家、野鳥観察の家
大隅広域公園	広域公園	96.5ha 47.2ha H６．７	鹿屋市吾平町 黒羽子及び肝属郡肝付町後田	大隅広域公園は、大隅半島の古い歴史に培われた文化や遺産の復元を図るとともに、県民が自然の中でスポーツやレクリエーションを楽しめる場として整備された。	（鹿屋市側） 花の広場、大隅の里、冒険の谷、ｺﾞｰｶｰﾄ場、オートキャンプ場 （肝付町側） 体育館、屋内人工芝コート、運動広場、チビッコ広場
石橋記念公園	歴史公園	－ 1.8ha H12．４	鹿児島市浜町	石橋記念公園は、平成５年８月の洪水で流失を免れた文化財の西田橋を移設復元し、県民に末永く親しまれることを目的に整備された。	西田橋、石橋記念館、御門、水の流れ、遺構
北薩広域公園	広域公園	102.3ha 53.1ha H14．４	薩摩郡さつま町 虎居	北薩広域公園は、地域のイメージ、河川、森林などの自然・景観を活かし、豊かな自然の中で、様々な体験を通して安らぎと潤いの得られる空間を持つ公園として整備を行っている。	オートキャンプ場、多目的管理棟、花の広場、運動広場、桜園、里の家、体験工房、大型冒険遊具、のびのび広場
鹿児島ふれあいスポーツランド	総合公園	10.5ha 10.5ha H26.２	鹿児島市中山	鹿児島ふれあいスポーツランドは、県民が気軽に利用できる都市近郊型総合公園で、スポーツ・レクリエーションの拠点として整備された	天然芝グラウンド 人工芝グラウンド クラブハウス 多目的広場

(5) 都市別都市計画道路一覧表

R7.3.31現在

都市計画区域名	市町村名	旧市町村名	都市計画道路決定		改良済	
			路線数	延長(km)	延長(km)	改良率(%)
鹿児島	鹿児島市	旧鹿児島市	147	237.35	205.12	86%
郡山		旧郡山町	5	6.37	3.85	60%
鹿屋	鹿屋市	旧鹿屋市	23	55.63	47.23	85%
串良		旧串良町	5	11.35	11.35	100%
吾平		旧吾平町	3	5.25	2.88	55%
枕崎	枕崎市		17	17.14	17.14	100%
阿久根	阿久根市		17	30.73	16.99	55%
串木野	いちき串木野市	旧串木野市	35	41.79	28.51	68%
		旧市来町				
名瀬	奄美市	旧名瀬市	27	31.19	28.83	92%
出水	出水市	旧出水市	13	41.52	32.60	79%
大口	伊佐市	旧大口市	10	16.55	12.20	74%
指宿	指宿市	旧指宿市	23	32.15	20.43	64%
山川		旧山川町	6	6.86	6.31	92%
加世田	南さつま市	旧加世田市	15	23.00	21.14	92%
笠沙		旧笠沙町	2	0.28	0.28	100%
西之表	西之表市		7	8.03	7.30	91%
垂水	垂水市		10	20.70	19.19	93%
東市来	日置市	旧東市来町	6	4.62	2.28	49%
伊集院		旧伊集院町	16	16.60	14.91	90%
吹上		旧吹上町	4	8.13	4.81	59%
国分	霧島市	旧国分市	18	43.72	36.81	84%
牧園		旧牧園町	4	15.76	14.87	94%
溝辺		旧溝辺町	7	7.25	6.08	84%
隼人		旧隼人町	17	34.06	27.83	82%
福山		旧福山町	1	4.08	4.08	100%
薩摩川内	薩摩川内市	旧川内市	40	78.55	58.56	75%
		旧樋脇町				
		旧入来町				
大隅	曽於市	旧大隅町	16	28.92	27.43	95%
		旧末吉町				
財部		旧財部町	6	8.22	6.88	84%
末吉		旧末吉町	12	13.87	7.12	51%
志布志	志布志市	旧志布志町	7	20.49	12.36	60%
頴娃	南九州市	旧頴娃町	8	8.23	4.43	54%
知覧		旧知覧町	8	9.67	7.05	73%
川辺		旧川辺町	5	7.62	4.28	56%
姶良	姶良市	旧加治木町	39	55.32	44.88	81%
		旧姶良町				
		旧蒲生町				
さつま	さつま町	旧宮之城町	7	7.64	6.78	89%
栗野	湧水町	旧栗野町	5	4.95	2.86	58%
吉松		旧吉松町	5	5.43	3.90	72%
大崎	大崎町		6	24.35	14.11	58%
肝付	肝付町	旧高山町	9	7.89	7.23	92%
大根占	錦江町	旧大根占町	6	7.68	3.39	44%
中種子	中種子町		6	6.75	6.58	97%
南種子	南種子町		5	6.01	5.34	89%
上屋久	屋久島町	旧上屋久町	5	7.90	7.70	97%
屋久		旧屋久町	3	6.04	6.04	100%
瀬戸内	瀬戸内町		8	4.97	4.93	99%
喜界	喜界町		2	1.48	1.48	100%
徳之島	徳之島町		3	3.26	2.93	90%
天城	天城町		6	8.34	8.24	99%
和泊	和泊町		3	3.76	3.76	100%
知名	知名町		2	2.03	2.03	100%
合計			660	1,059.48	853.31	81%

下記以外			583	970	768	79%
奄美			51	55	52	95%
離島			26	35	33	95%

(6) 土地区画整理事業施行中箇所

令和８年４月１日現在

都市名	地区名	施行者	事業計画決定年月日	施行地区面積（ｈａ）	施行期間	備考
鹿児島市	吉野	市	H 4.10.28	114.1	H 4～R14	
	郡山中央	市	H 8. 3.29	46.2	H 7～R17	
	谷山駅周辺	市	H20. 3.21	15.3	H19～R 9	
	谷山第三	市	H23.10.14	34.9	H23～R15	
	吉野第二	市	H31. 3.22	66.5	H30～R22	
指宿市	十町	市	H11. 5.11	33.2	H11～R23	
薩摩川内市	天辰第一	市	H10. 2.12	75.4	H 9～R13	
	天辰第二	市	H29. 3.16	50.9	H28～R12	
	温泉場	市	H13. 2.20	14.0	H12～R11	
日置市	湯之元第一	市	H13. 8.23	25.5	H13～R21	
霧島市	浜之市	市	H 9. 8.22	18.7	H 9～R16	
	隼人駅東	市	H22. 7.30	13.1	H22～R18	
奄美市	平田	市	H 1. 3. 2	6.7	S63～R13	
	末広・港	市	H19. 2. 2	3.2	H18～R12	
湧水町	下場	町	H 9. 1. 8	25.8	H 8～R19	
７市町	１５地区			543.5		

※換地処分公告済みの地区を除く

(7) 鹿児島県公共下水道事業計画一覧表　【1／2】

【令和８年３月３１日現在（R７末現在）】

区分		鹿児島市	枕崎市	奄美市	指宿市	出水市	鹿屋市	いちき串木野市	日置市	霧島市	和泊町	知名町	薩摩川内市	南九州市
行政区域	面積（ｈａ）	54,777	7,475	30,833	14,884	32,998	44,833	11,230	25,301	60,318	4,039	5,330	68,287	35,791
	人口（人）	585,329	18,237	39,024	36,314	50,301	96,485	25,169	45,075	121,737	5,763	5,179	88,493	30,449
全体計画	面積（ｈａ）	8,280	454	608	641	1,052	745	340	577	1,382	280	118	628	243
	人口（人）	479,000	11,100	28,700	10,600	25,000	20,100	6,260	20,000	47,750	3,750	1,540	14,400	4,000
都市計画決定	当初年月日	S33.1.20	S50.2.25	S52.1.31	S53.10.30	S55.2.9	S56.1.21	S61.12.3	S52.11.28	H1.6.7	H5.4.1	H6.3.4	H7.7.17	S51.5.25
	最終年月日	R6.2.26	H4.9.14	R2.11.30	R1.6.10	H20.7.14	H24.2.13	H27.10.9	H27.10.30	R2.12.16	H11.6.22	H11.11.25	R5.3.15	H14.8.5
	面積（ｈａ）	7833.0	453.7	567.4	641	1052.0	859.0	340.0	577	1382.0	162.0	117.0	628.0	240.0
	人口（人）	461,000	11,100	28,700	10,600	31,500	19,600	9,000	19,500	47,750	3,600	3,800	14,400	4,000
	処理水量 m3/日最大	205,000	6,300	12,600	12,800	21,000	10,600	6,160	10,000	21,800	1,746	1,976	6,500	2,400
	1人1日．最大汚水量（ℓ/人）	445	415	455	475	590	375	315	510	376	485	470	365	385
事業認可	下水法年月日	R6.8.5	R8.3.13	R8.3.18	R6.3.19	R5.3.24	R6.2.8	R8.3.9	R8.3.27	R3.3.25	R8.3.18	R4.6.14	R5.3.16	H14.11.26
	都計法年月日	R6.8.5	R8.3.13	R8.3.18	R6.3.19	R5.3.24	R6.2.8	R8.3.9	R8.3.27	R3.3.25	R8.3.18	R4.6.14	R5.3.31	H15.2.10
	面積（ｈａ）	7475.2	434.9	567.4	545.0	1052.0	745.7	340.0	577	983.6	230.0	118.0	358.0	240.0
	人口（人）	461,000	11,600	28,530	10,900	25,000	21,800	8,280	19,700	39,703	3,250	1,980	12,000	4,000
	処理水量 m3/日最大	205,000	6,500	13,000	12,800	16,950	10,900	7,400	10,100	16,600	1,370	1,670	4,900	2,400
	事業費 百万円	293,038	14,790	34,556	28,083	32,915	29,720	19,009	13,729	33,326	6,891	4,796	16,540	4,940
	期間（年度）	S27～R12	S50～R7	S51～R13	S53～R12	S54～R10	S55～R12	S61～R13	S52～R12	H1～R9	H5～R13	H6～R9	H7～R9	H8～H19
	処理開始（予定）	S30.11.29	S59.3.30	S59.3.30	S61.3.31	S62.3.31	H1.3.31	H5.3.31	S63.3.31	H8.3.31	H11.3.30	H12.3.31	H16.3.30	H13.3.30
整備状況	処理(整備)面積（ｈａ）	7141.0	434.9	526.3	481.5	999.0	703.9	324.5	505.0	918.8	187.3	116.5	293.6	240.0
	処理人口（人）	467,100	11,935	30,453	10,591	22,426	18,662	9,393	19,531	41,780	2,989	2,119	9,587	3,595
	接続人口（人）	460,500	10,779	29,656	9,955	19,724	14,457	8,845	18,656	36,465	2,565	1,754	5,670	3,430
	普及率（%）	79.8	65.4	78.0	28.6	44.6	19.3	37.3	43.3	34.3	51.9	40.9	10.8	11.3
	接続率（%）	98.6	90.3	97.4	95.7	88.0	77.5	94.2	95.5	87.3	85.8	82.8	59.1	95.4
	整備率（%）	(86.2) 95.5	(95.9) 100.0	(86.6) 92.8	(75.1) 88.4	(95.0) 95.0	(94.4) 94.4	(95.4) 95.4	(87.5) 87.5	(66.5) 93.4	(66.9) 81.4	(98.7) 98.7	(46.8) 82.0	(98.8) 100.0

〔県総人口〕　1,529,892　人　　〔県普及率（人口）〕　44.3　%　　普及率 ＝処理区域人口/総人口(行政区域内人口)

〔県処理人口〕　677,205　人　　〔県接続率（人口）〕　94.8　%　　接続率 ＝接続人口／処理区域人口

〔県接続人口〕　642,231　人　　〔県整備率（対認可面積）〕　93.7　%　　整備率 ＝整備面積／事業認可面積

〔県整備率（対全計画面積）〕　82.0　%　　上段（ ） ＝整備面積／全体計画面積

※　率は小数第２位を四捨五入

(7) 鹿児島県公共下水道事業計画一覧表　【2／2】

【令和8年3月31日現在（R7末現在）】

区分		大崎町	曽於市	喜界町	徳之島町	志布志市	南さつま市	出水市（高尾野）	霧島市	奄美市（大笠利）	奄美市（赤木名）	薩摩川内市（中甑・中野）	薩摩川内市（長浜）	合計
						事業廃止		特定環境保全公共下水道						
行政区域	面積（ｈａ）	10,067	39,011	5,682	10,492	28,947	28,330	32,998	60,318	30,833	30,833	68,294	68,294	
	人口（人）	11,676	31,120	6,090	6,410	27,937	30,207	50,301	121,737	39,024	39,024	88,493	88,493	
全体計画	面積（ｈａ）	240	200	175	149	480	79	441	140	60.4	56.1	26	15	17,409
	人口（人）	3,100	4,220	3,500	5,800	12,000	1,930	9,800	1,590	780	950	760	570	717,200
都市計画決定	当初	H8.5.23	H9.4.25	H11.6.16	H17.9.12	H10.6.15	H28.9.13	—	H6.2.23	—	—	—	—	
	年月日　最終	R6.11.26	H30.2.7	—	R6.3.29	—	R2.9.18	—	H16.3.10	—	—	—	—	
	面積（ｈａ）	240.0	200.0	167.0	149.0	480.0	79.0	—	140.0	—	—	—	—	
	人口（人）	3,100	4,220	4,800	5,800	12,000	- 1,930	—	1,590	—	—	—	—	
	処理水量 m3/日最大	1,215	2,100	2,500	2,900	6,900	- 1,200	—	1,240	—	—	—	—	
	1人1日．最大汚水量（l/d）	385	440	505	455	440	- 380	—	455	—	—	—	—	
事業認可	下水法	R6.11.26	H30.3.6	R6.3.7	R1.7.8	H10.10.29	R8.3.13	R5.3.24	R5.3.16	R6.3.21	R6.3.21	H15.3.26	R4.4.1	
	年月日　都計法	R6.11.26	H30.3.6	R6.3.7	R6.3.29	H10.11.20	R8.3.13	—	H28.3.25	—	—	—	—	
	面積（ｈａ）	240.0	200.0	175.0	125.5	63.0	79.0	441.0	135.0	60.4	56.1	26.0	15.0	志布志市除く 15,219.8
	人口（人）	3,100	3,000	3,000	5,120	2,600	1930.0	9,800	1,590	1,070	1,190	760	570	志布志市除く 678,873
	処理水量 m3/日最大	1,215	2,100	2,200	2,700	1,700	1200.0	5,900	1,240	490	620	600	300	
	事業費 百万円	6,487	5,724	5,087	7,996	5,912	3,280	13,174	4,109	2,665	1,596	1,677	2,050	
	期間（年度）	H8～R13	H9～R13	H11～R11	H17～R9	H10～H16	H28～R12	H4～R10	H6～R11	H8～R9	H24～R9	H8～H16	H29～R5	
	処理開始（予定）	H15.3.31	H16.3.31	H17.3.31	H22.3.31	－	R4.3.1	H12.3.31	H10.3.31	H14.3.25	R3.1.4	H13.3.31	R5.10.1	
整備状況	処理(整備)面積（ｈａ）	187.0	200.0	169.2	77.3	—	60.8	433.4	125.0	60.3	41.2	26.0	14.4	14,266.9
	処理人口（人）	3,132	3,750	2,950	2,955	—	1,161	8,966	1,471	1,163	970	353	464	677,496
	接続人口（人）	3,000	2,836	1,927	1,636	—	513	6,873	1,151	982	473	350	34	642,231
	普及率（%）	26.8	12.1	48.4	31.4	—	3.8	17.8	1.2	3.0	2.5	0.4	0.5	
	接続率（%）	95.8	75.6	65.3	55.4	—	44.1	76.7	78.2	84.4	48.8	99.2	7.3	94.8
	整備率（%）	(77.9) 77.9	(100.0) 100.0	(96.7) 96.7	(51.9) 61.6	— —	(76.9) 76.9	(98.3) 98.3	(89.3) 92.6	(99.8) 99.8	(73.4) 73.4	(100.0) 100.0	(96.0) 96.0	(82.0) 93.7

〔県総人口〕　1,529,892 人　　〔県普及率（人口）〕　44.3 %　　普及率 ＝処理区域人口/総人口(行政区域内人口)

〔県処理人口〕　677,205 人　　〔県接続率（人口）〕　94.8 %　　接続率 ＝接続人口／処理区域人口

〔県接続人口〕　642,231 人　　〔県整備率（対認可面積）〕　93.7 %　　整備率 ＝整備面積／事業認可面積

〔県整備率（対全計画面積）〕　82.0 %　　上段（ ） ＝整備面積／全体計画面積

※　率は小数第２位を四捨五入

（８） 都市下水路一覧表

R8.3月末時点

都市名	都市下水路名	計画決定 最終年月日	計画決定 延長（ｍ）	計画決定 集水面積（ｈａ）	計画決定 浸水面積（ｈａ）	令和５年度末・整備量 延長（ｍ）	令和５年度末・整備量 集水面積（ｈａ）	令和５年度末・整備量 浸水面積（ｈａ）	事業認可 当初年月日 最終年月日	事業認可 延長（ｍ）	事業認可 集水面積（ｈａ）
薩摩川内市（旧川内市）	住連木	S50. 7. 9	1340.0	47.0	8.0	1151.0	44.0	7.0	S50. 9. 8	811.0	23.0
〃	銀杏木川	S57. 6.16	1500.0	92.0	48.0	1504.0	92.0	48.0	S53.12.15 S57. 7. 7	1504.0	92.0
〃	中郷下目	S61.12. 4	1490.0	48.0	48.0	1492.0	48.0	48.0	S62. 1.28 S63. 9.26	1491.0	48.0
〃	平佐川	H 5.11. 1	2441.0	94.9	22.8	1735.0	73.0	22.8	H 6.11. 7 H 14.6.18	1760.0	94.9
〃	水畦	H 7. 7. 3	2625.0	52.0	47.0	2478.0	49.5	45.0	S44.12.26 H20. 3.31	2069.0	52.0
〃	春田川	H 7. 7. 3	1196.0	31.0	11.0	1184.0	31.0	11.0	S48. 9.28 S55. 1.16	1340.0	20.0
鹿屋市	寿第２	H 2.12. 3	（公共下水道に計画変更）			2325.0	59.0	20.0	H 6. 4.27 H 8. 3.31	2323.0	59.0
〃	寿第３	H 2.12. 3	2735.0	41.2	15.0	1794.0	27.0	9.8	H 8. 5.29 H 9. 3.17	2735.0	41.2
いちき串木野市（旧串木野市）	酔之尾	S54.11.12	1150.0	142.0	13.5	1150.0	142.0	13.5	S54.11.12	1150.0	142.0
阿久根市	上野	S62. 6.20	1520.0	59.0	9.2	1520.0	59.0	9.2	S56. 2. 9 S62. 7.29	1520.0	59.0
伊佐市（旧大口市）	大口	S58.10.19	4780.0	140.0	51.3	3358.0	140.0	51.3	S50.12.17 H 3. 3.27	3358.0	140.0
指宿市	二月田	H 4.10.12	820.0	100.0	97.0	820.0	100.0	97.0	H 4.10.12	820.0	100.0
南さつま市（旧加世田市）	第一本町	S47.11.20	1410.0	102.0	30.0	1410.0	102.0	30.0	S47.11.27 S58.10. 5	1410.0	102.0
〃	万世	S63. 2.18	2010.0	70.0	29.0	2010.0	70.0	29.0	S56. 1.28 S63.10. 5	2010.0	70.0
〃	加世田	R1.6.14	—	196.0	100.0	—	196.0	100.0	H23.8.5 H31.3.7	—	196.0
西之表市	西町	S31. 8.27	335.0	15.0	4.4	335.0	15.0	4.4	S31. 8.27	335.0	15.0
〃	川端	S41. 2.25	320.0	39.0	3.4	320.0	39.0	3.4	S41. 5.13	320.0	39.0
〃	玉川	S43. 8.13	304.0	72.0	2.4	304.0	72.0	2.4	S43. 8.13	304.0	72.0
垂水市	垂水	H 8.12.12	5953.0	113.0	78.8	420.0	4.0	4.0	H 9. 2.24	5953.0	113.0
南九州市（旧知覧町）	中郡	S53.10.28	1020.0	31.0	7.0	1009.0	31.0	7.0	S51. 6. 2 S53.11.27	1010.0	31.0
〃（旧川辺町）	第一号	S55. 7.14	1340.0	31.0	12.0	1340.0	31.0	12.0	S46. 9.29 S55.10.17	1340.0	31.0
〃	第二号	S55. 7.14	2672.0	122.0	35.0	2672.0	122.0	35.0	S49.10. 2 S55.10.17	2672.0	122.0
〃	両添	S56.10. 1	1271.0	35.0	30.0	1271.0	35.0	30.0	S56.11. 9 S61. 3.28	1271.0	35.0
日置市（旧吹上町）	湯之元	S32. 2.12	380.0	39.0	—	380.0	39.0	—	—	（他事業）	—
〃	神田	S47. 8.25	2280.0	68.0	6.0	2280.0	68.0	6.0	S49. 3.28	〃	—
さつま町（旧宮之城	轟原	S35. 1.16	632.0	38.0	—	614.0	24.0	—	—	（他事業）	—
〃	虎居	S35. 1.16	1091.0	30.0	—	963.0	32.0	—	—	〃	—
〃	豊川	S53. 6.20	1040.0	220.0	4.0	1040.0	220.0	4.0	S53. 7.21	1040.0	220.0
姶良市（旧加治木	天神	S32. 2.12	891.0	25.0	17.0	—	—	—	—	—	—
〃	吉原	S32. 2.12	388.0	50.0	11.0	—	—	—	—	—	—
志布志市（旧志布志町）	下町	S34. 8. 6	330.0	42.0	9.5	330.0	42.0	9.5	S34. 8. 6 R8.4.13	330.0	42.0 0.0
〃	市渡	23312	445.0	33.0	5.0	445.0	33.0	5.0	23312 R8.4.13	445.0	33.0 0.0
〃	稚子松	S53.10.30	1530.0	105.0	13.0	1530.0	105.0	13.0	S49. 1.21 R8.4.13	1530.0	105.0 35.8
〃	香月	S53. 2. 7	700.0	33.0	6.4	700.0	33.0	6.4	S53. 5. 8 R8.4.13	500.0	33.0 0.0
〃	町原	S59. 2.27	2570.0	161.0	23.0	1651.0	161.0	23.0	S56.12.11 R8.4.13	788.0	161.0 42.2
大崎町	三文字	S58. 2.14	560.0	35.0	5.0	560.0	35.0	5.0	S58. 7.13	560.0	35.0
〃	西三文字	S51. 8.20	250.0	48.0	6.0	228.0	48.0	6.0	S61.10.21	228.0	48.0
〃	上町	H 1. 6. 1	930.0	51.0	7.0	818.9	51.0	7.0	H 1. 9.27	806.1	51.0
〃	菱田	H 1. 6. 1	1400.0	60.0	9.0	1271.3	58.5	8.6	H 1. 9.27	1402.2	60.0
錦江町（旧大根占町）	本町	S61.11.29	260.0	61.0	4.3	126.0	61.0	4.3	S62. 8.26	126.0	61.6
中種子町	旭町	S50.10. 4	610.0	28.0	11.6	610.0	28.0	11.6	S49. 9. 2 S50.11.14	610.0	28.0
南種子町	山崎	S51. 5.14	800.0	108.0	16.8	800.0	108.0	16.8	S51. 6. 2	800.0	108.0
〃	共栄	S53. 2. 1	600.0	15.0	4.8	600.0	15.0	4.8	S53. 4.12	600.0	15.0
屋久島町（旧屋久町）	春牧	H 6. 2.23	1120.0	25.0	8.0	1110.0	25.0	8.0	H 6.10.14	1110.0	25.0
喜界町	湾宮戸	H 5. 5.26	1045.0	78.0	11.4	1035.0	78.0	11.4	S62.10. 5	1050.0	104.0
〃	赤連山水	H 5. 5.26	520.0	46.0	8.8	521.5	46.0	8.8	H 5.10.29	521.5	46.0
〃	中里	H 5. 5.26	580.0	26.0	5.9	883.9	26.0	5.9	H 8. 2. 7	883.9	26.0
徳之島町	亀徳	S55.10.25	130.0	15.0	1.0	130.0	15.0	1.0	S55.10.25	130.0	15.0
〃	亀津	S57.12.11	150.0	12.0	2.0	150.0	12.0	2.0	S60. 2. 1	150.0	12.0
令和７年度末都市下水路計											
１３市６町	３４箇所	—	45422.0	2464.2	737.5	34855.0	2251.0	628.5	—	35888.0	2002.8
公共下水道雨水渠振替分計											
４市２町	１５箇所	—	14042.0	660.9	161.8	15524.6	694.0	179.4	—	15228.7	626.9
累計											
１３市８町	４９箇所	—	59464.0	3125.1	899.3	50379.6	2945.0	807.9	—	51116.7	2629.7

(9)　浄化槽設置整備事業設置基数　　（R8.3月末時点）

事業主体	合計	設置基数(令和7年度分)			総人口	設置済人口	普及率
		5人槽	6-7人槽	8-10人槽			
鹿児島市	47	44	2	1	585,329	89,898	15.4%
鹿屋市	203	192	9	2	96,485	59,015	61.2%
枕崎市	31	26	4	1	18,237	3,041	16.7%
阿久根市	51	43	6	2	17,639	12,940	73.4%
出水市	8	7	1	0	50,301	12,563	25.0%
指宿市	28	27	1	0	36,314	17,646	48.6%
西之表市	44	39	4	1	13,566	10,362	76.4%
垂水市	31	28	2	1	12,588	8,108	64.4%
薩摩川内市	45	43	1	1	88,493	56,560	63.9%
日置市	38	35	3	0	45,075	17,378	38.6%
曽於市	68	63	5	0	31,120	20,142	64.7%
霧島市	124	115	9	0	121,737	64,901	53.3%
いちき串木野市	15	14	1	0	25,169	11,530	45.8%
南さつま市	21	20	1	0	30,207	20,026	66.3%
志布志市	51	47	4	0	27,937	16,781	60.1%
奄美市	9	9	0	0	39,024	1,413	3.6%
南九州市	73	67	4	2	30,449	19,404	63.7%
伊佐市	27	24	3	0	21,958	13,115	59.7%
姶良市	99	91	6	2	77,994	63,427	81.3%
三島村	0	0	0	0	315	315	100.0%
十島村	0	0	0	0	597	573	96.0%
さつま町	8	8	0	0	18,100	12,575	69.5%
長島町	33	30	3	0	9,023	7,465	82.7%
湧水町	14	13	1	0	8,018	5,346	66.7%
大崎町	32	30	2	0	11,676	6,569	56.3%
東串良町	5	3	2	0	6,207	4,899	78.9%
錦江町	0	0	0	0	5,869	3,902	66.5%
南大隅町	7	7	0	0	5,564	3,096	55.6%
肝付町	13	13	0	0	13,130	10,116	77.0%
中種子町	8	8	0	0	6,921	4,006	57.9%
南種子町	11	11	0	0	4,933	3,374	68.4%
屋久島町	14	12	2	0	10,887	9,549	87.7%
大和村	0	0	0	0	1,333	61	4.6%
宇検村	2	2	0	0	1,563	194	12.4%
瀬戸内町	14	12	1	1	7,756	3,160	40.7%
龍郷町	0	0	0	0	5,797	4,896	84.5%
喜界町	2	2	0	0	6,090	572	9.4%
徳之島町	15	14	1	0	9,410	4,347	46.2%
天城町	15	15	0	0	5,334	3,300	61.9%
伊仙町	38	35	3	0	5,973	3,786	63.4%
和泊町	1	1	0	0	5,763	374	6.5%
知名町	4	3	1	0	5,179	551	10.6%
与論町	3	2	1	0	4,832	2,130	44.1%
合計	1,252	1,155	83	14			

(10) 公共浄化槽等整備推進事業設置基数　　（R8.3月末時点）

事業主体	設置合計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽	総人口	設置済人口	普及率
さつま町	1	1	0	0			
天城町	3	3	0	0			
龍郷町	20	20	0	0			
合計	24	24	0	0			

県全体

合計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽	総人口	設置済人口	普及率
1,276	1,179	83	14	1,529,892	613,406	40.1%

＊ 設置済人口、普及率は、当事業以外による設置済も含む

(11) 農業集落排水施設実施状況（市町村別調書）　　R8.3月末時点

整理番号	市町村名	住民基本台帳人口 (R8.3.31) ①	整備状況					
			計画諸元（R7年度末供用開始まで）				R7年度末供用状況（R8.3.31現在）	
			地区数	集落数	計画人口		供用人口	
					戸数 ②	定住人口 ③	定住人口 ⑤	整備率 ⑤／①
1	鹿児島市	585,329						
2	鹿屋市	96,485	1	5	429	1,085	662	0.686%
3	枕崎市	18,237						
4	阿久根市	17,639						
5	出水市	50,301	5	34	1,850	5,634	3,680	7.316%
6	指宿市	36,314						
7	西之表市	13,566						
8	垂水市	12,588						
9	薩摩川内市	88,493	5	23	1,594	4,390	2,583	2.919%
10	日置市	45,075	1	8	390	825	412	0.914%
11	曽於市	31,120						
12	霧島市	121,737						
13	いちき串木野市	25,169						
14	南さつま市	30,207	1	5	279	660	420	1.390%
15	志布志市	27,937	4	61	2,481	6,458	5,387	19.283%
16	奄美市	39,024	10	19	1,813	4,189	2,613	6.696%
17	南九州市	30,449	2	9	514	1,448	881	2.893%
18	伊佐市	21,958	3	23	1,794	4,100	2,805	12.774%
19	姶良市	77,994	2	13	674	1,614	1,170	1.500%
20	三島村	315						
21	十島村	597						
22	さつま町	18,100	1	10	442	1,317	882	4.873%
23	長島町	9,023	1	5	419	1,195	911	10.096%
24	湧水町	8,018						
25	大崎町	11,676						
26	東串良町	6,207						
27	錦江町	5,869	1	9	392	895	508	8.656%
28	南大隅町	5,564	1	7	622	1,448	454	8.160%
29	肝付町	13,130						
30	中種子町	6,921						
31	南種子町	4,933						
32	屋久島町	10,887	1	1	197	466	422	3.876%
33	大和村	1,333	3	10	747	1,618	1,223	91.748%
34	宇検村	1,563	3	5	658	1,439	1,039	66.475%
35	瀬戸内町	7,756	1	1	350	745	716	9.232%
36	龍郷町	5,797						
37	喜界町	6,090	3	4	702	1,784	1,008	16.552%
38	徳之島町	9,410	1	1	94	211	136	1.445%
39	天城町	5,334						
40	伊仙町	5,973						
41	和泊町	5,763	5	16	1,195	3,311	2,361	40.968%
42	知名町	5,179	3	14	1,585	3,857	2,248	43.406%
43	与論町	4,832	1	1	399	1,031	859	17.777%
		1,529,892	59	284	19,620	49,720	33,380	2.182%
							供用人口整備率	2.182%

（12）漁業集落排水施設実施状況（市町村別調書）　　R8.3月末時点

整理番号	市町村名	住民基本台帳人口 (R8.3.31) ①	整備状況					
			計画諸元（R7年度末供用開始まで）				R7年度末供用状況（R8.3.31現在）	
			地区数	集落数	計画人口		供用人口	
					戸数 ②	定住人口 ③	定住人口 ⑤	整備率 ⑤／①
1	鹿児島市	585,329						
2	鹿屋市	96,485						
3	枕崎市	18,237						
4	阿久根市	17,639						
5	出水市	50,301						
6	指宿市	36,314						
7	西之表市	13,566						
8	垂水市	12,588	1	1	536	1,400	437	3.472%
9	薩摩川内市	88,493	3	3	1,235	1,542	790	0.893%
10	日置市	45,075						
11	曽於市	31,120						
12	霧島市	121,737						
13	いちき串木野市	25,169	1	1	150	423	269	1.069%
14	南さつま市	30,207	2	2	1,046	1,789	1,637	5.419%
15	志布志市	27,937						
16	奄美市	39,024						
17	南九州市	30,449						
18	伊佐市	21,958						
19	姶良市	77,994						
20	三島村	315						
21	十島村	597						
22	さつま町	18,100						
23	長島町	9,023	3	3	192	714	348	3.857%
24	湧水町	8,018						
25	大崎町	11,676						
26	東串良町	6,207						
27	錦江町	5,869						
28	南大隅町	5,564						
29	肝付町	13,130						
30	中種子町	6,921						
31	南種子町	4,933						
32	屋久島町	10,887						
33	大和村	1,333	－	－	－	－	－	－
34	宇検村	1,563	1	1	106	250	134	8.573%
35	瀬戸内町	7,756						
36	龍郷町	5,797						
37	喜界町	6,090						
38	徳之島町	9,410						
39	天城町	5,334						
40	伊仙町	5,973						
41	和泊町	5,763						
42	知名町	5,179						
43	与論町	4,832						
		1,529,892	11	11	3,265	6,118	3,615	0.236%
							供用人口整備率	0.236%

(13) 屋外広告物の規制

良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、屋外広告物法に基づき鹿児島県屋外広告物条例を定め、禁止地域、禁止物件、制限地域等を指定している。

なお、平成 15 年度までに全ての市町村に許可事務等の権限を移譲しており、その許可状況は次のとおりである。

各市町村の屋外広告物許可等の状況（令和７年度）　　Ｒ８．３月末時点

市町村名	屋外広告物許可件数								簡易除却件数	除却届	違反に対する措置の状況		
	新規		更新		変更		合計						
	件数	個(枚)数	件数	個(枚)数	件数	個(枚)数	件数	個(枚)数	個(枚)数		文書通知	その他	合計
鹿屋市	44	177	158	728	0	0	202	905	354	14	23	0	23
枕崎市	3	6	18	56	0	0	21	62	3	2	0	0	0
阿久根市	1	1	7	13	1	5	9	19	0	0	0	0	0
出水市	27	120	178	845	9	268	214	1,233	0	16	28	8	36
指宿市	24	104	84	132	2	6	110	242	0	6	0	0	0
西之表市	3	31	3	8	0	0	6	39	0	0	0	0	0
垂水市	4	13	16	46	2	8	22	67	0	3	0	0	0
薩摩川内市	29	60	227	793	7	29	263	882	0	43	35	3	38
日置市	11	18	90	344	2	6	103	368	0	11	0	0	0
曽於市	22	1,106	28	90	2	20	52	1,216	0	14	5	2	7
霧島市	58	147	238	712	15	43	311	902	130	22	0	0	0
いちき串木野市	3	16	33	90	0	0	36	106	0	5	0	0	0
南さつま市	12	50	30	73	0	0	42	123	0	2	60	0	60
志布志市	10	48	24	84	0	0	34	132	0	6	0	0	0
奄美市	4	25	20	96	2	8	26	129	0	6	0	0	0
南九州市	8	11	93	226	3	12	104	249	0	15	5	1	6
伊佐市	1	1	32	186	0	0	33	187	0	0	0	0	0
姶良市	25	82	131	511	12	21	168	614	83	18	0	0	0
三島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さつま町	2	2	22	94	0	0	24	96	0	6	0	0	0
長島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湧水町	3	23	1	10	0	0	4	33	0	1	0	0	0
大崎町	8	13	3	17	0	0	11	30	0	6	8	0	8
東串良町	3	13	2	19	0	0	5	32	0	1	0	0	0
錦江町	1	4	1	8	0	0	2	12	0	0	0	0	0
南大隅町	0	0	3	27	0	0	3	27	0	0	0	0	0
肝付町	1	1	20	61	1	1	22	63	0	3	0	0	0
中種子町	2	2	6	33	0	0	8	35	0	0	0	0	0
南種子町	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0
屋久島町	6	25	1	1	0	0	7	26	0	0	0	0	0
大和村	1	7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0
宇検村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内町	0	0	2	2	0	0	2	2	0	1	0	0	0
龍郷町	5	5	2	15	1	1	8	21	0	0	0	0	0
喜界町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳之島町	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	2	0	2
天城町	1	10	5	37	0	0	6	47	0	0	0	0	0
伊仙町	1	8	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0
和泊町	0	0	3	15	0	0	3	15	0	1	0	0	0
知名町	2	4	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0
与論町	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
計	329	2,137	1,482	5,373	59	428	1,870	7,938	570	203	166	14	180
鹿児島市	1,111	10,064	1,148	6,681	289	2,752	2,548	19,497	423	124			

※鹿児島市は参考記載

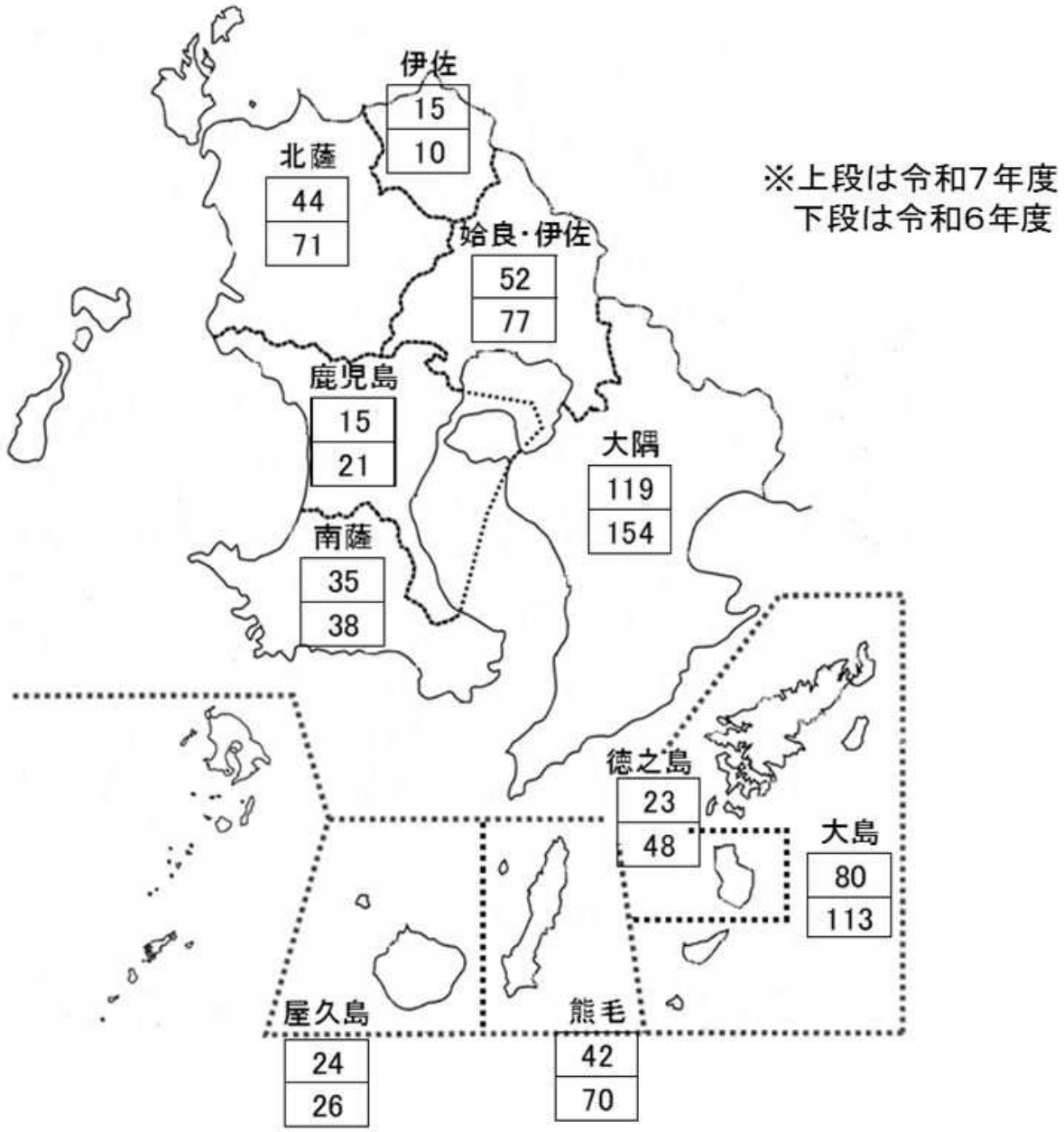
(14)給水人口と水道普及率　　(令和7年3月31現在)

市町村名	行政区域内人口	上水道		簡易水道		専用水道				合計		普及率
						自己水源のみによるもの		左記以外のもの		計画給水人口	現在給水人口	
		計画給水	現在給水	計画給水	現在給水	計画給水	現在給水	計画給水	現在給水			
	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
鹿児島市	588,632	573,900	562,651	0	0	108,272	11,605	107,795	3,674	682,172	574,256	97.6%
		0	0	0	0							
鹿屋市	97,366	97,900	93,341	0	0	113	95	0	0	103,248	96,420	99.0%
		0	0	5,235	2,984							
枕崎市	18,681	22,200	16,109	0	0	730	0	301	18	24,603	16,885	90.4%
		0	0	1,673	776							
阿久根市	18,006	19,900	17,786	0	0	0	0	0	0	19,900	17,786	98.8%
		0	0	0	0							
出水市	50,872	53,900	43,391	10,975	6,825	250	0	0	0	65,125	50,216	98.7%
		0	0	0	0							
指宿市	36,847	42,100	36,685	0	0	10,280	22	20,000	0	52,380	36,707	99.6%
		0	0	0	0							
西之表市	13,754	15,980	13,680	0	0	0	0	0	0	15,980	13,680	99.5%
		0	0	0	0							
垂水市	12,817	12,000	11,399	0	0	974	0	0	0	16,274	12,325	96.2%
		0	0	3,300	926							
薩摩川内市	89,739	86,000	84,245	4,940	3,504	0	0	0	0	90,940	87,749	97.8%
		0	0	0	0							
日置市	45,618	47,400	43,943	0	0	2,944	200	0	0	50,344	44,143	96.8%
		0	0	0	0							
曽於市	31,825	34,796	28,775	0	0	414	0	0	0	38,180	29,726	93.4%
		0	0	2,970	951							
霧島市	122,358	116,000	104,060	22,119	15,041	6,309	374	0	0	145,986	120,496	98.5%
		0	0	1,558	1,021							
いちき串木野市	25,551	28,200	24,972	0	0	2,650	449	0	0	30,850	25,421	99.5%
		0	0	0	0							
南さつま市	30,652	32,480	30,284	0	0	0	0	2,490	403	32,480	30,284	98.8%
		0	0	0	0							
志布志市	28,385	32,000	28,270	0	0	160	80	0	0	32,160	28,350	99.9%
		0	0	0	0							
奄美市	39,517	47,110	39,385	0	0	73	29	0	0	47,183	39,414	99.7%
		0	0	0	0							
南九州市	31,093	35,890	30,956	0	0	0	0	0	0	35,890	30,956	99.6%
		0	0	0	0							
伊佐市	22,439	20,720	18,621	0	0	1,660	459	0	0	22,380	19,080	85.0%
		0	0	0	0							
姶良市	78,056	79,310	77,436	0	0	0	0	0	0	79,310	77,436	99.2%
		0	0	0	0							
市　計	1,382,208	1,397,786	1,305,989	38,034	25,370	134,829	13,313	130,586	4,095	1,585,385	1,351,330	97.8%
		0	0	14,736	6,658							
さつま町	18,436	21,600	17,278	0	0	2,180	41	0	0	23,780	17,319	93.9%
		0	0	0	0							
長島町	9,256	9,340	8,590	830	562	0	0	0	0	10,170	9,152	98.9%
		0	0	0	0							
湧水町	8,222	9,540	8,111	0	0	0	0	0	0	9,540	8,111	98.6%
		0	0	0	0							
大崎町	11,952	11,580	11,905	0	0	0	0	0	0	11,580	11,905	99.6%
		0	0	0	0							
東串良町	6,312	5,860	6,010	0	0	0	0	0	0	5,860	6,010	95.2%
		0	0	0	0							
錦江町	6,063	0	0	7,904	4,940	0	0	0	0	9,040	5,271	86.9%
		0	0	1,136	331							
南大隅町	5,801	6,900	5,712	0	0	0	0	0	0	6,900	5,712	98.5%
		0	0	0	0							
肝付町	13,422	14,630	12,762	0	0	0	0	0	0	14,630	12,762	95.1%
		0	0	0	0							
中種子町	6,984	8,230	6,984	0	0	0	0	0	0	8,230	6,984	100.0%
		0	0	0	0							
南種子町	5,040	5,484	4,974	0	0	1,800	66	0	0	7,284	5,040	100.0%
		0	0	0	0							
屋久島町	11,119	11,900	10,948	170	72	480	66	0	0	12,550	11,086	99.7%
		0	0	0	0							
瀬戸内町	7,971	7,300	6,870	1,861	862	0	0	0	0	9,161	7,732	97.0%
		0	0	0	0							
龍郷町	5,885	5,850	5,883	0	0	0	0	0	0	5,850	5,883	100.0%
		0	0	0	0							
喜界町	6,243	6,800	6,242	0	0	0	0	0	0	6,800	6,242	100.0%
		0	0	0	0							
徳之島町	9,629	12,334	9,356	0	0	0	0	0	0	12,334	9,356	97.2%
		0	0	0	0							
天城町	5,405	8,310	5,404	0	0	0	0	0	0	8,310	5,404	100.0%
		0	0	0	0							
伊仙町	6,054	6,600	6,054	0	0	0	0	0	0	6,600	6,054	100.0%
		0	0	0	0							
和泊町	5,888	7,300	5,888	0	0	0	0	0	0	7,300	5,888	100.0%
		0	0	0	0							
知名町	5,264	5,673	5,257	0	0	113	0	113	0	5,786	5,257	99.9%
		0	0	0	0							
与論町	4,988	6,100	4,984	0	0	0	0	0	0	6,100	4,984	99.9%
		0	0	0	0							
町　計	159,934	171,331	149,212	10,765	6,436	4,573	173	113	0	187,805	156,152	97.6%
		0	0	1,136	331							
大和村	1,397	0	0	2,470	1,397	1,528	0	0	0	3,998	1,397	100.0%
		0	0	0	0							
三島村	328	0	0	470	328	0	0	0	0	470	328	100.0%
		0	0	0	0							
十島村	643	0	0	650	643	0	0	0	0	650	643	100.0%
		0	0	0	0							
宇検村	1,568	0	0	1,830	1,568	0	0	0	0	1,830	1,568	100.0%
		0	0	0	0							
村　計	3,936	0	0	5,420	3,936	1,528	0	0	0	6,948	3,936	100.0%
		0	0	0	0							
総計	1,546,078	1,569,117	1,455,201	54,219	35,742	140,930	13,486	130,699	4,095	1,780,138	1,511,418	97.8%
		0	0	15,872	6,989							

１１　建　築

(1) 建築物等確認申請県受付件数（令和７年度）

事務所名	受付件数	事務所名	受付件数
鹿児島	15	熊毛	42
南薩	35	屋久島	24
北薩	44	大島	80
姶良・伊佐	52	徳之島	23
伊佐	15		
大隅	119	計	449



(2) 確認事務県取扱件数（令和７年度）

区　分	確認申請受付件数	確認件数	検査済証交付件数	法18条による計画通知受付件数	法18条による適合通知件数	法18条による検査済証交付件数
法６条１項１号～２号	118	108	127	11	10	21
法６条１項３号	282	277	309	7	6	5
工作物	33	34	39	0	0	5
建築設備	16	16	13	6	6	9
合　計	449	435	488	24	22	40

※　法：建築基準法

(3) 建築物の着工状況（令和７年度）

ア　市郡別着工状況

市郡別	着工建築物（住宅を含む）延べ面積（㎡）			着工新設住宅戸数（戸）
	木造	非木造	総計	
鹿児島市	176,430	158,462	334,892	2,675
鹿屋市	36,301	11,678	47,979	404
枕崎市	1,918	344	2,262	18
阿久根市	4,629	1,216	5,845	42
出水市	19,132	29,172	48,304	251
指宿市	8,792	17,887	26,679	119
西之表市	2,648	8,791	11,439	36
垂水市	1,229	2,966	4,195	15
薩摩川内市	31,897	16,698	48,595	447
日置市	13,217	3,596	16,813	124
曽於市	5,294	7,865	13,159	46
霧島市	58,438	58,257	116,695	846
いちき串木野市	7,732	4,893	12,625	67
南さつま市	11,481	2,616	14,097	76
志布志市	7,855	18,675	26,530	82
奄美市	5,732	7,491	13,223	83
南九州市	6,853	2,719	9,572	58
伊佐市	4,824	4,228	9,052	40
姶良市	42,502	28,702	71,204	531
小計	446,904	386,256	833,160	5,841
郡計	43,302	37,944	81,246	358
合計	490,206	424,200	914,406	6,199

イ　着工建築物年次別推移

年　度	着工建築物（住宅を含む）延べ面積（㎡）			着工新設住宅戸数（戸）
	木　造	非木造	総　計	
元	785,998	644,017	1,430,015	8,830
2	716,784	662,363	1,379,147	8,728
3	746,566	695,064	1,441,630	10,006
4	680,249	762,625	1,442,874	9,734
5	607,662	631,453	1,239,115	9,151
6	554,209	461,782	1,015,991	8,124
7	490,206	424,200	914,406	6,199

(4) 建築許可・建築審査会及び公聴会開催の状況

区分／年度	建築許可件数	建築審査会開催回数	公聴会開催回数
元	81	3	1
2	73	2	2
3	66	1	0
4	77	1	3
5	66	2	3
6	88	2	4
7	56	2	2

(5) 年度別建築士試験の状況

年　度	二級建築士試験				木造建築士試験			
	学科試験		設計製図試験		学科試験		設計製図試験	
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
元	218	98	128	70	0	0	0	0
2	247	101	129	69	2	1	1	0
3	241	101	142	73	2	0	1	1
4	249	86	120	57	0	0	0	0
5	229	68	115	52	1	1	1	1
6	232	75	111	57	1	1	1	0
7	203	68	106	42	2	0	1	1

(6) 年度別建築士事務所登録等の状況

年　度	一級建築士事務所登録現在数	二級建築士事務所登録現在数	木造建築士事務所登録現在数	２級建築士登録現在数	木造建築士登録現在数
元	881	323	2	8,442	209
2	858	332	2	8,500	209
3	826	321	2	8,564	210
4	793	306	3	8,569	221
5	750	305	3	8,603	222
6	744	309	1	8,721	211
7	728	296	1	8,692	223

※　国及び全都道府県の「建築行政共用データベースシステム」導入に伴い、当該データベースによる全国統一基準値を記載することとした。（当該データベースで確認可能な登録数は、平成 20 年度以降）

※　２級建築士、木造建築士の登録数は鹿児島県による登録者数及び他県による登録者数の内、鹿児島県内在住者が含まれる。

(7) 宅地建物取引業法の施行状況

ア　宅地建物取引業者数

（令和８年３月末現在）

市　郡	業者数	市　郡	業者数	市　郡	業者数
鹿児島市 鹿児島郡	896	枕崎市，南さつま市，南九州市	39	曽於市，志布志市，曽於郡	44
薩摩川内市 薩摩郡	62	出水市，阿久根市，出水郡	53	西之表市 熊毛郡	14
いちき串木野市 日置市	43	霧島市，伊佐市 姶良市，姶良郡	207	奄美市 大島郡	79
指宿市	27	鹿屋市，垂水市 肝属郡	84	合　計	1,548

（大臣免許 11 件含む）

イ　宅地建物取引士及び宅地建物取引業者数等

区分／年度	宅地建物取引士				宅地建物取引業者数（年度末）
	資格試験		登録		
	受験申込者数	合格者数	新規登録者数	登録者数（年度末）	
元	2,397	250	207	8,747	1.577
2	2,314	221	213	8,947	1,573
3	2,522	265	188	9,112	1,567
4	2,318	281	214	9,315	1,564
5	2,352	249	229	9,531	1,561
6	2,467	285	199	9,708	1,554
7	2,438	289	227	9,917	1,548

※　新規登録者数には、県外からの登録移転者を含む。（７年度はなし）

⑻ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命・財産に危険を及ぼす恐れのある土地に建つ危険住宅について、補助金を交付し、安全な場所への移転を促進する。

令和７年度までの移転実績は、6,955 戸である.。

（千円）

年　度		S46～H29	30	元	2	3	4	5	6	7	計
実施戸数		6,920	2	9	4	8	2	4	5	1	6,955
補助金	国庫	7,930,877	4,765	13,690	5,628	7,664	3,640	7,413	8,936	1,465	7,984,078
	県	4,523,850	2,382	6,842	2,813	3,831	1,820	3,705	4,467	732	4,550,442
	市町村	3,814,537	2,384	6,850	2,818	3,847	1,822	3,711	4,471	733	3,841,173
	計	16,269,264	9,531	27,382	11,259	15,342	7,282	14,829	17,874	2,930	16,375,693

⑼ 開発許可の状況

都市計画区域内においては 3,000 ㎡以上、都市計画区域外においては 10,000 ㎡以上の開発行為を許可対象としている。

許可件数は、年間約 20～30 件程度で推移してきているが、令和７年度は 18 件の許可件数となっている。

都市計画法に基づく，開発行為許可調べ

年度	件数	面積(ha)	面積規模別内訳									
			0.3ha 以上 1.0ha 未満		1.0ha 以上 5.0ha 未満		5.0ha 以上 10ha 未満		10ha 以上 20ha 未満		20ha 以上	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
１６年度	43	55.8	26	14.2	15	24.1	2	17.5				
１７年度	39	43.1	23	11.5	16	31.6						
１８年度	37	56.9	19	12.0	16	33.9	2	11.0				
１９年度	35	54.9	17	8.9	17	30.5			1	15.5		
２０年度	43	47.0	26	14.1	17	32.9						
２１年度	15	14.9	8	3.9	7	11.0						
２２年度	23	50.0	11	6.8	10	18.4	1	6.0	1	18.8		
２３年度	23	28.4	13	7.3	9	15.8	1	5.3				
２４年度	24	37.6	17	8.5	5	9.5	1	8.9	1	10.7		
２５年度	29	29.0	20	11.0	9	18.0						
２６年度	18	35.2	7	5.0	9	15.8	2	14.4				
２７年度	21	18.6	15	8.6	6	10.0						
２８年度	35	59.9	22	14.0	11	21.8	1	5.0	1	19.1		
２９年度	29	39.9	16	8.9	13	31.0						
３０年度	28	41.5	16	9.5	11	22.9	1	9.1				
令和元年度	27	51.3	18	11.4	8	16.2					1	23.7
令和２年度	25	37.9	13	6.8	11	22.6	1	8.5				
令和３年度	23	29.8	13	9.2	10	20.6						
令和４年度	23	53.3	9	4.7	12	25.8			2	22.8		
令和５年度	25	29.5	15	8.9	10	20.6						
令和６年度	25	43.8	12	7.4	10	17.6	3	18.7				
令和７年度	18	28.0	11	6.6	6	12.3	1	9.0				

＊　鹿児島市の許可分は含まない。

１２　住宅

(1) 市町村別公営住宅管理戸数

（Ｒ８．４．１現在）

市町村名	県営			市町村営			合計	市町村名	県営			市町村営			合計
	公営	特公賃	旧特公賃	公営	特公賃	準特優賃			公営	特公賃	旧特公賃	公営	特公賃	準特優賃	
鹿児島市	4,645	－		10,582	19	5	15,251	長島町	－	－		88	4		92
鹿屋市	765	－	1	1,903	43		2,712	湧水町	102	－		321	54		477
枕崎市	36	－	6	354	10		406	大崎町	－	－		180			180
阿久根市	192	－	2	452			646	東串良町	－	－		123	28		151
出水市	342	－	6	1,478	53		1,879	錦江町	10	－		202	18		230
指宿市	254	2	16	722	36		1,030	南大隅町	－	－		190	24		214
西之表市	79	－		381	12		472	肝付町	－	－		244	28		272
垂水市	206	－		268			474	中種子町	60	－		203			263
薩摩川内市	729	2	8	1,967	50	3	2,759	南種子町	18	3	5	160	16		202
日置市	467	2	8	968	12		1,457	屋久島町	24	－		494			518
曽於市	66	－	4	876	2		948	大和村	－	－		138	2		140
霧島市	322	－		4,006	158	27	4,513	宇検村	－	－		104			104
いちき串木野市	313	2	4	487	2		808	瀬戸内町	85	2	3	614			704
南さつま市	353	1	8	512	49	5	928	龍郷町	129	3	2	185	44		363
志布志市	405	－		361	46		812	喜界町	20	－		275	4		299
奄美市	881	－		1,660	22		2,563	徳之島町	98	－		492	12		602
南九州市	107	－		476	75		658	天城町	－	－		321			321
伊佐市	176	－		550	40	12	778	伊仙町	－	－		289			289
姶良市	743	3	10	1,115	22		1,893	和泊町	30	－		242			272
三島村	－	－					－	知名町	24	－		219	7		250
十島村	－	－					－	与論町	24	－		129			153
さつま町	98	－		421	26		545	合計	11,657	20	83	33,983	885	52	46,680

（注1）特定公共賃貸住宅（特公賃）：公営住宅の入居基準の所得区分を超える中堅所得者に賃貸するための住宅

（注2）旧特公賃住宅（旧特公賃）、準特優賃住宅（準特優賃）：特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅で、公営住宅と同様に低額所得者に賃貸するための住宅

(2) 住宅地区改良事業等実績

ア　改良住宅等改善事業

施行者名	地区名	事業計画の内容			従前事業名
		事業年度	更新住宅建設戸数（戸）	除却戸数	
鹿児島市	西田	H9～10	7	8	住宅地区改良事業
		H17～18、H30～R2	外壁改修等2棟(87戸)	0	〃
	三和	H13～H30	181	276	〃
	南林寺	R4～R5	外壁改修等1棟(50戸)	0	〃
奄美市 奄美市 (旧名瀬市)	春日	H2、H4、H12～16	外壁改修等6棟(190戸)	0	〃
		H27	ガス管改修4棟(130戸)	0	〃
		R5	外壁改修等1棟(40戸)	0	〃
	平田	H4、H13～14、H18～20	外壁改修等3棟(60戸)	0	〃
		H24	ガス管改修3棟(60戸)	0	〃
	佐大熊	H元、H4、H6～8、H14	外壁改修等7棟(200戸)	0	〃
		H28	ガス管改修7棟(200戸)	0	〃
		H29～R4	外壁改修等7棟(200戸)	0	〃

イ　空き家再生等推進事業　　※（ ）は「空き家対策総合支援事業」の実績

	市町村名	事業内容			備考
		空き家除却	空き家活用	合計	
H15年度 ～ R5年度	鹿児島市	230戸		230戸	
	鹿屋市	334戸		334戸	
	枕崎市	26戸 (37戸)	(1戸)	26戸 (38戸)	活用使途：観光交流施設
	阿久根市	125戸		125戸	
	出水市	27戸		27戸	
	西之表市		12戸	12戸	活用使途：市単住宅
	薩摩川内市	12戸		12戸	
	日置市	2戸		2戸	
	霧島市	115戸		115戸	
	いちき串木野市	33戸		33戸	
	奄美市	14戸	5戸	19戸	活用使途：市単住宅
	南九州市	163戸		163戸	
	伊佐市	9戸		9戸	
	姶良市	92戸		92戸	
	さつま町	(62戸)		(62戸)	
	長島町	53戸		53戸	活用使途：町単住宅
	大崎町	(1戸)	(2戸)	(3戸)	活用使途：交流施設
	錦江町		1戸	1戸	活用使途：ｻﾃﾗｲﾄｵﾌｨｽ
	南大隅町	21戸		21戸	
	大和村		2戸	2戸	活用使途：村単住宅
	宇検村	(1戸)	19戸	19戸 (1戸)	活用使途：村単住宅
	瀬戸内町		3戸	3戸	活用使途：町単住宅
	龍郷町		3戸	3戸	活用使途：町単住宅
	天城町	1戸	5戸	8戸	活用使途：町単住宅
	和泊町	10戸 (5戸)	18戸 (9戸)	28戸 (14戸)	活用使途：町単住宅 活用使途：移住体験住宅
	知名町	4戸		4戸	

	市町村名	事業内容			備考
		空き家除却	空き家活用	合計	
6年度	鹿児島市	25 戸		25 戸	
	鹿屋市	72 戸		72 戸	
	枕崎市	(28 戸)		(28 戸)	
	阿久根市	16 戸		16 戸	
	出水市	5 戸		5 戸	
	指宿市	5 戸		5 戸	
	日置市	3 戸		3 戸	
	霧島市	14 戸		14 戸	
	いちき串木野市	5 戸		5 戸	
	奄美市	7 戸		7 戸	
	南九州市	21 戸		21 戸	
	姶良市	15 戸		15 戸	
	長島町	12 戸		12 戸	
	天城町	0 戸		0 戸	
	和泊町	(1 戸)		(1 戸)	活用促進：移住体験住宅
	知名町	2 戸		2 戸	
7年度	鹿児島市	21 戸		21 戸	
	鹿屋市	55 戸		55 戸	
	枕崎市	(28 戸)		(28 戸)	
	阿久根市	15 戸		15 戸	
	指宿市	16 戸		16 戸	
	日置市	3 戸		3 戸	
	曽於市	5 戸		5 戸	
	霧島市	20 戸		20 戸	
	いちき串木野市	4 戸		4 戸	
	奄美市	7 戸		7 戸	
	姶良市	12 戸		12 戸	
	長島町	10 戸		10 戸	
	湧水町	(2 戸)		(2 戸)	
	天城町	1 戸		1 戸	
	和泊町	(2 戸)	(3 戸)	(5 戸)	活用使途：移住体験住宅
	知名町	1 戸		1 戸	

ウ　街なみ環境整備事業

実施主体	地区名	事業年度	整備方針承認	事業内容等	区域面積	景観条例等の名称
喜界町	城久	H6～11	H6．7．22 (H8．3．19)	街なみ景観の整備	13.4 ha	喜界町城久集落街づくり協定書
出水市	出水麓	H8～15	H8．9．17	街なみ景観の整備	43.8 ha	出水市伝統的建造物群保存地区保存条例
霧島市 (旧牧園町)	高千穂	H9～23 (H9～25)	H9．5．15 (H21．3．31)	街なみ景観の整備	38.3 ha	霧島市牧園町まちづくり要綱
奄美市	赤木名	H20～27 (H20～30)	H19．9．28 (H26．2．28)	街なみ景観の整備	32.2 ha	奄美市赤木名地区まちづくり景観要綱
薩摩川内市	入来麓	H22～31 (H22～R6)	－（※）	街なみ景観の整備	19.2 ha	薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例
南さつま市	加世田麓	H25～30 (H25～R9)	－（※）	街なみ景観の整備	20.0 ha	南さつま市伝統的建造物群保存地区保存条例

※平成 22 年度より、社会資本整備総合交付金において実施することとなったため承認は不要となった。

エ　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）（旧密集住宅市街地整備促進事業）

実施主体	地区名	事業年度（変更）	整備計画承認（変更）	面積	合併事業
霧島市 （旧隼人町）	浜之市	H10～20 （H10～R11）	H11. 2. 2 （H17. 3.31） （H21. 3.31） （H26. 2.28）	12.3 ha	浜之市地区土地区画整理事業

１３　その他

(1) 土木部機構の変遷

土木行政を分掌してきた機構の変遷を略記すると次表のとおりであるが、第二次大戦後地方自治制度の改革によって住民自治の確立の行政の多様化に応じて県民の福祉に呼応するように土木行政機構も大きく変わってきている。

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
明治４年		廃藩置県
明治 10 年		県令､書記官の下部組織として第１課から第６課が設置され土木関係は第３課所属
明治 11 年 12 月		機構改革により９課制となり、土木課及び地理課新設
明治 13 年		土木課と地理課を統合、地理課（常務掛、地籍掛、土功掛、測量掛、営繕掛）設置
明治 19 年７月		県令が知事となる
明治 19 年８月		部制がしかれ、第一・第二・警察・収税の４部が置かれ、土木課は第二部に所属
明治 23 年 10 月		機構改革により、知事官房・内務部・警察部・収税長が設置され、内務部第二課となり、土木掛・地理掛及び農商掛を設置
明治 28 年		鹿児島・川内・加治木・鹿屋に土木監督区事務所を設置
明治 30 年		内務部を５課制とし、土木は第二課となり、土木地理掛を新設
明治 40 年		土木監督区事務所を鹿児島・川内・横川・鹿屋・知覧に置き、土木掛出張所と改称する
		土木掛出張所を土木出張所と改称する
大正７年		横川土木出張所を加治木土木出張所に､知覧土木出張所を加世田土木出張所に改称し、大島土木出張所新設
昭和７年		出水・栗野・岩川・西之表に土木出張所新設
		宮之城・指宿・伊集院に同じく追加新設
昭和 10 年４月 30 日		鹿児島港務所設置
昭和 11 年７月 31 日	訓令第 43 号	機構改革により、知事官房・総務部・学務部・経済部・警察部の各部制がおかれ、経済部土木課となる
昭和 11 年 12 月 12 日	告示 580 号	古江港修築事務所設置
昭和 11 年 12 月 23 日	告示 585 号	別府川改修事務所設置
昭和 12 年 10 月 25 日	告示 549 号	大根占港修築事務所設置
昭和 13 年４月１日	告示 165 号	土木出張所の名称及び区域の改正が行われた（鹿児島･川内･出水･栗野･加治木･岩川･鹿屋･西之表･加世田）
昭和 19 年７月８日	訓令第 38 号	経済部を経済第一・第二の二部に改め、第二部所属
昭和 19 年 12 月４日	告示 561 号	鹿屋港修築事務所設置
昭和 21 年２月１日	訓令第５号	総務部を内政部に改称その所属となる（内政部土木課）

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和 21 年６月３日	訓令第 33 号	戦災復興事務所設置 串木野・阿久根・枕崎・加治木・市来・山川・西之表
昭和 21 年 10 月 23 日	告示 255 号	山川港修築事務所設置
昭和 21 年 10 月 23 日	告示 256 号	広瀬川・野田川改修事務所設置
昭和 21 年 11 月 11 日	訓令 62 号	垂水戦災復興事務所設置
昭和 21 年 11 月 18 日	訓令第 60 号	機構改革により土木部が新設され、道路課・河港課・戦災復興課及び住宅課の４課を設置
昭和 21 年 12 月 23 日	告示第 328 号	黒之瀬戸渡船事務所設置
昭和 22 年７月 19 日	告示 249 号	枕崎港修築事務所設置
昭和 22 年 10 月１日	訓令第 29 号	監理課が設置され、河港課を河川課と港湾課に分課、戦災復興課を計画課に、住宅課を建築課に名称変更
昭和 22 年 10 月１日	規則第 16 号	機構改革（土木出張所名称変更及び支所設置） ○鹿児島･川内･加世田･出水･栗野･加治木･岩川･鹿屋 ○鹿児島土木出張所に指宿支所及び伊集院支所を設置
昭和 23 年 11 月 17 日	訓令第 29 号	建築課を営繕課に改称、新たに建築指導課を設置
昭和 23 年 11 月 29 日	規則第 93 号	指宿支所及び伊集院支所がそれぞれ土木出張所に昇格
昭和 24 年９月 21 日	訓令第 30 号	営繕課・建築指導課を廃止し建築課新設
昭和 24 年 12 月 23 日	告示 397 号	支所・工事事務所設置 （支所）大口・宮之城・頴娃・大根占・中種子 （工事事務所）串木野・枕崎港・広瀬川・野田川・別府川・志布志港・鹿屋港・内之浦・山川・甑島・伊作田
昭和 25 年６月 12 日	訓令第 17 号	砂防課新設
昭和 25 年		観光課経済部より土木部所属
昭和 25 年 10 月 13 日	告示 398 号	口永良部港修築事務所新設
昭和 26 年２月 26 日	告示 73 号	山川港工事事務所廃止
昭和 26 年７月 31 日	告示 557 号	山川・垂水・東市来・戦災復興事務所廃止
昭和 26 年８月 11 日	告示 596 号	串木野工事事務所廃止
昭和 26 年 10 月 22 日	告示 784 号	大谷川・大里川・大淀川・神川及び米之津川工事事務所設置
昭和 27 年１月 25 日	告示 46 号	大泊港修築事務所設置
昭和 27 年４月１日	告示 181 号	野田川工事事務所を廃止し、阿久根工事事務所設置
昭和 28 年１月 26 日	告示 68 号	隈之城川工事事務所設置
昭和 28 年４月 24 日	告示 346 号	別府川工事事務所廃止
昭和 28 年７月 13 日	告示 528 号	阿久根工事事務所廃止
昭和 28 年 11 月９日	告示 723 号	大姶良・野田川・菱田川・田原川工事事務所設置
昭和 28 年 12 月 25 日	条例第 59 号	奄美群島祖国復興に伴い大島支庁設置、分課組織として課制実施（大島支庁土木課）
昭和 29 年４月 16 日	規則第 34 号	土木出張所の改称並びに支所の昇格（名称は土木事務所となる）

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
	（昭和 29 年 5 月 1 日から実施）	（鹿児島・指宿・加世田・伊集院・川内・宮之城・大口・栗野・出水・加治木・岩川・鹿屋・大根占・西之表）
昭和 29 年５月１日	告示 302 号の３	河川改修･戦災復興･港修築事務所をそれぞれ工事詰所に名称変更 （工事詰所）伊作･大川･広瀬川･大谷川･枕崎･甑島･串木野･阿久根･天降川･大淀川･田原川･内之浦･垂水･伊座敷･屋久島
昭和 29 年５月１日	訓令第８号	
	附令第３号	河川課・砂防課を統合し、河川砂防課とする
昭和 30 年３月 22 日	訓令第５号 (30 年 4 月から適用)	工事監査員設置
昭和 30 年 11 月 28 日	訓令第 20 号(30 年 12 月から施行)	出先機関連絡協議会設置
昭和 31 年６月 30 日	告示 509 号	港務所を鹿児島港管理事務所に名称変更
昭和 31 年６月 30 日	告示 508 号	建設工事用材料試験室設置
昭和 31 年６月 30 日	規則第 73 号	次の土木事務所に課制（庶務課・工務課）新設 鹿児島・加世田・伊集院・川内・加治木・大島・鹿屋
昭和 33 年５月１日	告示 343 号	根占工事詰所設置
昭和 33 年８月１日	告示 566 号	工事詰所等の名称等整備される 川辺･枕崎･吹上･日吉･甑島(29.5.1)串木野･隼人･大崎･垂水･内之浦･根占(35.5.1)佐多(29.5.1)屋久島(29.5.1)
昭和 34 年７月 15 日	規則第 43 号	指宿・出水・西之表の各土木事務所に庶務課及び工務課新設 鹿児島土木事務所に失業対策事業課新設
昭和 35 年４月１日	訓令第９号	観光課は水産商工部所属となる
昭和 35 年４月１日	規則第 28 号	屋久島工事詰所が土木出張所に昇格、口永良部工事詰所新設
昭和 35 年４月１日		大島支庁名瀬港管理事務所新設
昭和 35 年７月１日	規則第 65 号	鹿児島港管理事務所に庶務課及び業務課新設
昭和 35 年７月１日	訓令第 17 号	監理課建設業係から用地関係事務を分離し用地係を新設
昭和 35 年 12 月 28 日	規則第 122 号	鹿児島県行政組織規則及び服務規程により各処務規定廃止
昭和 36 年６月２日	規則第 64 号	道路課に調査係新設
昭和 36 年７月 11 日	規則第 80 号	課制未設置の土木事務所に主任を配置
昭和 37 年３月 30 日	規則第 22 号	河川砂防課から砂防係事務を分離、砂防課新設(37.4.1)
昭和 37 年３月 30 日	〃	屋久島土木出張所を土木事務所に昇格
昭和 37 年７月１日	規則第 54 号	監理課は用地主任設置 全土木事務所（鹿児島を除く）を２課（庶務・工務）制とし庶務課に用地係主任設置 宮之浦工事詰所設置、口永良部詰所廃止
昭和 38 年３月 29 日	規則第 21 号	工事詰所を工事出張所に名称変更し、隼人工事詰所を廃止し、牧園工事出張所新設

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和38年５月15日	規則第46号	建築課から住宅行政を分離して住宅課を新設
昭和38年６月１日	規則第49号	道路課改良係を改良第一、第二に分ける 各課の工事事務係を改編し、監理係に改称 主任建築技師の職制を新設
昭和38年７月１日		全土木事務所庶務課に庶務主任を新設
昭和39年７月10日	規則第87号	鹿児島・加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の６事務所に用地課を新設するとともに工務課を二課制とし、これに、主任制を増設
昭和39年８月10日	告示163号	頴娃・手打・青瀬・志布志・財部・古江・中種子・南種子にそれぞれ駐在機関設置
昭和39年８月10日	規則第101号	工事出張所のうち甑島・内之浦・佐多・宮之浦を除く９出張所を廃止し、頴娃・中種子駐在機関廃止
昭和39年９月１日	規則第58号	鹿児島・加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の６土木事務所に建築課を設置
昭和40年７月１日		大島支庁土木課に工事監査員を新設
昭和41年５月21日	規則第52号	土木部次長制新設 土木部工事監査員を統括するため工事監査監を新設
昭和41年７月１日	規則第64号	大島支庁名瀬土木出張所沖永良部詰所を土木出張所に昇格
昭和41年７月１日	規則第64号	道路課庶務係を庶務係、経理係とし、鹿児島土木事務所に監理係を新設、指宿土木事務所工務課を工務第一課、工務第二課に分課 大島支庁土木課から建築行政を分離して建築課を設置
昭和41年12月５日	告示第1044号	財部駐在機関廃止
昭和43年４月17日	告示第423号	鹿児島県九州縦貫自動車道対策室を土木部に設置
昭和43年７月９日	規則第61号	港湾課漁港係は、水産商工部水産施設課所属となる
昭和43年８月14日	規則第69号	本庁においては、主管課制度を採り入れた機構改革により、土木部各課の機構が、次のように定められた 監理課　総務係・経理第一係・経理第二係・工事事務係・建設業係・用地係 道路課　管理係・橋りょう調査係・改良係・特殊改良係・舗装係・補修係 河川課　管理係・災害事務係・災害海岸工事係・治水係・開発係 砂防課　調査係・砂防係 港湾課　管理係・港湾係・調査係 計画課　管理係・計画公園係・都市建設係・区画整理係 建築課　企画調整係・指導係・庁舎建築係・学校建築係・設備係 住宅課　計画係・融資係・建設係・管理係 出先機関においては、指宿、伊集院土木事務所に用地課を出水土木事務所においては、用地課と建築課をそれぞれ庶務課から分離した

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和 44 年９月１日	規則第 75 号	本庁においては、監理課に企画調整係を新設 道路課の橋りょう調査係を計画調整係と橋りょう係に分ける 建築課の企画調整係を計画調整係と改称 宅地課に宅地開発係を新設 出先機関においては、出先機関の庶務課を総務課と改称 鹿児島・加世田・加治木・大隅・鹿屋の工務二課制を工務三課制にする 伊集院・西之表の工務課を工務二課制にする 九州縦貫自動車道事務局を新設 大根占土木事務所佐多工事出張所･屋久島土木事務所宮之浦工事事務所を廃止
昭和 44 年 12 月１日	規則第 98 号	西之表土木事務所と屋久島土木事務所を熊毛支庁に統合 熊毛支庁 ― 土木課 熊毛支庁 ― 屋久島土木出張所 工業用水道部設置
昭和 45 年４月１日	条例第９号	計画課の出先機関として吉野公園管理事務所を新設
昭和 45 年４月１日	規則第 57 号	監理課の出先機関として建設工事材料試験室を新設
昭和 45 年９月１日	規則第 77 号	出水・宮之城土木事務所の工務課を工務二課制にする 都市計画課の計画公園係を廃止し、計画係と都市公園係を新設 住宅課の宅地開発係を廃止し、開発指導係と監察係を新設 住宅課の監察係を監察指導係と改称
昭和 46 年８月 14 日	規則第 80 号２	工事監査監を統括するため首席工事監査監を新設 道路課に鹿児島県道路公社設立準備室を発足
昭和 46 年９月 17 日	告示第 1042 号	鹿児島空港跡地処理対策室（管理係・計画係）を新設
昭和 47 年３月 31 日	告示第 315 号の 16	道路課を道路建設課と道路維持課に分割
昭和 47 年４月 12 日	規則第 39 号	道路建設課　計画調整係・改良係・舗装係・橋りょう係 道路維持課　管理係・維持補修係・交通安全施設係・市町村道係
昭和 47 年５月 29 日	告示第 500 号	大島支庁に空港対策室設置
昭和 47 年７月 26 日	規則第了７号	港湾課港湾係を計画係と建設係に分け、調査係を空港防災係に名称変更、騒音対策係を新設
昭和 47 年８月２日	告示第 806 号	大口土木事務所に建築主事を配置
昭和 47 年９月 20 日	告示第 1、028 号	鹿児島県道路公社設立準備室を廃止し鹿児島県道路公社として発足
昭和 48 年４月１日	規則第 25 号	鹿児島港湾管理事務所を鹿児島港湾事務所と名称変更し、工務課を新設
昭和 48 年６月１日		鹿児島港フェリー埠頭公社設立
昭和 48 年７月 23 日	規則第 60 号	宮之城･大口･栗野･大根占の各土木事務所に用地課新設
昭和 48 年７月 23 日	告示第 966 号	鹿児島空港跡地処理対策室に分譲係を新設

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和 49 年４月１日		監理課用地係を分離して用地課（監理収用係、用地係）を新設
昭和 49 年７月 25 日		港湾課の空港防災係と騒音対策係を整理統合し、空港係と防災係を設置、大島支庁名瀬土木出張所を大島支庁土木課に統合
		道路建設課、建築課にそれぞれ管理係を新設し、監理課経理第１係を経理係に改称するとともに経理第２係、工事事務所係を廃止
昭和 49 年 11 月１日		出水土木事務所黒ノ瀬戸渡船所を廃止
昭和 50 年７月 21 日	規則第 49 号	砂防課調査係を廃止し、管理係及び傾斜地保全係を新設
		計画課に下水道係を新設
		建築課設備係を廃止し、機械設備係及び電気設備係を新設
		大口・栗野・大根占の各土木事務所及び屋久島土木出張所の工務課を二課制とする
昭和 50 年７月 21 日		鹿児島県建設技術センター設立
昭和 50 年８月 11 日	告示第 911 号	大島支庁空港対策室廃止
		大島支庁土木課笠利工事詰所廃止
昭和 50 年 11 月１日	告示第 1210 号	鹿児島空港跡地処理対策室をニュータウン建設室に名称変更
昭和 51 年５月１日		港湾課から空港係を分離して空港対策室を設置
昭和 51 年７月８日		首席土木監理監を廃止し、土木技監新設
		用地課管理収用係を廃止し、管理係及び収用調整係を新設
昭和 52 年７月 25 日	規則第 50 号	管理係を分離し工事事務係を新設
		（道路維持課、河川課、港湾課、計画課）
昭和 52 年７月 25 日	規則第 50 号	伊集院、川内、出水の各土木事務所に工務第三課の新設
昭和 52 年７月 25 日		宮之城、栗野、大根占土木事務所に建築技師配置
昭和 53 年３月 31 日	規則第９号	港湾課に調整係の新設
昭和 53 年５月１日	規則第 26 号	土木技監廃止
昭和 53 年５月１日		土木部次長（技術）新設
昭和 53 年５月１日	規則第 26 号	ニュータウン建設室を廃止し、監理課にニュータウン係を設置
昭和 53 年７月 24 日		監理課に積算管理係、技術管理係を新設
		伊集院土木事務所に建築課の新設
		徳之島土木出張所に総務課、工務第一課、工務第二課を新設
昭和 53 年 10 月 30 日		大隅土木事務所志布志港出張所を新設
昭和 54 年７月 23 日		指宿土木事務所に建築課を新設
昭和 54 年７月 28 日		甑島工事出張所を甑島土木出張所に改組し、総務課、工務課を新設大隅土木事務所志布志港出張所を廃止し、志布志港湾事務所を設置
昭和 54 年８月６日		
昭和 54 年 10 月１日	規則第 74 号	熊毛支庁屋久島土木出張所を熊毛支庁土木課の所管とする
昭和 54 年 11 月８日	規則第 81 号	工事の監査及び検査に関する事務を統括し、工事監査監及び工事監査員を指揮監督するため総括工事監査監の職を新設

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和 55 年４月１日	規則第 23 号	計画課を都市計画課に、同課の都市建設係を街路係に改称
昭和 55 年７月 22 日	規則第 62 号の２	大島支庁喜界土木出張所を新設
昭和 56 年５月１日	規則第 29 号	検査指導課（技術指導係、積算管理係）を新設 用地課と九州縦貫自動車道事務局を監理課に統合し､監理用地課(総務係、経理係、企画調整係、建設業係、ニュータウン係、収用調整係、用地係、縦貫自動車道係）とする 大島支庁土木課及び建築課を再編成し、土木課の港湾漁港・空港部門を分離して、港湾課とし、他の土木部門と建築課を統合して土木課とする 用地の取得及び補償に関する事務を統括させるため監理用地課に用地監の職を新設
昭和 56 年７月 23 日	規則第 61 号	道路建設課の改良及び舗装係を地方道係及び国道係に再編成、同課の管理係を工事事務係に改称 道路維持課の交通安全施設係及び市町村道係を改良施設係に統合 砂防課の管理係を工事事務係に、都市計画課の管理係を調整係に改称 住宅課の計画係及び融資係を計画融資係に改称 鹿児島港湾事務所の業務第一課及び業務第二課を管理課及び業務課に再編成 大島支庁徳之島出張所に空港管理所を設置
昭和 58 年７月 20 日	規則第 67 号	監理用地課のニュータウン係を廃止 内之浦工事出張所を廃止 瀬戸内土木出張所及び沖永良部土木出張所に総務課及び工務課を新設
昭和 59 年４月１日	規則第 30 号	建設工事材料試験室廃止
昭和 59 年 10 月 15 日	規則第 81 号	志布志港湾事務所の廃止 志布志湾港湾事務所の新設 志布志湾港湾事務所志布志港出張所の新設 港湾課に波見港建設係を新設
昭和 60 年４月１日	規則第 22 号	志布志湾港湾事務所の工務課を工務第一課と工務第二課に再編

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和61年４月１日	規則第26号	港湾課と空港対策室を統合して港湾課とし、同課内に空港対策室を設置 港湾課空港対策室に空港対策監の職を新設 監理用地課の縦貫自動車道係を廃止 河川課の災害事務係を災害係に、災害海岸工事係を防災海岸係に改称 建築課の計画調整係と指導係を計画指導係に統合 大島支庁土木課に工務第三係を新設
昭和62年４月１日	規則第24号	鹿児島港湾事務所に建設調整課を新設 大島支庁名瀬港管理事務所を廃止
昭和63年４月１日	規則第22号	大島支庁港湾課総務用地係を総務係に改称
平成元年４月１日	規則第８号	港湾課波見港係を廃止し、鹿児島港整備係を新設 志布志湾港湾事務所の工務第一課と工務第二課を工務課に統合 大島支庁港湾課の港湾係と空港係を港湾空港係に統合 港湾課空港対策監の職を廃止（専任の室長を配置）
平成２年４月１日	規則第６号	加世田土木事務所にダム建設課を新設 熊毛支庁土木課の工務第一係､工務第二係及び工務第三係を道路係､河川砂防係、港湾係、空港建設係に再編成 大島支庁土木課及び港湾課を再編成し、土木課の河川・砂防部門を港湾課所管とし、河川港湾課とする また、土木課の工務第一係、工務第二係及び工務第三係を道路建設係、道路維持係に河川港湾課に河川砂防係を新設 志布志湾港湾事務所と同志布志港出張所を統合再編し､本所を志布志とする
平成３年４月１日	規則第14号	吉野公園管理事務所を廃止 検査指導課に技術調整監を新設
平成４年４月１日	規則第26号	監理用地課内に用地対策室を設置し、用地監の職を廃止（専任の室長を配置） 大島支庁瀬戸内土木出張所の工務課を工務第一課と工務第二課に再編 土木部に鹿児島港整備審議監の職を新設 道路建設課に高速道対策監の職を新設

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成５年４月１日	規則第 14 号	鹿児島土木事務所ほか７事務所に係長制を導入 川内土木事務所甑島土木出張所を改組し、甑島土木事務所を新設 各土木事務所の工務第一課、工務第二課及び工務第三課をそれぞれ道路建設課、河川港湾課もしくは河川砂防課、道路維持課に課名改称
平成６年４月１日	規則第７号	鹿児島土木事務所に河川災害対策課を、熊毛支庁土木課に空港建設室をそれぞれ配置し、13 事務所等に係長制を導入、また、屋久島土木出張所を屋久島事務所に改めた
平成７年４月１日	規則第 23 号	河川課に参事（都市河川対策担当）、都市計画課に技術主幹（橋りょう整備担当）の職を新設
平成８年４月１日	規則第 31 号	道路建設課内に高速道路対策室を設置、都市計画課に下水道対策監の職を新設、監理用地課に土木行政総合システム主幹の職を新設
平成９年４月１日	規則第 28 号	土木部に建築技監の職を新設、建築課内に設備室、特定施設整備係を設置、加治木土木事務所に管理課を新設
平成 11 年４月１日	規則第 37 号	都市計画課内に下水道対策室を設置し、下水道対策監の職を廃止 鹿児島港整備審議監の職を廃止し、港湾対策審議監の職を新設 港湾課に港湾対策監の職を新設し、港湾対策班を設置 鹿児島土木事務所の河川災害対策課を廃止し、河川港湾課内に河川砂防第三係を新設
平成 12 年４月１日	規則第 101 号	検査指導課の技術管理課への改称(技術指導係の企画指導係への改称) 都市計画課・技術主幹（橋りょう整備担当）の職を廃止 鹿児島土木事務所の河川港湾課河川砂防第三係を廃止 鹿児島土木事務所にダム建設課及びダム建設係を新設 大島支庁河川港湾課にダム建設係を新設 大島支庁の各出張所を再編し、瀬戸内事務所、徳之島事務所、沖永良部事務所を設置（３土木出張所は各事務所の土木課となる）
平成 13 年４月１日	規則第 36 号	都市計画課の都市公園係を公園緑地係に改称 指宿土木事務所、大口土木事務所、出水土木事務所及び熊毛支庁土木課に管理係を新設

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
		熊毛支庁土木課空港建設室の空港用地係を廃止
平成 14 年４月１日	規則第 27 号	建築課の特定施設整備係を廃止
		加世田土木事務所のダム建設課を廃止
		大島支庁河川港湾課に用地管理係を新設
平成 15 年４月１日	規則第 34 号	砂防課に土砂災害防止推進班を設置
平成 16 年４月１日	規則第 46 号	宮之城土木事務所を川内土木事務所に、大根占土木事務所を鹿屋土木事務所に再編統合し、それぞれに管理課、技術調整課を新設
		鹿児島土木事務所の総務係を総務係、工事事務係に、加世田土木事務所、大隅土木事務所の総務係、管理係を総務係、工事事務係、管理係にそれぞれ改編
		鹿児島港湾事務所の総務課、建設調整課を総務調整課に改編
平成 16 年４月１日	告示第 738 号	運転技師、機械操作技師及び道路整備員の駐在機関として川内土木事務所宮之城町駐在機関、鹿屋土木事務所大根占町駐在機関を設置
平成 17 年３月 22 日	告示第 404 号	市町村の廃置分合に伴い川内土木事務所宮之城町駐在機関を川内土木事務所さつま町駐在機関に、鹿屋土木事務所大根占町駐在機関を鹿屋土木事務所錦江町駐在機関に改称
平成 17 年４月１日	規則第 82 号	監理用地課に公共事業調整監の職を新設し、公共事業調整班を設置
		都市計画課下水道対策室を都市計画課生活排水対策室に改編
		鹿児島土木事務所に技術調整課を新設し、道路維持係を道路維持第一係、道路維持第二係に、指宿土木事務所の道路建設課、道路維持課を道路課に、伊集院土木事務所の河川砂防第一係、河川砂防第二係を河川砂防係にそれぞれ改編
		市町村の廃置分合に伴い甑島土木事務所を川内土木事務所甑島土木出張所に改編
平成 18 年３月 31 日	告示第 600 号	事務職員の駐在機関として土木部監理用地課用地対策室曽於市駐在機関を鹿児島県土地開発公社大隅事務所内に設置

年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成 18 年４月１日	規則第 75 号	監理用地課に入札契約指導班を設置 港湾課空港対策室を廃止し、港湾課を港湾空港課に改名、空港係を設置 建築課と設備室及び住宅課を統合再編し、それぞれ建築課、営繕室、住宅政策室に再編、設備対策監の職を新設 指宿土木事務所の河川砂防係、港湾漁港係を河川港湾係に、伊集院土木事務所の用地第一係、用地第二係を用地係に、道路建設第一係、道路建設第二係を道路建設係に、大口土木事務所の道路建設係、道路維持係を道路係に大隅土木事務所の用地第一係、用地第二係を用地係に、甑島土木出張所の工務第一課道路河川係、港湾漁港係を工務第一課工務係に、それぞれ改編 熊毛支庁土木課空港建設室を廃止し、熊毛支庁土木課空港係を設置 大島支庁河川港湾課のダム建設係を廃止
平成 19 年３月 30 日	告示第 601 号	事務職員の駐在機関として土木部監理用地課用地対策室薩摩川内市駐在機関を鹿児島県土地開発公社北薩事務所内に設置
平成 19 年３月 30 日	告示第 602 号	技術職員の駐在機関として北薩地域振興局建設部甑島支所薩摩川内市下甑駐在機関を薩摩川内市下甑支所内に設置
平成 19 年４月１日	規則第 43 号	総合事務所化に伴い 11 土木事務所、１土木出張所、２港湾事務所を５地域振興局建設部、９建設部支所に再編 北部豪雨災害に係る河川激甚災害対策特別緊急事業への対応として河川課に参事（激特事業担当）を配置し、北薩地域振興局建設部出水支所に河川災害対策係を設置
平成 20 年４月１日		港湾空港課港湾対策班を廃止 都市計画課内に都市緑化フェア開催準備班を設置
平成 21 年４月１日	規則第 15 号	土木部に都市緑化フェア総括監の職を新設、都市計画課内の都市緑化フェア開催準備班を廃止し、都市緑化フェア推進室を設置 監理用地課の監理課への改称 鹿児島地域振興局鹿児島港支所の建設係、維持係を港湾係に改編

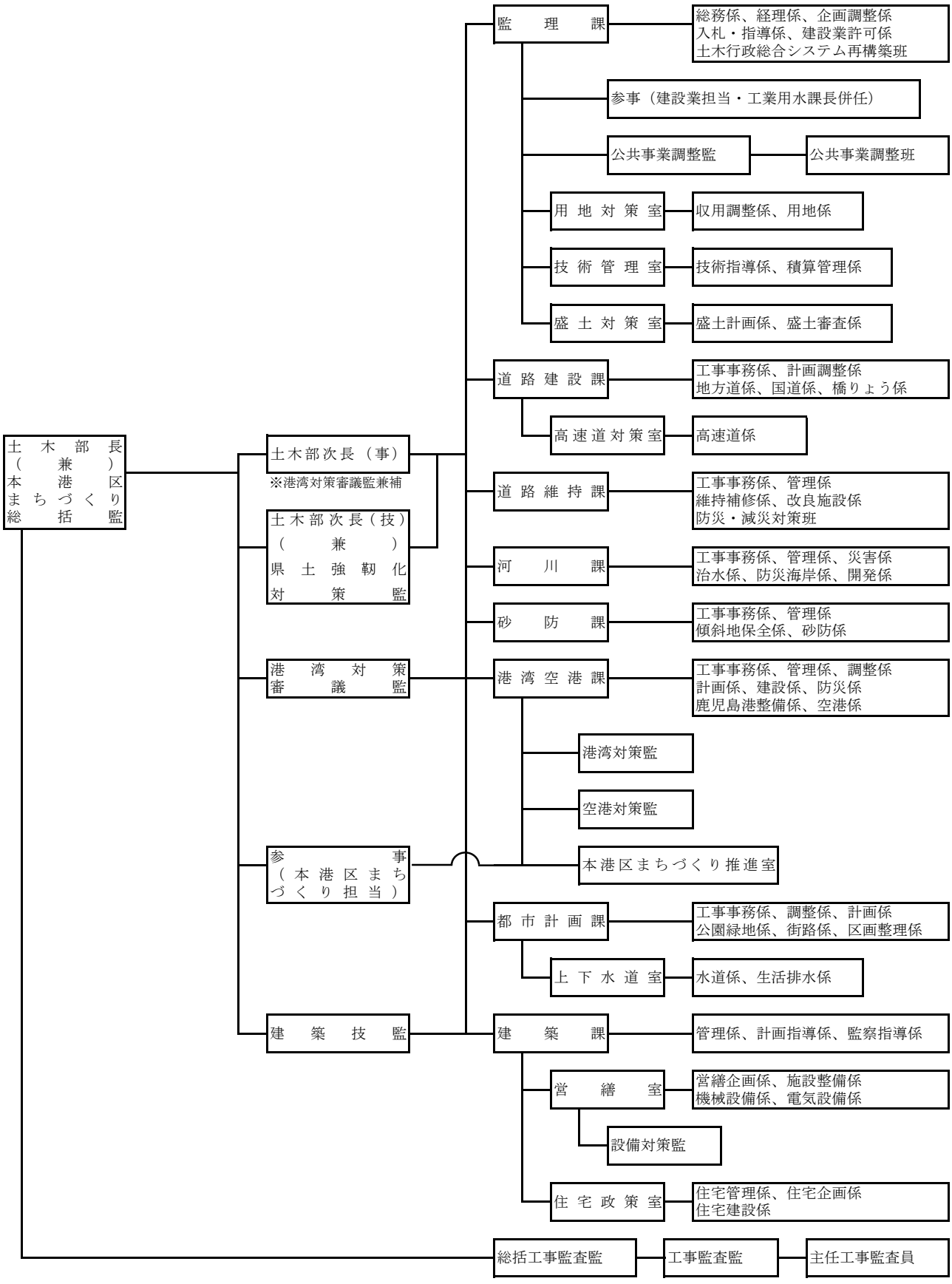
年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成22年3月30日	告示第395号	北薩地域振興局建設部甑島支所薩摩川内市下甑駐在機関を廃止
	告示第396号	大隅地域振興局建設部肝付町駐在機関を大隅地域振興局建設部土木建築課肝付町道路保守駐在に改称
	告示第397号	北薩地域振興局建設部さつま町駐在機関を北薩地域振興局建設部土木建築課さつま町道路保守駐在に、大隅地域振興局建設部錦江町駐在機関を大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在に改称
	告示第398号	技術職員、運転技師及び道路整備員の駐在機関として鹿児島地域振興局建設部土木建築課日置市駐在機関、南薩地域振興局建設部土木建築課指宿市駐在機関、大隅地域振興局建設部土木建築課曽於市駐在機関を設置
	告示第399号	事務・技術職員、運転技師及び道路整備員の駐在機関として北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関、姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関を設置
	告示第400号	運転技師及び道路整備員の駐在機関として姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課湧水町道路保守駐在を設置
	告示第401号	事務・技術職員及び運転技師の駐在機関として大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関を設置
平成22年4月1日	規則第28号	技術管理課を技術管理室として監理課内に設置 監理課入札・契約指導班を入札・契約係に、建設業係を建設業許可係と建設業指導係に、それぞれ改編 地域振興局・支庁の最終体制の確立に伴い、５地域振興局建設部、９建設部支所を５地域振興局建設部、１建設部支所に再編
平成23年1月18日	告示第59号	都市緑化フェア推進室吉野公園駐在機関を設置 都市緑化フェア推進室鹿児島ふれあいスポーツランド駐在機関を設置

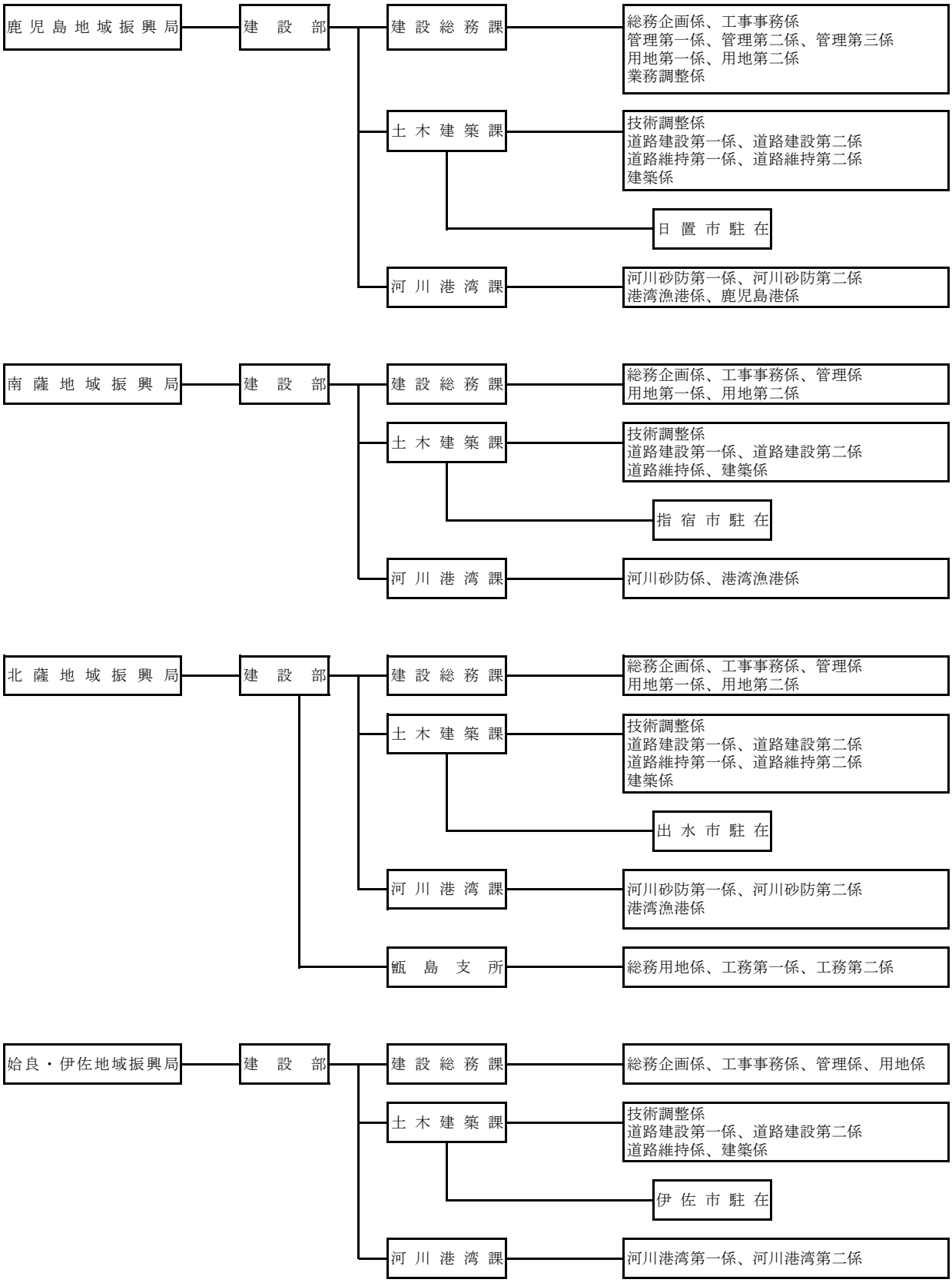
年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成23年3月29日	告示第370号	大隅地域振興局建設部土木建築課肝付町道路保守駐在を廃止
	告示第371号	監理課用地対策室曽於市駐在機関を廃止
	告示第372号	監理課用地対策室薩摩川内市駐在機関を廃止
	告示第373号	大島支庁建設部建設課奄美市道路保守駐在を設置
平成23年5月31日	告示第596号	都市緑化フェア推進室吉野公園駐在機関を廃止
		都市緑化フェア推進室鹿児島ふれあいスポーツランド駐在機関を廃止
平成24年4月1日	規則第29号	土木部に土木監の職を新設
		大島支庁建設部建設課に河川砂防災害対策係を設置
		河川課の参事（激特事業担当）の職を廃止
	告示第467号	大島支庁瀬戸内事務所瀬戸内町道路保守駐在を設置
平成25年3月29日	規則第27号	鹿児島地域振興局建設部河川港湾課のダム建設係を廃止
平成28年4月1日		監理課に課長補佐（建設業担当）の職を単独配置（建設業指導係長との兼補解除）
		監理課入札・契約係及び建設業指導係を、入札・指導係に統合
	告示第376号	北薩地域振興局建設部土木建築課さつま町道路保守駐在を廃止
	告示第376号	大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在を廃止
平成29年4月1日		監理課課長補佐（建設業担当）の職を廃止し、参事（建設業担当）の職を配置
		港湾空港課に参事（本港区調整担当）の職を配置
平成30年4月1日	規則第18号	大島支庁建設部建設課の河川港湾係を河川港湾第一係に改称
		大島支庁建設部建設課の河川砂防災害対策係を廃止し、河川港湾第二係を設置
平成31年4月1日	規則第26号	土木監の職を廃止
		土木部に本港区まちづくり総括監の職を新設
		土木部に参事（社会基盤防災・減災担当）の職を配置
		土木部に参事（本港区まちづくり担当）の職を配置
		港湾空港課の参事（本港区調整担当）の職を廃止

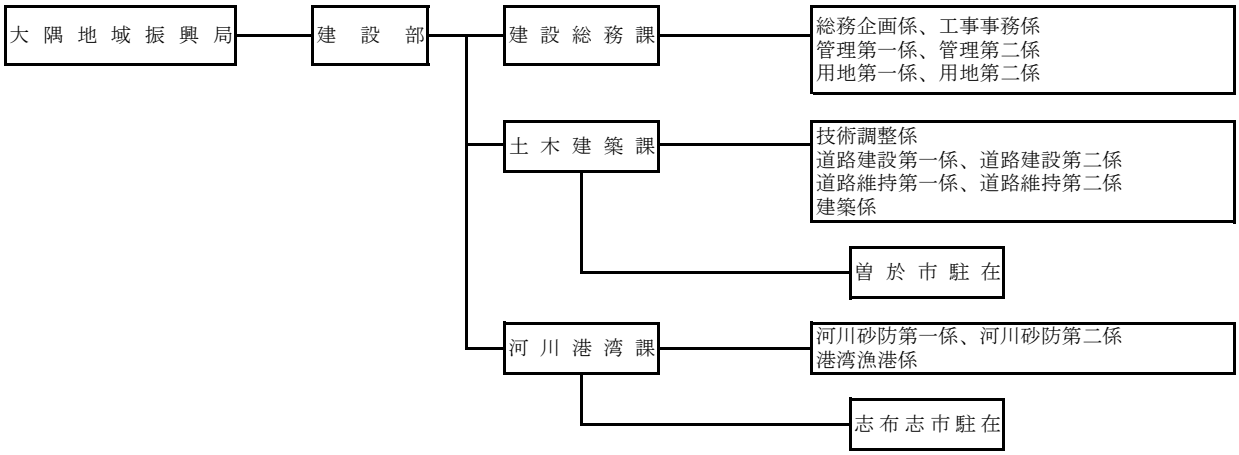
年　月　日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成31年４月１日	規則第26号	砂防課の土砂災害防止推進班を廃止し、管理係を設置
		港湾空港課内に本港区まちづくり推進室を設置
令和２年３月31日	告示第392号	姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課湧水町道路保守駐在を廃止
	告示第393号	大島支庁瀬戸内事務所瀬戸内町道路保守駐在を廃止
令和２年４月１日	規則第27号	港湾空港課に空港対策監の職を新設
令和３年４月１日		土木部の参事（本港区まちづくり担当）の職を廃止
令和４年４月１日		本港区まちづくり総括監を土木部長が兼補
		道路維持課に防災・減災対策班を設置
令和５年４月１日		土木部に参事（本港区まちづくり担当）の職を配置
		建築課に盛土等規制対策班を設置
	規則第31号	建築課営繕室の庁舎建築係と学校建築係を営繕企画係と施設整備係として再編
令和６年７月１日	規則第43号	土木部の参事（社会基盤防災・減災担当）の職を廃止し、県土強靱化対策監の職を新設
		県土強靱化対策監を土木部次長が兼補
令和７年４月１日		監理課に土木行政総合システム再構築班を設置
		建築課の盛土等規制対策班を廃止
	規則第18号	監理課内に盛土対策室を設置
令和８年４月１日		都市計画課の生活排水対策室を廃止
	規則第33号	都市計画課に上下水道室を設置

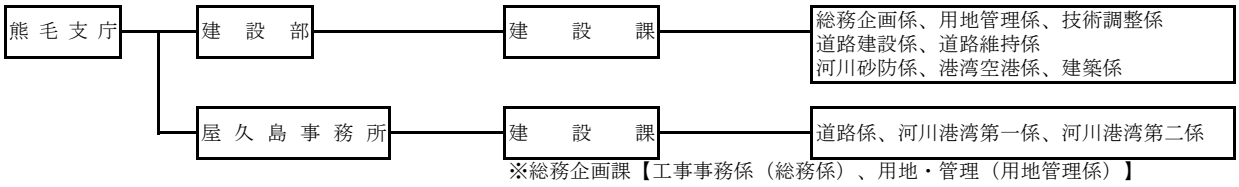
(2) 機構図 （令和８年４月１日現在）

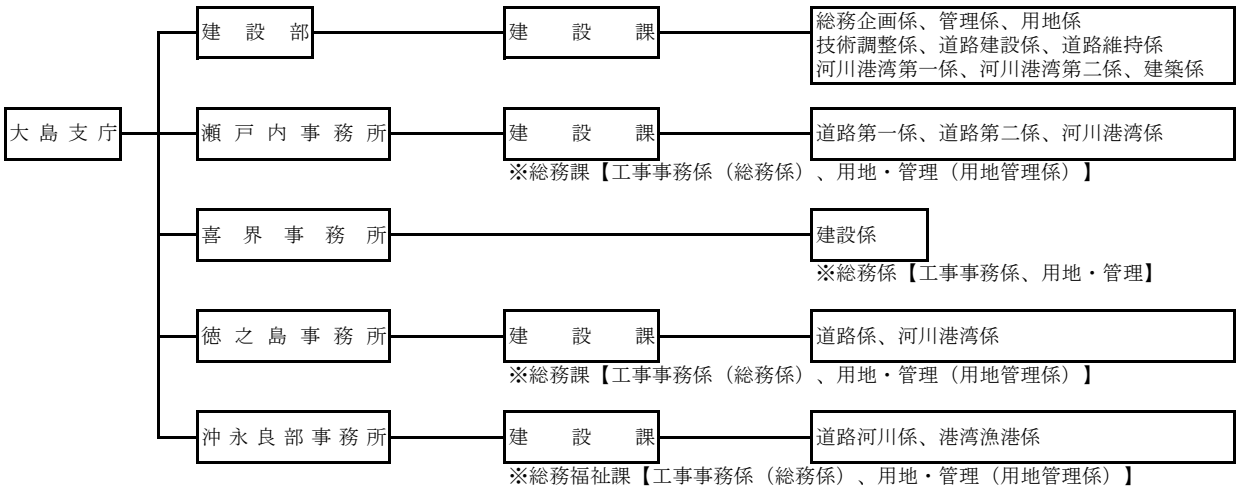
土木部の機構は、本庁に８課８室、５地域振興局に建設部があり、建設部支所が１支所ある。
また、熊毛、大島の各支庁に建設部、屋久島、瀬戸内、徳之島、沖永良部の各事務所に建設課、喜界事務所に建設係がある。（各事務所の総務課（屋久島は総務企画課、喜界は総務係、沖永良部は総務福祉課）に土木部の工事事務、用地、管理を担当する職員を配置）




鹿児島地域振興局
建　設　部
建設総務課
総務企画係、工事事務係
管理第一係、管理第二係、管理第三係
用地第一係、用地第二係
業務調整係
土木建築課
技術調整係
道路建設第一係、道路建設第二係
道路維持第一係、道路維持第二係
建築係
日置市駐在
河川港湾課
河川砂防第一係、河川砂防第二係
港湾漁港係、鹿児島港係
南薩地域振興局
建　設　部
建設総務課
総務企画係、工事事務係、管理係
用地第一係、用地第二係
土木建築課
技術調整係
道路建設第一係、道路建設第二係
道路維持係、建築係
指宿市駐在
河川港湾課
河川砂防係、港湾漁港係
北薩地域振興局
建　設　部
建設総務課
総務企画係、工事事務係、管理係
用地第一係、用地第二係
土木建築課
技術調整係
道路建設第一係、道路建設第二係
道路維持第一係、道路維持第二係
建築係
出水市駐在
河川港湾課
河川砂防第一係、河川砂防第二係
港湾漁港係
甑島支所
総務用地係、工務第一係、工務第二係
姶良・伊佐地域振興局
建　設　部
建設総務課
総務企画係、工事事務係、管理係、用地係
土木建築課
技術調整係
道路建設第一係、道路建設第二係
道路維持係、建築係
伊佐市駐在
河川港湾課
河川港湾第一係、河川港湾第二係







土木部関係機関

・鹿児島県住宅供給公社
　住宅を必要としている勤労者の資金とその他の資金を活用し、居住環境の良好な集団住宅や宅地を供給している。

・公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
　住宅・建築に関する知識の普及、建築関係技術者に対する情報の提供及び県営住宅等の入居手続きや維持管理を行っている。

・鹿児島県道路公社
　指宿有料道路等の経営、管理を行っている。

・公益財団法人鹿児島県建設技術センター
　建設事業に対する技術及び事務の研修、広報、設計積算・施工管理の受託、材料試験等を行っている。